

蠶實行組合の組合員として産業組合を利用せしむること。

(五)加入金の徴收不當なる加入拒絶等組合員の加入増加に關し支障となるべき事項は一切改廢せしむること。

#### 五 産業組合信用限度の擴充

(一)産業組合は法定の組織變更期限を待つことなく有限責任組織の組合は速に其の責任組織を保證責任又は無限責任に改め以て自地信用の擴充に努めしむること。

(二)組織變更に關聯し出資一口金額を減少し或は組合員の脱退を來すが如きことなからしむること。

(三)出資口數の増加又は出資一口金額の増加を圖り且配當金の率の制限、積立金の増加等に依り組合の自己資金の充實を圖らしむること。

(四)以上の外組合員をして各自の産業經濟の改善を圖り組合員一致協力して組合の基礎を確立し以て組合の信用維持に努めしむること。

#### 六 産業組合事業の促進

##### (一)一般事項

(イ)産業組合の活動を促進せしむる爲組合員に産業組合精神を徹底せしむること。

(ロ)産業組合は成るべく信用、販賣、購買及利用の四種事業を全部兼營せしめ各事

業間の連絡統制を圖り事業を擴充し以て組合經營を合理化せしむること但し産業組合製絲其の他特殊の事業を經營する組合には成るべく信用事業の兼營を避けしむること。

(ハ)産業組合は絶對的に系統的聯合機關に加入せしめ總て之が利用を爲さしむることとし已むを得ざる事由に依り他と取引するの必要ある場合に於ては系統機關の了解を得せしむるが如き約款を定め專屬取引を徹底せしむること。

(ニ)組合員の組合利用を促進する爲責任出荷、義務貯金等の制度を設け之が勵行に努めしむること。

(ホ)拔賣、拔買の禁止其の他定款、規約等の違反に對し過怠金を課する制度を設け組合活動の徹底を期せしむること。

##### (二)各種事業に關する事項

##### (イ)信用事業

信用組合の金融改善に關しては「第六農村金融改善計畫樹立方針」を參照すること。

##### (ロ)販賣事業

(1)組合員の生産物は總て組合を通じて販賣せしむること。

(2)販賣組合は系統機關を利用し直接消費者又は消費者の團體と取引を爲す

場合に在つては系統機關の統制の下に其の取引を行はしむること。

(3) 繭其の他主要なる生産物は成るべく加工調製の上販賣せしむること。

(4) 組合の取扱ふ生産物に就ては銘柄、等級、包裝、荷造、規格等の統一を圖らしむること。

(5) 穀物、繭等の販賣統制は農業倉庫等を利用し其の徹底を期すること。

(6) 組合員の生産物の販賣代金は信用組合貯金に振替へ必要の都度組合員に支拂はしむること。

(7) 販賣代金の前渡金の歩合は相當程度に止めて價格の變動に依る損失及資金の固定を防止せしむること。

(8) 販賣組合の販賣に就ては思惑的行爲を爲さしめざること。

(9) 販賣手数料は販賣事業の經營に必要な限度に於て力めて低率ならしむること。

(イ) 購買事業

(1) 組合員の購買品は組合を通じて購入せしむること。

(2) 購買組合の購買品の仕入は系統機關を利用し直接生産者又は生産者の團體より購入する場合に於ては系統機關の統制の下に之を行ふこと。

(3) 購買組合の配給品にして組合又は聯合會自ら生産し又は加工するを適當とするものは力めて之を生産又は加工し組合の購買事業の徹底を期せしむること。

むること。

(4) 購買組合の取扱ふべき經濟用品の購入に就ては組合員の生活改善に重點を置き之を選定せしむること。

(5) 組合員の購買品に就ては之に要する資金の貸付を避け組合より現物を供給するを原則とすること。

(6) 購買組合の購買に就ては思惑的行爲を爲さしめざること。

(7) 購買品の仕入及之が配給に就ては充分なる注意を拂ひ購買の費用の節約に努め品質の優良なるものを成るべく合理的價格を以て配給することに努むること。

(ニ) 利用事業

(1) 産業の經營改善、勞力の合理化、組合員の生活改善等に重點を置き利用設備を充實せしむること。

(2) 醫療、電力、運搬等の規模相當なる設備を爲す場合に於て必要あるときは隣接組合と協力經營せしむること。

(3) 利用設備に就て適度の資金の固定の爲組合經營に支障を來さざる様努めしむること。

(4) 利用料は利用事業に必要な限度に於て力めて之を低率ならしむること。

(ホ) 農業倉庫事業

五 農山漁村經濟更生計畫と産業組合の指導方針

- (1) 町村内に於ける生産狀況等に依り農業倉庫を必要とする場合に在つては産業組合をして之が經營を爲さしむること。
  - (2) 町村内に於て生産せられたる穀物及繭等は成るべく農業倉庫に寄託し販賣及金融の便を増進せしむること。
  - (3) 中小産者の生産物の取扱に重點を置かしむること。
  - (4) 農業倉庫證券の流通を圖り農産物擔保金融を圓滑ならしむること。
  - (5) 農業倉庫に於ける共同販賣は系統機關の利用に努めしむること。
  - (6) 保管料其の他の手数料は農業倉庫經營に必要な限度に於て力めて之を低率ならしむること。
- 七 産業組合精神の普及徹底**
- (一) 部落座談會、青年會、婦人會等の集會を開催して組合精神の徹底及組合利用の普及を圖らしむること。
  - (二) 農會其の他の各種團體をして産業組合の普及發達を援助せしむること。
  - (三) 小學校、補習學校等に於て模擬産業組合を設置せしめ産業組合に關する實地教育を爲さしむること。
  - (四) 組合事業の實狀を時々組合ニュース、ポスター、ビラの頒布、揭示等に依り一般に周知宣傳せしむる方法を講ぜしむること。
  - (五) 産業組合青年聯盟、産業組合婦人聯盟等産業組合運動に關與する者に就ては其の行動を適正に指導し産業組合の精神に反せざる様特に注意せしむること。

**八 産業組合と他の團體との連絡協調**

産業組合と類似の事業を行ふ團體は其の地方の事情に應じ豫め事業の分野を定め相互に活動を阻害することなく連絡協調を圖らしむること。

**第六 農村金融改善計畫樹立方針**

農村に於ける産業經濟の振興は金融を離れては其の實を擧げ難きこと勿論なり是金融改善が農村の經濟更生を企圖するに付寔に缺くべからざる喫緊事たる所以なり之が改善を爲すに當つては先づ以て農村内に於ける資金の需要の方面と其餘裕金の方面とに分て考察し以て毎年の資金關係を明にし之が需給を如何に調節するかの方策を案出せざるべからず而して之が實行は農村民の相互組織の産業經濟金融機關たる産業組合の徹底的改善發達を圖り眞に農村の金融機關たらしめ以て其の任に當らしむるの外途なし仍て産業組合をして「第五農山漁村經濟更生計畫と産業組合の指導方針」に則り信用事業の外販賣購買、利用の事業を兼營せしめ農家は信用を受くるに當つても農産物の販賣代金、餘裕金等の預入れを爲すに當つても

専ら其の町村内の産業組合を利用し農村に於ける資金の過不足は總て産業組合を通じて調節すること、し更に産業組合は農村全體の餘裕金を系統機關に預入るゝと共に其の不足する資金の供給は之を系統機關に仰ぎ以て各地方資金の過不足を調節し進で中央金庫を通じて一般金融界と農村金融とを互に疏通せしむるを理想とす從て之が實現に當つては個人間の貸借頼母子講の如き舊來の不完全なる金融方法及金融機關は成るべく速に之を革め相互金融の確立を企圖することを要するものとす。

今農村に於ける金融改善計畫樹立の主要なる綱要を示せば左の如し(第五農山漁村經濟更生計畫と産業組合の指導方針參照)。

一 農村民をして専ら産業組合金融を利用せしむること

農村の金融は之を産業組合金融に統一し且其の機能の完きを期する爲農家を以て總て産業組合に加入せしめ餘裕金の預入及資金の融通は専ら組合を利用せしむる様改善を加へ且土地購入資金、耕地整理資金等の如き他の機關を利用する場合に於ても其の利用に當つては豫め組合と打合せを爲す等充分連絡を保たしむること。

二 産業組合金融を普及擴充せしめ組合と町村民と金融上密接なる關係を保たしむること

信用事業を行ふ産業組合は原則として一町村一組合に整理統一すると共に未設置町村には速に之を設立せしめ未加入者の加入を奨励すると共に町村民をして組合の事業に充分なる理解と關心とを有せしめ以て金融に關し常に組合と密接なる關係を保たしむること。

三 毎年豫め農村内に於ける資金の過不足を調査し資金計畫を樹て其の實行を期すること

組合をして毎年豫め其の組合員の所要資金の用途、金額及時期並に之に應ずるところを得べき自己資金の額、系統機關よりの借入金、額及時期の豫定等一定の資金計畫を樹て其の實行を期すると共に自作農創設維持資金其の他の特殊資金にして組合以外の機關を利用する場合に於ても資金計畫上適當に之を考慮し農村内の資金の過不足の調節に遺憾なからしむること。

四 商店信用、個人貸借等は成るべく之を避け組合金融を以て之に代らしむること

商店信用、個人貸借等は金利の公正を缺くのみならず一般に融通條件の不利なるものあるの外延ては購入品の選擇及生産物販賣の自由をも拘束せられ農家の蒙る不利甚しきものあり仍て之を適當に整理し組合金融に代らしむること。

五 無盡、頼母子講は成るべく適當に之を整理し組合金融を以て之に代らしむること

六 農村金融改善計畫樹立方針

と

無盡、賴母子講は制度上不完全なる所多きのみならず其の運用に當つては各種の無益なる經費を要し金利亦高率なる等種々弊害多きを以て成るべく組合金融を以て之に代らしむること。

六 農村の資金は成るべく組合に預入れ他に流出せしめざること

農民は徒に預金利率の高きに誘惑せられ危険をも顧みず金利の高き機關に預金し爲に往々不測の損害を蒙ることあるのみならず延ては農村資金の涸渇を招來するの現状に在るを以て農民をして預金金利の高きは危険なること及自己の貯金が農村資金の根源なることを自覺せしめ自己の手許金は勿論其の生産物の販賣代金其の他の餘裕金は専ら組合に預入れしめ以て農村資金の充實に努めしむること。

七 区域内の各種公共團體及公益團體と連絡を取り其の團體を以て成るべく産業組合に餘裕金を預入れしむること

農村の資金の充實を圖る爲組合をして成るべく其の区域内に在る公共團體及公益團體の餘裕金の吸収に努めしむること。

八 農村に於ける貯蓄の美風を涵養すること

農村に於ける勤儉貯蓄の美風を涵養することに努め産業及家計上必要なる資金又は不時の入用資金に對しては出世貯金、教育貯金、納稅貯金、嫁入貯金、備荒貯金等

各種貯金を勵行するの外簡易生命保險家畜保險等の利用に依り豫め之に備へしむること、又土木事業等に依る臨時収入は一應之を組合に振替へ預入れしめ必要の都度引出さしむること、之が浪費を避けしむること。

九 資金の貸付は成るべく生産資金に限ると共に其の用途に付充分注意すること

資金の貸付は生産資金を原則とし其の用途及金額等に付充分なる注意を拂ひ家計費其の他非生産的資金の貸付は其の再生を期し難く遂には農民の固定負債と爲るの虞あるを以て力めて之を避けしむること。

一〇 信用の期限は原則として資金再生の期限と一致せしむること

信用は之に依つて生産を行ひ其の収益を以て其の償還を期するを原則とするものなるが故に資金再生の期限を無視し徒に短期又は長期に偏することあらんか或は償還を困難ならしめ或は浪費を誘致し結局農家負債の固定を招來すべきを以て資金融通の期限の長短は能く資金再生の期限と一致せしむること。

一一 産業組合の貸付を公正ならしむること

組合をして眞に農民の相互組織の金融機關たるの機能を完からしむる爲組合員の信用評定は嚴正に之を行ひ其の貸付を力めて公平且適正ならしめ苟も情實等に依り役員其の他一部の組合員に偏倚すること無からしめ以て一般組合員殊に小産者に對し産業に必要な資金の融通を徹底せしむること。

一二 信用事業と販賣事業及農業倉庫業との連絡を密接ならしむること

組合が信用附與を爲すに當つては力めて組合員の販賣すべき生産物を見合と爲し之が回收方法としては其の販賣代金を引落す等販賣事業及農業倉庫業と連絡を密にし以て組合員の信用の限度を擴張し資金の融通を圓滑ならしむること。

一三 産業組合をして系統機關を利用せしむること

組合の餘裕金は之を系統機關に蒐集し且組合又は聯合會の要する資金は原則として系統機關に仰がしめ他の機關を利用する場合に於ては系統機關と連絡を保たしめ以て相互金融組織の確立を期すると共に進んで産業組合中央金庫を通じて一般金融界と相互疏通せしむること。

一四 産業組合の貯金利率の低下に努むること

農民は往々にして高率なる貯金利率を希望する爲組合は已むなく高率を以て貯金の蒐集に努むるの結果貸付金の金利を高め聯合會、産業組合中央金庫も亦自ら低利の資を蒐集すること困難と爲り延て農村金融の金利を高率ならしむるの現狀に在り仍て農民をして能く組合の本質と農村金融の現狀とに鑑み進んで組合の金利低下に協力し以て一般農村金利の低下に努力せしむること。

一五 農家は隣保共助の精神に基き負債の整理を實行するの手段を講ずること

負債整理は之を誠實に實行せんとする農家に付隣保共助に基づく援助に依り關係者の圓滿なる互讓を基礎とし各個の農家經濟改善計畫と共に負債償還計畫を樹てしむるの方針を以て當該農村に於ける經濟更生計畫中に負債整理計畫を加

へ町村民一致協力して其の實行に努めしむることを要す而して産業組合が組合員の負債整理を爲す場合に於ては組合の特質に鑑み周到なる注意を拂ひ長期貯金又は特別の長期資金を以て負債整理資金に充當すること。  
尙其の他の貯金を負債整理の爲貸付する場合に於ては豫め産業組合中央金庫等と特約を爲し置き貯金の拂戻の場合に備ふること。

三 農村更生計畫樹立方法

一 農村の現狀調査 農村更生計畫を樹立するには、抽象的の案は大體前節に示された精神及經濟の更生計畫の項目に準じて作製することが出來ると思ふが、それは其の村に適切有效なる計畫案とは申すことは出來ない。之を適切有效なものにするには、其の農村の實情に即して樹立されたものでなければならぬ。之が爲には其の農村の實情を調査するを以て計畫案樹立の根本とせなければならぬ。而して之が調査は次に示したる調査項目の如きものにてよからうと思ふ。

農村調査項目

(1) 農村の歴史 開發の沿革、政治上の沿革等、

三 農村更生計畫樹立方法

- (2) 農村の自然 地勢、氣象、水流、湖沼、土質、動植物等、
- (3) 農村の土地 耕地、自作、小作の反別、耕地整理、灌溉、排水等、
- (4) 農村の戸口

本籍戸數と現住戸數及人口男女別、人口増加の狀況、人口移動狀況、職業別、自作農、小作農、自作兼小作等の農家戸數、耕作に従事する地主、從事せざる地主、

(5) 農業の經營狀態

普通農を主とするもの、養蠶を主とするもの、園藝を主とするもの、養畜を主とするもの、林業を主とするもの、是等を兼營とするもの、右に關し改善を要すべき點、勞力の過不足、勞働日數及勞働時間、傭人の慣行、勞働賃銀、

- (6) 農業生産 各生産高、各單位收量、收支の調査、改善計畫、
- (7) 農産物の販賣、

米價、繭價の變動、

主要農産物販賣狀況、

販賣組織の改善、

(8) 肥料、

金肥消費高、購入肥料の趨勢、

自給肥料の使用狀況、堆肥舎、

(9) 種苗、蠶種、飼料等、

(10) 小作慣行、

小作契約、小作權の賣買又は相續、

小作料、

小作爭議狀況、

(11) 農家の共同經營 耕作組合、作業組合、利用組合等の類、

(12) 農家の所得及支出

農家の所得、農業外の所得、

三 農村更生計畫樹立方法

農家の支出

(13) 農村の需給及輸出入物品

主なる需給品の種類、數量、及價格

輸出入物品の種類、數量、價格

(14) 農村の金融

農村の金融機關、貸借方法、

貯金

(15) 農村の交通

陸路、水運、汽車、自動車、郵便、電信、電話

(16) 農村の自治

選舉の狀況

役場事務の整理狀況

納稅狀態、財政狀態、基本財産

(17) 農村の團體

農會、農事實行組合、産業組合、農業倉庫

その他の團體

(18) 農村の教育

幼兒、兒童、青年及成人の教育

新聞雜誌の購讀者

(19) 農村の生活

衣食住、村落の組織及社交團體等

風俗習慣、娛樂、休日

信仰、相互扶助の施設

(20) 農村の衛生

出産、死亡、醫師及び産婆の有無

衛生思想の多少

(21) 離村の狀況 離村者狀況、その數、原因

以上農村調査の項目として挙げたけれども、一時に之を調査するのは容易でなからうと思はれるから、先づその緊要と思ふものより調査を始め、次第に完全なものに



するがよい。而して調査の結果從來の慣行でも弊ありと認めるものは、潔く之を廢止し、或は改革して農村の更生をはからねばならぬ。

農村不況の原因に就ては、近因遠因について述べて置いたが、それは一般的事で、何れの農村にても略共通してゐることと思ふ。然るに農村中には疲弊困憊して居るものと、不況とは云ひながら、今日と雖も、尙左程困つて居ない農村もある。それは周囲の事情が、好境遇に置かるゝ、特種の農村もあるかも知れぬが、そればかりではなく、困憊してゐる農村には何れの點にか欠陥がある爲に斯くなる場合が多い。故に之は調査して斷然改善するやうに計畫を樹てねばならぬ。

或る甚しく疲弊したと云ふ村を、視察したと云ふ人の話によると、其の村では婦人が殆んど働かない。二十歳から四十歳位の働き盛りの婦人はブラブラして居るとの事である。かやうに働かない(家庭内の仕事はするのであらうが)とすれば確かに貧困を招く原因になると思ふ。

又或る村の調査書を見ると、五百戸位で、一ヶ年の酒代が數萬圓に達してゐる。これ等も土地の習慣で改むべきことだらうが、やはりあると思ふ。その外共同販賣が

行はれて居ない爲に、生産物をやすく賣るとか、貯藏すべき設備のないので已むなく直に賣るために、適當の値段に賣ることの出来ない場合なども少くない。故に農村事情につき、各種の方面から調査し、農村の振興を圖らねばならぬ。

(二)農村更生計畫の樹立 農村更生計畫の樹立は、各町村の状態によつて異なるべく、又實行の方法に至つては、當該町村の實際に照して爲すべきもの故、之を一々茲に擧げることが不可能なるも、その要旨に至つては大同小異なりと思ふ。今左に東北地方の某村に於て決定せる更生計畫をあげれば、

- (1) 自奮自勵協同一致、不況打開の道を講ずること。
- (2) 食糧の自給と、繭價維持の目的を以て、桑園の一部を廢止すること。
- (3) 廢止桑園中、水田に適する場所は水田に、他の畑地には、小麥、蕎麥等の作付獎勵をなすこと。
- (4) 水田は二毛作として、粟、苜蓿、紫雲英等の栽培を獎勵すること。
- (5) 肥料の自給を圖る爲め堆肥、綠肥の獎勵をなすこと。
- (6) 北海道移住並に海外移民を獎勵すること。

- (7) 産業組合組織に對し協力盡力すること。
  - (8) 村是樹立の計畫に對し協力盡力すること。  
更に左の勤儉節約實行の申合せを勵行すること。
  - (1) 時間勵行、
  - (2) 結婚改善、
  - (3) 葬儀改善、
  - (4) 入退營兵、歡送迎に關する改善、
  - (5) その他の改善、
- 又東北地方の或郡に於ては、各村共に生活改善組合を創設して、左の協議決定事項を勵行し、以て苦境打開に渾身の努力をなすことになつた。
- (1) 町村の公營事業を積極的に起し、公有林立木を地元部落民に特賣して製炭を行はしむること。
  - (2) 冬期の副業として炭俵、藁繩紙籠等の製産を獎勵すること。
  - (3) 山葵栽培なめこの共同罐詰製造をなすこと。

- (4) 特に西部地方のため自動車を共同購入し運賃の輕減を計ること。
  - (5) 自給肥料を獎勵し、畑、水田に二毛作を行ひ、通苗代を廢して耕地を利用し、桑園の改植をなして收葉能率の増進に努めること。
  - (6) 組合製絲事業を改善し、組合員の訓練、原料の改良、蠶種の統制を行ふこと。
  - (7) 産駒育殖獎勵。
  - (8) 町村又は部落における諸人夫の出役怠惰を矯正すること。
- 尙前記の事項に聯絡して、自力更生は先づ無駄の排除を必要とし、各町村部落ごとに農家生活改善實行組合を組織せしめ、破滅に瀕しつゝある私經濟を、幾分にも緩和せんとするにある。その要點を挙げれば左の如くである。
- (1) 物品の購入は産業組合を利用し、生産品は共同販賣をなすこと。
  - (2) 自家用味噌醬油を製造して自給すること。
  - (3) 卷煙草を禁止すること。
  - (4) 喫茶の際は茶菓子砂糖類を廢し自家製品を用ひること。
  - (5) 自轉車を共同使用すること。

- (6) 一戸一日二錢以上貯金すること。
  - (7) 年末、年始、中元の贈答品を廢止すること。
  - (8) 祭禮に招客せざること。
  - (9) 葬儀に香典返し、飲酒をなさざること。
  - (10) 婚禮には綿服を用ひること。
- 等の各必行事項を三ヶ年間繼續せんとするもので、卷煙草を禁止し、茶菓子を用ひず、宴席にも遠慮することを申合せ實行してゐるので、愛煙家は俄に「豆きせる」使用の奇觀を呈したと云ふ。

大日本聯合青年團は、昭和七年十二月十三日より十五日まで三日間、全國青年篤農家大會を催ふし、主として其の體驗談を聞いたが、何れも體驗から出た眞劍の叫びであり、土から生み出した純眞な聲であつて、何れも感動せしめないものはなかつた。其の際に「現下の時局に直面して農家經營改善上特に留意すべき事項如何」農村更生上適切なる部落的共同施設並其の促進の方策如何の研究協議題を提出されたが、熱心な討議あり、委員附托となつて成案されたものがあるから、參考までに次に示すこ

とにする。

### 研究協議題成案

現下の時局に直面して農家經營改善上特に留意すべき事項如何

現下の非常時局に直面し農家經營改善上特に留意すべき事項多々ありと雖も、就中重要なるは左の諸點なり。

我等憂國愛郷の熱情に燃ゆる青年は、其使命の重大なるに鑑み、茲に奮然颯起して、相協力提携し、牢固たる信念と決意の下に自力更生の大精神を振作高調し、飽くまで積極的に進取的に、創造工夫に努め、改善實行に邁進し、以て農村日本の更生を圖り、誓つて國本を不拔に培はんことを期す。

- 一、農村經濟更生計畫を樹立し、農家は其の統制下に其の計畫に即したる各自の經營改善計畫を樹て、相互督勵協力必行をなすこと。
- 二、全農家に簡易簿記の普及勵行を圖り、正確なる自己認識を基礎としたる改善に努むること。

三、家族經營農業の本質に立脚して勤勞主義を鼓吹し、家族勞力の徹底的利用を圖ること。

四、自給自足の擴充と収益の安全性を確保するに努め、郷土の特色に即應したる農業組織の複雑化を圖ること。

五、生産技術の改良向上は収入増加の基本的事項なるを以て、一層の研鑽練達を圖ること。

六、現下の市場組織に順應せる販賣方法を研究し、出荷の改善に力を致すこと。

七、農家の負債整理は最も困難なる事項なりと雖も、之を放任するときは農家經營の基礎を破壊するに至るを以て、特に自力を基調とせる償還計畫を樹て、假令零細なる金額と雖も、之を元金の償還資金に充當するを怠らざること。

八、生活の簡易化を實行すると共に、豫算による分度生活を必行すること。

九、冠婚葬祭等に於ける冗費の節約を嚴守し、特に之に關する男女青年の覺醒と奮起を促すこと。

一〇、徹底せる農業人生觀を確把するため、之に必要な修養に力を致し、農村教育の改善特に農村婦女子の覺醒につきて適切なる方策を講ずること。

一一、農家經營改善の促進には、若き者をして直接業務運營の衝に當らしむること最も効果的なるを以て、之に關する從來の因習を改善するに努むること。

一二、農家の自給經濟の擴充に支障を及ぼすが如き法令は、之を速に改廢せられ度きこと。

(昭和七年十二月十五日)

二、農村更生上適切なる部落的共同施設並其の促進の方策如何

現下農村更生上最も急務とする處は、部落を中心として各種の共同施設を講ずるにあるも、特に産業組合精神を普及徹底せしむるにあり。而してその組合精神を徹底せ

しむる爲めには、青年が原動力となり、部落を單位として、協力活動すべき方面多しと雖も、その中に於て最も緊要なるものは、左の諸項とす。

一、精神的方面

イ、主として青年のために、各部落毎に青年修養會堂の如きを設け、中堅青年養成に適切なる各種の施設を講ずること。

ロ、一般部落民を集め、映畫、村芝居、舞踊等を行ふこと。

ハ、各戸主のために名士の講演會を開催すること。

ニ、特に女子青年のために共同精神の涵養を圖ること。

ホ、屢々座談會の如きを開くこと。

ヘ、産業組合教育委員會を設け青年團と連絡を保つこと。

ト、組合結成の中心を神社に置くこと。

二、施設事業

1. 生産に於ける共同施設。

イ、共同研究試作地の設置。

ロ、共同採種圃の設置。

ハ、共同苗代、稚蠶飼育場の設置。

2. 消費に於ける共同施設。

イ、産業用品の共同購入。

三 農村更生計畫樹立方法

3. 利用に於ける共同施設。
  - イ、簡易なる農具、並に農産物加工の器械を設備すること。
  - ロ、共同浴場の設置。
  - ハ、共同醫療設備。
  - ニ、托兒所の設置。
  - ホ、種子共同保存倉庫設置のこと。
4. 販賣に於ける共同施設
  - イ、共同出荷を行ふこと。
  - ロ、市街地に隣接せる村に於ては共同販賣所を施設すること。
5. 農産物加工に於ける共同施設
  - イ、部落に共同加工所を設置すること(精神方面第一項青年修養會堂に附設するも可。)
6. 生活改善に於ける共同施設。
  - イ、時間勵行の爲め共同サイレンの設置。
  - ロ、冠婚葬祭の諸用品の設備。
  - ハ、臺所改善講の組織。
  - ニ、住宅改善。

ホ、共同貯蓄の勵行。

以上例示したる事項は、中には應救的のものもあれど、これ等と前一節二節に示したる事項とを參酌し、其の村の調査に基き、其の村に適切なる更生計畫を樹立せらるるやうに致されたい。

この根本計畫を樹立すると共に、之が計畫を實行する爲に、三ケ年計畫或は五ケ年計畫の具體案を樹て、先づ其の具體案の計畫の實行に努め、其の期に到れば更に三年なり五年なりの計畫案を樹て、以て其の計畫の實現に努め、更生の實を永遠に擧ぐるやうに努力を拂はねばならぬ。

#### 四 農村更生計畫の遂行

(一) 更生組合と中堅人物の實地指導 農村更生計畫は、以上の様にして其の農村に適切なる案を樹立することが出来るが、之が計畫の遂行は容易ではない。之を遂行するには、確乎たる更生の精神を作興せしむることが其の根本である。今日の農民精神には三様の區別があるやうに思ふ。(一)自奮自勵以て他力によらずして更

生せんと努力するもの、(二)何とかなるだらうと世の推移に任せるもの、(三)更に元氣なく、精神萎靡沈滞して、向上の意氣なく光明を認めざるもの、の三者があるやうに思ふ。

(一)の自奮自勵努力し以て更生せんとするものこそ最も尊ぶべき農業者である。

更生計畫の遂行には色々の方法あるべきも、小部落單位にて、昔の五人組の様な相扶助の精神を以て協力する更生組合の如きものを組織せしめ、一の如く自奮自勵努力してゐる農業者をして、其の組合の指導に當らしめ、(二)(三)の如き意氣の擧らぬ者の指導に當らしめ、活模範を示して指導啓發せしむることが、最も適切なる遂行方法と思ふのである。(二)(三)の如き意氣消沈して不況に沈淪してゐるものは、多くは農業に對する研究心も乏しくて徒勞の努力をなし、或は怠惰なる爲其の業務の成績が擧らず、爲に失敗不成功を重ねてゐるが如き者に多いのである。かゝる者には話して諭しても功が乏しい。事實で經營方法を示し、或は共に經營計畫の實行をなさしめ、其の經營よろしきを得ば、從來よりは良き結果を收め得らるゝものなることを知らしめ、工夫と努力とによつて、安全幸福なる生活をなし得らるゝものあることを悟らしむる必要がある。それには、中堅人物の率先改善實行の指導が、最も効果が多いこ

とと思ふ。最もかゝる人物を得難きときは、村の更生指導の任に當るものは、適切な事例などを示すなどして、農民の心田を開發し、徐ろに之が任に當らしむるやうに致されたい。

(二) 更生の實例 人を感奮興起せしむる事は、子供で、も無い限り假設的の例話などは殆ど價值はない。意氣消沈して何等の希望もなく、前途に光明を認めない様な人でも、眼前活きた事實を示されたならば、彼も人なり我も人なり、彼の爲し得る事ならば我も爲し得ないことはないと思ふ自信が起るだらうと思ふ。

今日世に知られたる理想郷には、静岡縣庵原郡の杉山部落があり、山崎延吉氏の指導によりてなれる愛知縣の碧海郡がある。稲作の多收穫について、農民に自信を與へたものには、島根縣簸川郡西田村の佐々木伊太郎氏の反當八石四斗を實收せられたる好模範がある。此等の事實が如何に農民間に刺激を與へて多數人を奮起せしめたかは想像にあまりがある。

先頃某新聞に「女の織手で、農村自力更生、小作から自作に移る。岡山縣で建てられたる理想郷」と題して左の記事があつた。

農家主婦の立派な心得一つで、農村不況の今日においてビクともせず、自作農の模範的施設を行ひ、行詰つた農業經營を打開し、主婦の力の偉大さを示してゐる岡山縣苦田郡東加茂村大字桑原婦人會の農業施設經營と活動は、まさに農村の自力更生への指針である。農村に生活をし農家として農業を営むに、なんで他人の田畑を借り小作しなければならぬであらうか、せめてわが地と名のつく田畑に鎌をとり鎌をとつたらどんなであらうかといふことは、他人の田畑を小作して暮す小作農家の主婦の念頭に浮び、時として心寂しき感情にとらはれることがある。何といふいぢらしきことか、かうした己れの田畑を耕作して見たいといふ念願が動機となり、この桑原小作農家の主婦の間で、田畑講の組織となつたのである。恰度いまから十三年前の大正九年二月、十ヶ年計畫で會員廿五名が集つて、一ヶ月二圓宛を信用組合に積み立て、十ヶ年のうち昭和五年一月には會員はいづれも自作農となるといふ見地から目論見られたこの講掛金の毎月二圓は、日常世帯を引締め節約をなし結髪などの女の身だしなみを自分でするほか臺所の改善を行ふなど、人手を頼らぬ堅い決心と信念の下に結合したが、この尊い主婦の努力の結果は昭和五年一月満期解散に際しては、一人一段歩餘づつの田地が立派に購入され、しかも主婦の名義となり、農會員として代議員選舉資格も得た。この成績に刺激され更に翌月組合員四十五名といふ多數を得て第二回が組織され、三ヶ年後の今日既に田地一町餘の購入が行はれ、共同耕作により作業を行ひ、主婦のうちから部長制度まで設け、田植から稲刈まで互に助け合

ひ、むつまじく統制ある作業により、甲斐々々しく農耕にいそしみ、事業は更に共同購入慰安視察旅行に迄和氣霽々とし、引締つた經濟施設の下に潤ひを見せ農山村の樂園と化してゐる。この活動組織に刺激され、附近の部落も感化をうけ、勤儉貯蓄の風に染み、續々と主婦を中心とした積立組織が行はれつゝあるといつた状態である。この組合の施設經營視察者も近年著るしく増加してゐる。

之を讀んで見て非常に感に打たれた。ある村の疲弊の一原因は、仕事をなし得る二十歳から四十歳位の婦人が、あそんで居るのがその一であるといふ様に聞いた。その正反對に婦人が努力して、理想郷の建設に邁進してゐると云ふ事に、特に感心した。これこそ今日の自力更生の優れた所の好模範と考へたのであつた。併し單に新聞で讀んだだけで、その事實が如何なる程度のものなりや、將又之を社會に紹介して、よろしいものであるかと云ふことについて、更に確實性をもたらしめた。いから、岡山縣東加茂村へ問合せた所が、次ぎの様な回答に接したのであつた。

謹啓御芳翰難有拜見仕候、別紙婦人會の概況印刷致しあるもの御送付申上候間、御覽下され度、目下會員四十五名にて、第二回目の三年を迎へ候、耕作々業の寫眞も有之候(必要あれば、左記へ御申越し下され度候)同會は、本村大字桑原見玉かつ、大杉千世子

兩名役員として此の會の御世話相成り居られ候間、左様御承知被下度候。(昭和七年九月廿六日、木村壽平)

(婦人會概況印刷は、前の記事と大同小異であるから略す。)

桑原婦人會田地組合講の婦人達の意志の強固にして、質素勤勉十年の永きを、あせらず飽かず、斯くて豫定の成功を贏ち得たるは、單にその計畫が成功しただけでは無い。第二回目を繼續して行ふと云ふことと、その感化によつて、多數の會員が出来たと云ふ所に、無限の教育的價値が存することと思ふ。著者が之を社會に紹介すれば、必ずや他にも志を同ふするものが、多數生ずることと信ずる。斯くして多數の更生村が出来れば、其の更生村の幸福たるのみならず、實に國家の幸福である。

以上の事例は、團體の更生實例であるが、個人でも計畫を樹てて農業を經營して居るものは、此の不況に遭遇しても悲觀もしないで一層研究努力し、以て此の不況を切抜けて居る。篤農家は皆此の境地にあるものである。私の知つて居る篤農家があるが、此の人は日誌を記入すること數十年、又年々豫算を立てて正確に收支の計算を行ひ、年々多少の餘裕を生じつつあり、今日でも不足を告げないで居る。

同篤農家の資産は水田一町歩、畑五反、歩餘山林亦五反、歩強である。嘗て同氏の父は、他人の負債の連帶責任者となり、本人が負債の返済義務を履行しない結果、保證人たる者が債務を果すべき事となり、好況以前未だ物價の頗る低廉なりし時節に、數百圓の辨償をした爲めに、大部分の不動産は、一旦他人の有に歸したが、其の後それを買戻したのであると云ふことである。

尙その間父の死亡するあり、中年にして力と恃む夫人の永眠するあり、是を以て見ても決して同氏の境遇は順調なりしとは云ひ難い。否むしろ不遇であつたと云ふべきであらう。而して農業經營に役立つ勞力は、自己と後添の夫人及び長男で、他に三人程の子供はあるが、幼少であるから、未だ農業勞働の直接の補助にはあまりなり得ないと察せられる。老母は強健なるも既に七十有餘歳であるから、壯年のものに及ばざるは、是又已むなき次第と思ふ。而して同氏は酒を嗜します、喫煙をなさず、一人の口腹の慾を充たして快とはしない。その之に用ゆべき嗜好費は、家旅全部に均霑せしめて、一家團欒の快をとることに、注意して居る。従つて家庭は常に圓滿である。それ故協力一致して、農事に勵むことが出来る。尙且つ同氏は部落青年會館の



建設についてはその敷地を永久無償で提供して居る篤志家である。

同氏の如く努力經營をすると同時に、他方に於ては浪費をせざる生活をすれば決して今日と雖も悲鳴をあげる必要はない。農業は着實に行へば、必ず相當の利益あるものであつて、利益なしなどと弱音を吐くのは、欠陥ある經營をして居りながら、之を自覺せざるものと斷言しても差支ない。同氏は此の自信を以て、常に世の薄志弱行の農民の覺醒を促しつつある。今同氏の年收支計算を示して參考に供する。

昭和四年度收支決算

總 收 入	二、八〇一・三三
内 譯	
一、米 賣 揚 代	金 四七五・〇〇
一、繭賣揚代(四回分)	金 一、一三・五七
一、野菜賣揚代	金 二四・六五
一、雜 收 入	金 一四五・一〇
一、老廢馬賣却代	金 四三・〇〇
總 支 出 金	一、八九六・〇八
内 譯	

一、租 稅	金 一九一・七
一、電 氣 料	金 二四・四〇
一、新聞雜誌代	金 二二・九〇
一、積立金(無盡掛保險)	金 二一三・五〇
一、被 服 費	金 六七・六四
一、肥 料 代	金 一一八・一三
一、蠶 種 代	金 一五三・九五
一、蠶 人 料	金 三〇・九四
一、雇 炭 料	金 八一・五五
一、薪 炭 費	金 四六・〇〇
一、器 具 費	金 一九・〇一
一、交 際 費	金 五九・一三
一、寄 附 金	金 二六・五〇
一、衛 生 費	金 二六・一五
一、調味食料品費	金 二八・五九
一、雜 費	金 二四一・八七
一、臨 時 費	金 四二七・四六
一、返 濟 金	金 八四・五五

四 農村更生計畫の遂行

一、桑	代	金	一〇四・六五
合	計	金	一、八九六・〇八

差引支出超過金九十四圓七十六錢となつて居る次第である。

併し右の收支關係を一瞥したるのみでは、成程九十四圓七十六錢の不足を來した様に考へられるけれども、事實は決してそうでない。支出中に於ても、次ぎの如き支出は本來貯金に相當するものである。即ち

積立金	無盡掛	金	二二三・五〇
	保險掛	金	六七・六四
臨時費中馬購入代		金	二二〇・〇〇
同上畑購入代		金	一九一・六九
返濟金		金	八四・五五
		計	金 七七七・三八

右の中より九十四圓七十六錢を引去りて、尙六百八十二圓六十二錢は家畜となり、土地となり、或は將來受取得べき性質の保險金等であるから、結局それだけ財産の増加になつた譯である。(尤も馬の如きは、逐年多少の價額は減少するが)

更に一箇年を隔てて、六年の收支を見るに、農産物價の最も下落せる折柄なれば、收

入に於ては著しき減少を來したるは又已むを得ざる次第であるが、それでも尙多少の餘裕を示して居るのである。即ち左の如くである。

昭和六年收支決算

總	收	入	金	九六四・〇八
總	支	出	金	一、一五九・四五
差引	支出	超過	金	一九五・三七

然るに支出中には、貯蓄にひとしい、將來に受取り得べき性質の、左記の如きものを含んでる。

一、保	險	料	金	六七・七六
一、無	盡	掛	金	一六一・〇〇
一、信用	組合	掛	金	六・〇〇
			計	二三四・七六

右の金二百三十四圓七十六錢より、支出超過の百九十五圓三十七錢を差引くも、尙三十九圓三十九錢の収益があつた事になる。

是に於て同氏の實例は、事業を計畫的に經營し、着實勤勉に、且生活上についても浪費をせず、又特別な甚しき不幸にでも遭遇しない限りには、農家なるものは、決して

立ち行かぬと云ふ様な事の、有るべき筈が無いと云ふ事實の模範を示して居られるものと信するのである。世の中の勇氣の無い人達は、實例に鑑みて、大に發奮して、努力して欲しい。

(三) 農民精神の作興 如何に計畫がよくても、實地に實例を示しても、また注意をしても、農民其の人が、我は農業者であるとの自覺がなく、農民としての感激がないなれば、所謂馬の耳に念佛であつて、其の甲斐がない。我々が時局を談ずる場合に於て、我も云ひ人も云ふ、支那の外交は以夷制夷他力本願である。歐米に哀願し、阿諛して有利に展開しやうとして居ると笑ふのであるが、農民中にも随分他力本願なものが多い。之はまだ農家の困憊が口ほどでないだらうと云つて居る人もある。自己の打開には自己が熱心でなくてはならぬ。自己が熱心にやつて居て困つた場合には、初めて援助する人もある。前節の婦人會は田地講を組織して土地所有者になつたが、此等は講員各自が、素志を貫徹せざれば止まぬと云ふ大決心があつたために成就した結果と思ふ。毎月二圓の金を積むにも、必ずや時には如何にして掛金をすべきかと云ふ様な場合にも、遭遇した事もありしならんと想像する。精神の緊張を欠

ける者なりせば、或は掛金を中止し脱退する者も出来るではないかと思ふ。しかもそれが一年や二年で無く十年である。如何に此の婦人達が、意志の強固であつたかと云ふ事が、その結果の上から窺ひ知られるのである。此のことたるや、單に地所購入だけにとどまらない。推して各般の事業に應用出来るではないか、篤農家の例を見てもそうである。何事も精神次第である。されば今日の農村不況の打開の、成るも成らざるも、農民精神の如何が、其の根本をなしてゐるのであるから、此の際大に農民精神の作興を圖らねばならぬ。

今日の人々は、筋肉労働をなす者を卑しむ風がある。それは外部の人でなくしてその者自身が自ら卑しむことである。斯る者は農業者に多いやうに思ふ。大正九年十月の國勢調査に於ては、我が國の職業は大分類十種、中分類四十一種、小分類三百七十六種としてある。斯く多數ある職業ではあるが、それを一々點檢して見ると、一として此の社會に不必要のものはない。著者はある時屑物買の商人の家に注文する物があつて行つた事がある。併しその商人は鐵屑・ガラス・紙屑・襪等々の賣買をして居るものであるから、あまり外見上立派の商業とも見受られない。丁度子供だけ

で主人は居ない。それ故父は何れに行きたるかを尋ねた所、その子供は六七歳位であつたが、即座に元氣よくお父さんは、田舎へ襤褸買ひに行つたと答へた。その職業について他人は如何に見て居るか知らぬが、その子供は自己の家業を最もよいものと信じて居るから、快活なる言葉で直に答へられたと思ふ。自己がそれで生活し行く職業なりとすれば、最も尊い職業と信じて活動する所に興味も起り、熱心にもなり従つて成功もする。況んや農業が趣味に富める職業なるに於てをやである。

農業は今更此所に喋々を要するまでもない。建國以來立國の基礎たる職業である。今日百姓と云ふ言葉を農民と同一に取扱はれて居るのを見ても、如何に農業が一般の職業であつたかが規はれる。即ち百姓とは庶民と云ふことで、天下の民はその數甚だ多く、その姓も亦少くない。それで百姓と云ふたのである。即ち多數の姓の者が農業を營むものであつたから、農民の異稱の様になつたのである。その生産高も最も多く、之に従事する人も多い農業を、何故自ら之を卑しむであらうか、之は東洋の弊風で、筋肉労働に従事する者をいやしむと云ふ所から、出て來たわるい習慣から始まつたものではあるまいか。

斯様に農業を賤視する風があつて、農民精神に緊張を缺いて居たのであるから、今日の農業は振興せず、遂に今日の悲鳴を起す有様となつたのである。

徳川幕府の滅亡は、内憂外患の壓迫に堪えずして、遂に土崩瓦解してしまつた様に見えるけれども、それは單に表面上のことであつて、内部から崩壊したものである。少くとも武士の典型たる旗本が、太平になれて武士らしくなくなつたからである。幕府は武人の政府である。その武士が武士らしくないならば、幕府も存在の理由を失ふは當然ではないか。

農民にして、他の職業をうらやみ筋肉労働を嫌ふ様な精神が起つたとすれば、それは形は農民でも精神は農民では無い。従つて斯る者が倒れるは自然であつて止むを得ない。之を他から倒れしめないやうに努めた所が、その場限りで他の力が無くなれば倒れるに定まつて居る。眞に農民として自覺ある人は、今日と雖も悲鳴などはあげない。今や國家の非常時である。我々農民は農民らしく、額に汗を流して更生を期すべく自覺して貰ひたい。而して其の自覺したる我々農民の力を以て、農村を更生し以て其の振興を圖らなければならぬ。

(四) 農村教育の振興 農業的精神の作興が、農村振興、農村更生の最大要件であることは既に述べた通りであるが、それには如何にして農村の民風を緊張したる農業精神に向はしむべきかと云ふことが重要な問題である。而して此の問題の解決には種々の方案もあらうが、其の根幹は、農村の小學校と農業補習學校との經營を、農村に適切なるやうにして行くことである。それには職員統督の任にある學校長が、眞に農村に理解ある人でなければならぬ。農村を理解するは何も困難のことではない。自ら農村教育者を以て任ずるに在り、かかる覺悟を有せば、農村教育に對する研究もし又工夫もする。従つて農事を執ることも厭はないやうになり時に農繁期には實習の手傳もするやうになる。また農村生活の状態にも注意するやうになる。斯くすれば自然に農家の事についても、相當に知り得られ、農村生活をも理解することが出来る。

今日の規定では、小學校教員は、その村に居住すべき事を本體として居るが、是はその村の事情をよく知らしめ、その土地に則した教育を施すべき爲に定められたのはなからうか、單に非常な時等に職員が學校へ駆けつけるのに便利であるなどと云ふ簡単な理由ではあるまいと思ふ。此れは右に述べた様に教育的に深い意味があるものと信ずる。然るに教員中には、家から通ひ得るやうな地に歸るのを希望するものが多い。よく事情の知れて居る村へ歸れば、その地に適した教育が施し得らるると云ふ自信でもあつてのことかと思ふと、決してそうでない者が多い。これは單に家より通ふ便利から來てることであつて、農村教育者たるの考が未だ小學校教員の意識となつて居ないからである。

今日は今より十年も前と比較すると、農村に於ける小學教育及補習教育は、進んだもので、其の設備に於てもまた教育の實際に於ても、農村教育に注意を拂つてゐる學校が多くなつたことは、農村の爲に祝福すべきことであるが、併し其の多い中には、今猶遺憾な學校が少くないのである。地方の研究會などに行くと、よく農業專任の教員より、未だまだ校長の農業に對する理解の少いこと、小學校教員が農業を輕んじて、農業教員を輕視する態度をとるもののあることを耳にする。また此の間の青年篤農家中、農學校出身者に農業教育に對する意見を聞いたが、農村小學校長及教員には、未だ農村を理解してないものがある。農村の小學校及補習學校の教員、就中校長と

農業科受持教員は、児童生徒の先きに立ち、眞に土に親しむ熱のある教員であつて欲しい。私共より見ると、農業科教員でも實地の技術の方面には實力が乏しいやうに思はれる。また熱の乏しい人もあるなどの意見があつた。他山の石として注意すべきことである。

兎に角、児童の時代に受けた感化は、一生の力となるものが多いのであるから、児童時代の教育は實に大切なもので、人生の幸不幸の分れる根柢を與へられるといつてもよい。その幸不幸は特り本人に止らず、父兄にも、町村にも、大にしては國家にも其の影響を與ふるものである。

近年まで農村青年が、眞劍に農業に従事するを潔よしとせずして、都會に走り、他の職業、就中俸給生活者、或は樂な仕事を望むものが多いのは、何を物語つて居るか、これは我が國過去六十年間の教育の農村に齎らした結果であつて、國家の基礎たる農村の不況を來し、國家の一大事と叫ばれる一因も確にこの農村教育を省みなかつた結果と思ふ。故横井農學博士は、既に這般の消息を述べられてゐる。曰く「町村民は重き經濟的負擔と、子弟の家業勞働とを犠牲に供し、以て滔々として流行し來る新教育を

受くること、茲に約六十年、而も教育は身をたてしむべくして、必ずしも身を立てしめず、教育は家を起さしむべくして、多くは然らず、優秀の材は相率ひて都會に去り、今は凡庸劣位者に至るまで、都市に轉せんとして居る。遂に都會憧憬は、農村男女青年に共通の一大魅力となり、轉亡の徒日に多く、農村の疲弊沈衰愈々甚しからんとするに至つた。國礎茲に動搖を見んとし、教育亡國の語出て來るも、決して偶然ではない」と述べられてゐるが、今日の我が國を達觀せられての語であつて、其の先見の明に服し、今日先生ありしならばと感ずる次第である。

我が國過去六十年の教育は、特に農村に影響を與へたのみならず、教育を受くれば受くる程勞働を嫌ひ、堅實なる職業を忌み、奢侈輕薄となる者の多い事實があるのである。之は何を物語つてゐるか、好況時代よりの社會の影響、海外より傳來する惡思想の傳播等によることも少くないこと、は思はるるも、三つ兒の魂百迄もの諺の通り、児童時代の教育に於て、其の根柢が十分に培はれて居なかつた點も、今日の世相を來した一部をなしてゐること、と思ふ。この點から考へても、小學教員の小學教育に對する考が、從來の如き考であつてはならない。児童生徒の生活を顧慮して教材を

取扱へ、日本國民としての堅實なる思想の根柢を培ひ、特に農村に在つては、農村生活を理解し、農村教育の實を擧げ得られる教員たるやうに、自覺と修養とを望む次第である。要は今日の農村不況の一因たりし從來の教育を改めて、農村教育に重きをおく施設をなし、農村兒童生徒の教育を適切ならしむると共に、農村更生計畫に對する理解を與へ、青年は進んで其の第一線に立つて邁進するの覺悟を與ふると共に、之が計畫の實行に任せしむるやうに指導されたい。

尙念のため述べておくが農村教育に重きをおく施設を爲すといふ事は、必ずしも農業に關する事項を教授するといふ意ではない。學校の校風が農業を尊んで輕蔑せず、土に親しみ、喜んで勤務に服するやうな空氣を作る施設である。この施設をしたからとて、各教科の教授の手を抜くといふことではない。其には尙一層力を用ひて實力を養ふやうにすべきは云ふまでもない。

## 第六章 農村更生の教育方針

### 一 農村更生精神の教育

(一)日本精神の發揮 農村更生の計畫を樹立しても、之が計畫の遂行をなすには、前章に於て述べた通り、農民に自力更生の精神がなければ、その計畫の實行を遂ぐることは覺束ない。されば農村更生の教育としては、第一にこの精神の教養に力を注がねばならぬ。而してこの精神を助成するには、根本精神に於て、我々は日本國民で農民たるの確乎たる信念がなければならぬ。我が國民中には、往々にして我が國民たるの自覺のない行動をなすものが、時々あらはれる。之は日本國民たるの信念を得ない中に、外來の惡思想に染まつてしまひ、日本國民精神の如何なるものか、わからないので、我が國家より見れば病的精神の所有者とも云ふべきものである。かゝる精神の所有者に對しても、日本精神の如何なるものなるかを知らしめて、忠良なる國民たらしめることは、これ等病的精神の所有者を救済することにもなり、我が國家

社會の不安を除くことにもなるから、これも國家のために盡すべき勤めであると信ずる。併し我々の務めは、更に將來斯るものを出さぬ様にするものである。明治時代の教育は、何でも彼でも歐米の模倣をした。随つて我が國固有の良風美俗の發揚にも省みるに暇がなかつたのである。或る悪口屋の言つたことであるが、バター臭ひ食物を食ひ蟹文字が讀めれば、それが學者でもあり、先覺者でもあり、指導者であると、人も信じ自己も然か自負して居つた時代があつたのである。斯様であつたから、今日の思想混亂が來たのである。されば何を措いても、日本人たる信念を國民の腦裡に刻みつけ、日本精神を興へて行かねばならぬ。

徳川時代の國學者及び頼山陽先生の如き漢學者は、我が日本人に日本と云ふ國體をよく知らしめやうと努めて居られた。而してそれが立派に成功した。今日の西洋心酔の有様は、丁度その時代の人々の漢土崇拜によく似て居るではあるまいか。否、いま一層その程度が深刻のやうである。本居宣長先生は、玉勝間に於て左の如く述べられて居る。

儒者の皇國の事をば知らずとてある事、

儒者に皇國（キョウコク）のことを問ふには、「知らず」と云ひて恥とせず、から國のことを問ふに「知らず」といふをばいたく恥とおもひて、知らぬことをも知り顔にいひまぎらす。こはよるづをからめかさんとするあまりに、その身をも漢人（カンジン）めかして、皇國をばよその國のこともてなさんとするなるべし。されどなほ漢人にはあらず、皇國人なるに、儒者とあらんものゝ、おのが國のことを知らであるべきわざかは。たゞし皇國の人に對ひては、さあらむも漢人めきてよかんめれど、若し漢國人の問ひたらむには、「我はそなたの國のことはよく知れども、わが國のことは知らず」とは、さすがにえいひたらじをや、若しさもいひたらむには、「己が國のことをだにえ知らぬ儒者の、いかでから人の國のことをば知るべきとて、手を打ちていたく笑ひつべし。」

と云はれて、我が國に生れて我が國のことは知らぬと澄まし、漢土のことは知らぬことでも、知つたふりをする人に頂門の一箴を加へられたのである。更に漢土の書物を見るについての注意を述べられて居る。即ち

もろこしふみをも讀むべき事

からくにの書をも、いとまの際には、ずるぶんに見るぞよき。漢籍（カンシキ）も見ざれば、その外つ國のふりのあしきことも知られず、また古書はみな漢文もて書きたれば、かの國ぶりの文も知らず、學問もことゆきがたければなり、かの國ぶりのよるづに悪しきことをよくさとつて、皇國だましひだに強くして動かざれば、よるひるからぶみを見



ても、心は迷ふことなし。然れども、かの國ぶりとして、人の心さかしく、何事をもことわりをつくしたるやうに、細にあげつらひ、よさま(善様)に説きなせるゆゑに、それを見れば、賢き人もおのづから心移りやすく惑ひやすきならひなれば、からぶみ見むには常にこのことを忘るまじきなり。」

以上の二つの文章は、丁度今日の歐米崇拜についても同様に云へると思ふ。日本のことは知らないでも、西洋のことを知つて居れば、官吏にもなれば、教員にも引張瓶でなれた時代があつた。それ故に我が國民の精神が之に傾くのも已むを得ない次第であつた。併し是は本末を顛倒した事である。本居先生の「皇國だましひだに強くして動かざれば、よるひるからぶみを見ても、心は迷ふことなし」と云はれた様に、日本人であると云ふ意識が明確にさへなつて居れば、間違はないけれども、前に述べたやうに、その日本人たる精神が甚だ薄弱であるから、直ちにそれに釣り込まれてしまふ。その者個人の不幸も然ることながら、國家としても亦甚だ迷惑千萬である。

「大日本は神國なり。天祖始めて基を開き、日の神長く統を傳へ給ふ。我が國のみ此の事あり、異朝には其の類なし、此の故に神國と云ふなり」とは、北畠親房卿の「神皇正統記」の初めに書かれてあること柄である。

天照大神の天孫瓊瓊杵尊に賜はつた神勅に、

豊葦原瑞穂國は我が子孫の王たるべき地なり、汝皇孫ゆきて治めよ、寶祚の隆えまさんこと天壤とともに窮りなかるべし」

と仰せられてある。之は日本の將來を達觀せられた大神の神業であつて、人間の力などでは計り知られるものではない。その神勅の通り、天壤のあらん限り、即ち無限に永久に、事實として榮えつゝあるは現在の我が日本である。

絶世の英雄秦の始皇帝が、自ら以て徳は三皇を兼ね功は五帝に過ぐと云ひて皇帝と號し、自分は始皇帝となり、後世計數を以て二世三世として、千世萬世に至り、之を無窮に傳へんと云はれたその秦王も、帝と稱して後僅に十五年で秦朝は滅亡してしまつたではないか。

我が國は神勅の如く、國民が緊張して努力さへすれば常磐に榮え行くべき性質の國柄ではあるが、今日は外にしては滿洲問題の如き國家の浮沈に關する重大問題があり、内にしては思想問題の如き國民思想の健否に關する重大問題がある。尙經濟的不況問題がある。故に日本國民、就中我が國家の基礎を荷つてゐる農民に對し

ては、第一に日本精神の涵養をなし、以て自力更生に邁進せしめねばならぬ。而して之が精神を涵養するには、特に次の事項に注意せねばならぬと思ふ。

(1) 聖諭の奉戴 今日弛緩せる國民の精神を覺醒して緊張せしむるには、聖諭の奉戴實行を以て、最も良い方法と信ずる。上古素朴なりし時代には、我が國民は大宗家たる皇室を中心として、大君のためには生命を鴻毛よりも輕しとしたものである。即ち、

海行かば水漬、屍、山行かば草むす屍、

大君の邊にこそ死なぬ、かへり見はせじ。

これは必ずしも、生命を賭しての戦争のみのことではあるまい。總てに對し生命を捧げて努力したこと、思ふ。又

於保吉美能、美許等可之古美、伊蘇爾布理、宇乃波良和多流、知知波波手於伎旦

是皆聖諭の奉戴、聖旨の實行である。それ故に我が國の上古は國威隆々たるものがあつた。我が國は、皇室の隆盛は同時に國家の隆盛であり、國民の幸福であつた。反對に皇室の式微は國威の衰萎であつて、國民の不幸であつたことは、歴史の證する

所で明かである。

現人神でましました、明治天皇陛下には、教育に關する勅語を下し給ひ、古今に通じて謬らず、中外に施して悖ることなき道德の標準を、御示しになられて居る。戊申詔書、大正天皇の下し賜はつた國民精神作興に關する詔書及び昭和三年十一月十日、今上天皇御即位の勅語等の御聖旨に服膺して居れば、我等は日本國民たるの道に過はないのである。併し畏れ多いことではあるが、未だ國民の一部分には、その聖旨が徹底して居ないでは無からうか、たまたま非國民的の行爲を成すものが出ることもあるのは、その結果とも見られる。尤も萬世不易、千代萬世に動きなき我が日本國內に數人の不逞漢が出たとて、何も驚くべきでもないが、出ない位に國民思想の健全になることは尙一層望ましいことである。されば我が國民に我が國の國體、萬國中唯一無二の精華なることを徹底的に知らしめたい。

聖旨の徹底をはかる方法としては、現在までの所では式日、其の他記念日等に於て聖諭の捧讀を行ひ、生徒兒童若しくは參列者に聖旨の一端を傳ふるのであつた。それも最も必要でよい方法であるが、しかし此の方法のみでは儀式ばつて聖旨を多數

の者に十分に徹底し得ないうらみがある。修身科又は公民科教授の場合には、それよりやゝ深く印象づけられると思ふ。併し之は、児童とか生徒とか云ふものに限られてあつて、一般人には及んで居ない。聖旨の徹底は児童生徒に對しては勿論であるが、國民一般に對して徹底を圖ると云ふことが大切である。

父兄會や母姉會、特に男女青年團の指導、成人教育講座等に於ては、充分之が徹底を期すべきである。而して聖諭を授くる場合には、我が國三千年來の歴史に基いて説明すべきは勿論のことと思ふ。或る學者の話しによると、印度人程歴史の觀念に乏しい國民はないと云ふ事である。歴史を重んぜざるものには愛國心の起る筈がない。印度の廣大なる地積を以て之に住する二億の人民が、少數なる英國人に御せられて、羊の如き従順さは、全く此の觀念の缺けてゐるためだと云はれてゐる。數年來「ガンヂー」などの志士がやかましいことを云ふけれども、獨立などは前途遼遠で、物になるまいとの話してである。

然るに我が國に在つては、建國以來の皇室中心の歴史が嚴として存し、島帝國たるの關係で、外國との交渉も少かりしにより、皇室中心の精神は建國以來我が國民の精

神となつてゐる。故に我が國の歴史は、皇室中心の歴史と申してもよい。されば日本の歴史中何處を探つても、聖旨徹底の材料たらざるはないと申してもよい程である。斯様のことは、國として幸福であり國民としては大に世界へ誇るに足ること、信ずる。然るに我が國民の甚だ僅少なる部分中には、恰も空氣中にあつて空氣の尊さを知らざるが如く、自國の尊くして自己の幸福であることを覺らないで居るものがある。併し此等の者も、よく我が國の歴史を理解したならば、其の曲つてゐる精神も自ら消滅することと思ふ。

近時學校教育以外に於て、篤志家の力によつて發達してゐる教化團體がある。これ等の團體は、修養に志ある人々の團體で、其の修養の中心は、やはり聖旨の奉戴に在り、中には教育勅語の聖旨普及を目的とする一徳會、報徳會の如きものもあり、而してそれ等の團體指導の任に在るものは、何れも奉仕的精神を以て熱心に努力してゐるのであるから、此等團體の協力により、廣く一般國民に對し之が徹底を講せしむることは、極めて良好なる方法の一つと思ふ。

## (2) 敬神崇祖の精神發揚

(イ)神社を郷土生活の中心とすること。

明治天皇御製

あまてらす神の御光ありてこそ

我が日の本はくもらざりけり

我が國民は、神祇を祭り之を尊崇することは、固有の習慣であり風俗である。伊勢大神宮は、國家の宗廟であつて、上は皇室より、下は我等一般臣民に至るまで、齋き祭り、感恩奉賽の至誠を捧ぐるのである。

神社は全國至る所にあつて、各郷土の鎮守には、毎年祈年祭を行つてその年の五穀豊穰、世の息災ならんことを祈願し、秋に至つては、神の御恵によつて年の豊なりしことを感謝する新嘗祭を行ふのである。我が國民の精神生活には、神社を離るゝことは出来ない。即ち我が同胞の到る所には、神社を勧請して、常に報本反始の誠を捧ぐると同時に、將來の幸福を祈願するのである。それ故に朝鮮でも、樺太でも、臺灣でも、我が同胞の住むところには、神社を勧請して、其の居に安んじてゐるのである。

古へ氏の祖先を祭り、一族尊崇の中心、精神的結合の中心として之を祭り、その氏に屬する人々は、家名を尊重して、祖先の名を汚がさざらんことに力めたものである。

之が即ち氏神であるが、後世年を経るに従ひ、氏族の始祖たる關係も追々不明になつて來た爲に、氏神に對する縁りも、多くの家にあつては、瞭然としなくなつた。そこでその郷土にある神社は、氏族と關係なしに、住民の共同に祭祀する鎮守の神となつたのである。

氏族の關係如何にかゝはらず、鎮守の神は、その土地に對して、開拓とか指導とか、要するに住民に對して、功德のあつた神々であつたことには、うたがひないことである。

我が國民の大宗家であらせらるゝ、皇室の祭日は、我々臣民の祭日である。斯様のことは外國には決して無いとのことである。唯英國で「ヅキクトリヤ女帝」の忌日、國民と一所に祭るやうにしたとか云ふ様に聞いたが、之は日本の眞似をしたものであると云ふ。佛國や米國では共和政になつた日とか、獨立になつた日を祝日とすることはあるが、祖先崇拜に關係ある祭は無いさうである。皇室の御祭りは、同様我等臣民から見ても、遠き祖先を祭ることにあたるのである。斯様に我が國では、皇室と國民との間に、親密なる關係が存して居るのである。

更に各家に於ける祖先を祭ると云ふことも、祖先の功業に對して報恩の情を盡し、

祖先の志を繼承した子孫たる同門同族が一心となつて、家門の爲め又社會の爲めに、報恩の務を完ふすると云ふ事は、子孫として祖先に對する謝恩の表れとしての美德で、我が祖先の靈が子孫の上に對して、絶えず厚き加護を垂れられてゐるものと信じ、祖先に對し敬虔の誠を以て之に奉ずるは、子孫たるものの至情であると信するのである。祖先の祭や鎮守の祭に、敬虔の念を以て奉仕するやうな人に、非國民的の行動をするものはない。又自己の職業に對しても不眞面目な者はない。農村更生の精神教育としては、祖先崇拜を高唱しなければならぬ。而して子々孫々は、祖先の名を汚すやうなことがあつてはならぬ。

大伴家持の一族に喩す心を詠んだ歌に曰く、

ひさかたの	天の戸開き	高千穂の	岳に天降りし
すめろぎの	神の御代より	櫓弓を	手握りもたし
眞鹿兒矢を	たばさみ添へて	大久米の	ますら猛雄を
さきにたて	鞆とりおほせ	山河を	岩根さくみて
ふみとほり	國まぎしつゝ	千早ぶる	神をことむけ

まつろはぬ	人をも和し	掃き清め	仕へまつりて
あきつ島	大和の國の	榎原の	畝傍の宮の
宮柱	ふとしりたてゝ	天の下	知らしめしける
すめろぎの	天の日嗣と	つぎてくる	君の御代御代
かくさはぬ	あかき心を	すめらべに	極めつくして
仕へ來る	祖 <small>い</small> の司と	ことだてゝ	さづけ給へる
うみの子の	いや繼繼に	見る人の	語りつぎでて
きく人の	鑑にせんを	可惜しき	清き其の名ぞ
おほろかに	心おもひて	むなごとも	親の名斷つな
大伴の	氏と名負へる	ますらをの伴	

これは大伴氏のみならず、國民一般の精神であらうと思ふ。

(3) **信仰心の養成** 科學の進歩に従ひ、信仰心が追々うすくなつて行く様に思はれる。これは科學の力を以てすれば、何事でも解決出來ると思ふ淺薄なる考から來たものであり、物質萬能の社會となつた爲とは思ふが、尙考へればこれ等は未だ考が足

りないためと思はれる。今日總ての事は科學の力だけでは決して解決出来るものではない。先づ農業について之を見るに、如何に耕耘を綿密にし、肥料を多量に施さうが、太陽が無かつたならば、何も出来ぬではないか、尙日月星辰の運行より、春夏秋冬の四季の生ずるが如き事は、數學の上では何時の幾日か春分になり土用になると云ふことは知られようが、如何にして地球の自轉が起り、公轉が行はるゝかなど云ふ事は何人にもわかるまい。結局、此の力は人の力で出来たものではない。大自然の力によつたものと考へるのであるが、我々は此の人力以上の大自然の力を神なり佛なりと信じて居るのである。然れば自然の力によつて生ずる一本一草たりとも、皆神の賜である。決して他の力で出来たものではない。斯の如くなれば、米一粒たりとも忽にすべきものでないことがわかる。全知全能の神があつて、我等の行動を見て居つて下さるものとすれば、人の見ぬ所であつても、悪い事などは出来ないのである。井上圓了先生は、科學で解し得らるゝ現象を、無知の者が不思議として、怪しむ之を妖怪と云ひ、如何に研究するとも窮極を知り難き事柄を眞怪と名づけられた。此の眞怪こそ即ち神である。西洋の無神論者などが、平常は神などのあることを否定して

置きながらも、航海中暴風雨にでも遇ふて、船が沈没と思はるゝ様な刹那になると、神に救ひを求めると云ふことである。我等が祖先を崇拜することは、宗教とは異なるけれども、之も信仰である。

信仰の無い者の精神界は、常に不安で動搖して定まらない。行ひも冥罰を知らぬから粗暴に流れる。されば學校、家庭、社會何れの方面からも、宗教に關する教育を施して、信仰ある國民たらしむるやう導かねばならぬ。尤も此の際迷信に陥らぬ様に注意すべきである。信仰心の養成には、名僧智識の講演などのある場合には、成るべく之を聽く機會をつくつて、之を聽かしむること。宗教家の活動を要望すること。宗教上の信仰とは異なるか知れぬが、我が日本國民たらんものは、家には必ず神棚を設けて天照大神を祭り、毎朝之に禮拜をなすこと。尙學校に於ても神社を奉祀し、毎朝又は日を定めて職員生徒一同參拜し、祝祭日の際には、式後一同參拜し、また祈年祭等の如き際には、神前にて式を擧ぐるもよろしく、尙式後その地の神社に參拜して敬虔の誠を捧ぐることもまた良いことと思ふ。

我等は我國の神々は國家を擁護し、國民を保護し下されてゐるものと信じてゐる。

宣戰の詔勅にも常に天祐を保有しと仰せられて居られる如く、我が國は昔から此の天祐のあつたことは一再ではない。蒙古の攻め來た時でも、暴風の爲め虜軍が底の藻屑となつたり、日露戰役の時にも、明治三十七年七月二十日頃から、露艦が我が津輕海峡を通過して、一週間も太平洋上で暴れ廻はつて、再び浦鹽に歸つたことがあつた。後になつて聞いた事であつたが、露艦が太平洋上に出て來たのは、大なる目的があつた。それは米國から金塊を積んで歸る我が船があるのを探知し、之を掠奪せんとして出たものであつたが、丁度その船は航行中に何か故障が出來て、豫定通り日本の近海に來なかつた。それ故彼等は遠州灘附近までくだり、英國船ナイト・コンマンダー號や、我が漁船などを、撃沈して歸つたが、我が船に故障が出來たなどは、平時ならばそれだけ不幸に相違ないが、此の時だけは實に幸福であつた。斯様なことは之を天祐と云はずして何であらう。若しそのまゝ船に何事もなく航行がつゞけられたならば、恐らく金塊は奪はれ、船などは撃沈されてしまつたに相違ない。これなども偶然のことかは知れぬが、神の御加護とも思はれる。併し神は決して非禮を受け給はぬのであるから、我等の行ひが正義であつて、人力の限りを盡した處に於て、初めて天祐

があるのである。故に今日の農村不況の打開も、農家が人力の盡さるゝ限りをつくしてこそ、而して後に天祐も來るものであらうと思ふ。我等はこの信仰を以て、全力を盡して、更生の方法を講ずべきである。

### (二) 農村生活の自覺

(1) 郷土の特質を知ること。自己の生活しつゝある郷土は、如何なる特質を有するものなるか、即ち歴史上、産業上、他と比較して、如何なる特色を有してゐるかを調査し、その特色は益々發揮し、その缺陷は他の長を採つて我が短を補ふ様にせねばならぬ。例へば養蠶の古くより行れてゐる地方に就て申して見ると、その地方は古くより養蠶に従事しつゝあるを以て、相當に技術の熟達し居る特色があるが、互に天狗となつて他人のを見ず、また研究しやうともしない爲めに、却つて他の後進地方に劣る場合が少くない様なことがある。かゝる郷土の特色あれば、調査によつて之を知り採長補短更に特色を發揮せしむるやうに心掛けねばならぬ。

(2) 農村生活の信念養成。農村にあつて農業に従事しながら、自己の職業を卑しむつゝあるものありとは、既に述べた通りである。これ農業に對する信念がないから

である。然らば信念とは如何と云ふに職業として農業の尊き所以を知り、其の職業たる農業を自己の生命とし、之に依つて國家社會に貢献せんと、趣味を以て之に従事し、尙之によつて生活を立つることが、自己にとり最も安全にして幸福なりと強く信する處の精神を云ふのである。

凡そ如何なる職業に従事するにも、趣味を有せざれば永續がしない。特に農業の如きは一ヶ月や二ヶ月では、一作物すら結果を得るものではない。趣味は自己の精神を打込み、之に従事するに従つて生ずるものであるから、土にしたしみ、作物や家畜に接するに従つて、之に對する愛が増して来る。初めは力めて爲すも、後には止むにも止まれない様になるものである。

(3) 農業を楽しむ風習の養成。或る人が竹林を造成する爲めに、之を植ゑつけた。而してその人は一日隔位に、その竹林を見廻るのであつた。他人が之を評して「竹取の翁」とアダナなどをつけたものであつたが、成程竹林は少くも五年か七年か掛らねば、竹林らしくはならない。従つて一日や二日之を見廻らないでも差支へはないのであるが、之を見廻ると云ふことが、此の人にとつては、何よりの樂であるのである。

獨り此の竹林造成の人のみではない。農業に對して眞に精神を打ち込んで行ふ時には、他の事は考へられない。農業その事に向つて一心になるから、これ以外に何等の感興をひくものはないやうになるのである。

その他作物でも、家畜でも、之に接すれば接する程、自然に同様になつて来る。

趣味と云ふものは人から授けられることは出来ない。その人々によつて起る精神作用であるから、自得するのであるが、之を自得する方法としては、他に方法がない。やはりたゞ初めから之に接して可成多く世話をするにある。かくすれば自ら止むに止まれぬ感興は生ずるものである。

## 二 農村更生の公民教育

(一) 我が國立憲政治の理解 農村更生を實現して農村の振興を圖るには、國家の政治がよくならなければならぬ。我が國の政治は既に述べたやうに都市に偏重して施設せられてあつたのである。これ等も改善しなければならぬ一つである。また我が國の農村農業といふものは、我が國家建國の精神の維持より考へても、國防



上より考へても、資源の上より考へても、多数國民の職業たる上より考へても、國家發展の移植民といふ上より考へても、戦時に於ける食糧の自給といふ上より考へても、國策上益々其の振興を期する必要があるのである。されば國策上適切なる政治が農村に對して行はれねばならぬ。加之、政黨の黨派心よりする黨弊は、農村の自治の中にまで入り込み、之が爲に農村自治の發達を害し、此の度の農村更生の施設に於てすら、黨弊に左右せられ、一方に偏して行はれ、または一圓融合協力して農村更生の實を擧げる施設を講ずることの出来ない地方もあるとの事を耳にしてゐる。

これ等は眞の立憲政治の本旨には合して居ないやうに考へられる。立憲政治は申すまでもなく、憲法によつて國民に參政權を與へる政治である。昔の政治は従はしむべし、知らしむべからずであつたが、今日の政治は公議輿論による政治で、國民は議員を選擧し議會を通じて國政に參與してゐるのであるから、良き輿論を作ればよき政治となつて現れ、あしき輿論をつくれれば悪しき政治となつて現る。要するとこゝろ國民多数の輿論が議會に反映し、之が國家の政治となるのであるから、政治の良否も、要は國民の精神に在るといつてよい。即ち我等國民の選出したる議員によつて

現はるゝものなるが故に、議員選舉は極めて重要な意義を有するものである。されど國民に對する公民教育が十分に徹底して居ないために、多数の國民はまだ立憲政治の本旨も十分に理解せず、議員選舉の重要なことも知らずに居る有様である。されば公民教育の普及をはかり、立憲政治の理解を與へ、議員選舉の重要なことを十分に知らしめ、農村に在るものは、農村に理解ある適切なる人物を選出し、農村民の輿論が議會に反映し、農村に適切なる政治が行れるやうに致したいものである。

(二) 自治の理解 既に述べたやうに、農村の不振は、自治の不振が其の一大原因をなしてゐるのであるが、これ又農村民が農村自治の如何なるものであるかを十分に理解して居らぬ結果より來たものである。されば農村教育に於て、自治の本義を理解せしめ、模範村等の自治の事例によつて、隣保團結の美風、共存共榮の實を擧げつゝある實情を知らしめ、農村の自治の中に政黨の弊を浸入せしめざるやうに努め、農村民は協同輯睦、隣保團結の美風を發揚し、自治の本旨を具現し、以て農村更生の實を擧げるやうに致したい。而して農村の青年教育及成人教育の公民教育に於ては、特に農村自治の教育に力を注ぎ、自治の振興を圖るやうに致したいものである。

(三) 各種團體並組合精神の理解 農村には種々の團體及組合があるのであるが、農村の自治さへも十分に理解して居ないやうな有様であるから、これ等の團體及組合に就ても、十分に理解して居ないものが尠くない。従つて十分の成績を挙げ得ないで居るところが多いのである。然るに今後の農村生活は、團體及組合の力を借りて御互の福利を圖らなければならぬやうになつて居り、殊に我が國のやうな小農經營の農家に於ては、團體及組合の力を借るにあらざれば、立つことの出来ないやうになつてゐる次第であれから、よく團體及組合の目的精神を理解せしめ、以て益々團體及組合の發達を圖り得られるやうにせねばならぬ。

由來農村は部落集團の生活をなし、遠く祖先以來生活して居り、各戸は互にその内面的事情までもよく知つてゐるのである。即ち經濟狀態、或は信用の程度等も明かであるから、團體や組合を組織して相互に扶助すべき筈であり、又爲し易い境遇に置かれてゐるのに、農民は割合に、社會の事情に暗いものもあつて、自己のみ勝手な事を主張し、一致を缺く場合が多い。爲に團體も組合も十分に發達して居ないのである。斯くては共存共榮も望み得られないから、協力一致する様に協同の精神を養は

ねばならぬ。而してこれ等社會的の知識を啓發し協同の精神を涵養するには、どうしても民衆の教育を進めねばならない。之には青年教育、成人教育等の民衆教育を盛んにして、これ等の知徳を啓培し、以て一致して事を行はねば、徹底的の仕事も出來ず、隨て不利益であることを悟らしむるやうに致さねばならぬ。

(四) 議會及役員選舉の重要性の理解 立憲政治は、議會に於ける議員の多數決によつて決せられ、團體及組合の運用は、役員之力により其の成否は分れる次第であるから、議員の選舉及役員の選舉といふものは、極めて重要なものである。然るに我が國民の多數は、未だ議員選舉の重要なことも、役員選出の重要なことも、十分に理解して居ないものが少くない。かやうな次第であるから、選舉する人も選舉せられる人も眞面目を缺くやうになるのである。これ一つは立憲政治の本旨も、自治の本義も、團體や組合の精神も理解して居らぬ結果から來て居ること、思ふが、之を十分理解せしむるやうに努むると共に、これ等選舉の重要性を十分に理解せしむるやうにして欲しい。今日までのやうな選舉の有様では、時局の匡救も農村の更生も覺束ない次第であるから、宜しく之を自覺せしむるやうに、十分の教育を與ふる必要が

あるやうに感ずるのである。

(五) 公共生活の訓練 我が國民は、元來私的生活に於ては、何れの國民にも劣つては居ないが、公的社會的生活に於ては、未だ十分の訓練を経て居ないため、遺憾の點が尠くないのであるから、吾人は社會生活をしてゐることをよく理解せしめ、社會に對する訓練を十分に施して欲しい。社會生活をして居ると、己もよし人もよしと云ふこともあるが、また場合によつては、多數の利益にはなるけれども、自己一人に就て考ふれば、不利益なる事も少くない。此の場合自己の不利益を喧しく主張して、多數の利益を顧慮せざるは公共生活をなす所以ではない。斯る場合には自ら進んで不利益をも忍ばねばならぬ。これが即ち犠牲的精神である。この精神無くしては、公共の生活は圓滑に行はれない。時局重大なる今日、此の精神の益々必要なるを感ずるものである。然るに日本人は歐米人に比して、兎角圓滑を欠く癖があるやに聞いて居る。或る人が洋行の時某汽船に乗つた時のはなしであるが、その船中で各國人の催しで運動の競技を行はんとする場合、或は宴遊會を催す様の場合で、何れに決するもあまりに影響のない様な事でも、日本人には必ず異論を唱ふるものあつて、ま

まりがつき難い。」と云はれた。この様に協力が容易に行はれないやうでは、今日のやうな切迫せる時世の切りぬけは中々むづかしいこと、思ふ。現在の匡救の土木事業の如きにも、中には必ず用地の買収があるであらうが、その際地主がわからぬ事を云つて、土地の提供をこばむが如きことあらんか、政府や各府縣の事業に支障を來たすことあるは明かなことである。さればよく此の點に省み、公共生活の訓練を行ひ、奉仕的精神を養はねばならぬ。

### 三 農村生活改善の教育

從來の農村生活は、實に不規律にして不經濟、非衛生のことが多い。之等を改善して規律あり節制ある生活を營み、無駄を省いて冗費を減じ、保健の方法を講じて健康の増進をはかり、以て能率の向上をはかることは、農村更生の一端たることは疑を要しないことであるが、しかも未だ十分に行れて居ないのであるから、よく地方の實際を調査せしめながら、自覺を興ふるやうに研究せしめたい。

#### (一) 衣食住の改善

(1) 二重生活の排除 日本人は人真似が上手である。又好である。是は我が國人の長所であつて、同時に缺點である。人の長を探つて我が短を補ふは、自己發展の基礎なれども、人の短所まで併せて探る場合が少くない。故に一つで間に合ふものを、二つも三つも整へる様になる。之が即ち二重生活であつて、無駄をすることが多い。一々此處に例證をあげるまでもないから之を略すとするが、生活の合理化より之が改善を研究して欲しい。

(2) 衣服の改善 衣服は身體を保護すること、文明人としては容姿を整ふる爲めに必要であるから、相當に之を調製することは然るべき事であるが、今日の服裝特に婦人の服裝などに至つては、程度を超えたものが少くない。婦人會の會合の如きも、注意を缺くと服裝の展覽會の如き有様となり、資財あるものは美服を着して揚々とし、以て優越感を味ひ、之に反するものは敗者の如き感を抱く様になり、随つて會合するものも少くなる様なことも往々ある。又學校などで母姉會などを開催した場合にも、必ずその傾向があると云ふ事を耳にする。斯くの如き事では婦人會も母姉會も眞の目的は達成せられない。結婚時に持參する衣服については、前既に述べた通りである。

りである。

服裝の競争をする様になつては、會合すべき必要はあつても人があつたらぬ事になる。そこで制服を定むるとか、式服は綿服にするなど、云ふ事を決議して實行してゐるところもあるが、これも良いこと、は思ふが、今日の非常時に當つては眞剣に考へて、御互に不用のものを作らないやうにするといふ空氣を作つて、之を實行することが、改善の一つと思ふ。尙地方の農家組合などに於て、婚禮に用ひる服裝を一通り備付けおき、僅少の使用料を徴して使用するやうにしてゐるところがあるが、これも亦攻究すべき一つと思ふ。

(3) 食物の改善 日本人は必要以上に食物を多量に採り過ぎるといふことであるが、之は食物に關する知識乏しく、唯何でも彼でも腹一杯に食ひさへすればよいといふ風にしてゐるのが習慣となり、必要以上の食物でも、腹一杯とらねば満足しないやうになつてゐるからである。また食物の營養に關する知識がないから、滋養分が一方に偏して調和がとれないことが多く、特に澱粉食に偏しすぎると云ふ。さればある成分は過剰になり、或成分は不足する。されば榮養に關する研究を行ひ、偏頗なき

滋養をとるやうにせねばならぬ。斯くせねば經濟上にも不利益である。

又價の高價なるもの必ずしも、滋養の價値あるものではない。多くの人の馬鹿にして居る鱈などは、滋養の價値はありながら、頗る下等視せられて居るけれども、調理の方法さへよければ、美味である。農家は不況の今日たると然らざるとに論なく、安價にして滋養あるものを用ひる様に研究する必要がある。

(二) 衛生思想の涵養 農村民には衛生思想に乏しい者が多い。それ故寄生虫の多い事は驚くべき程である。我が國は不幸にして文明國中稀に見る寄生虫國であると云ふ。寄生虫の種類も多いが、又その蔓延の程度も甚しい。内務省の農村實地調査についてその成績を見れば、調査農村は全國府縣に互つて八十五ヶ村、検査人員十五萬二千九十四名、老若男女を問はず、村在住のもの總てを含むについて糞便の検査を行ひ、主として腸内寄生虫卵の検査を行つたものである。之によつて見れば、蛔虫卵を有するものが最も多くして、十萬二千三百七十一人、之について十二指腸虫卵を有するもの、三萬三千九百四十六人であつて、寄生虫の種類は十種で、無卵者は僅に三萬三千一百三十八人である。

寄生の過程に於ても、蛔虫や十二指腸虫は、我々の身體に少からざる障害を與へて居る。併も寄生虫完成後に於ても、この兩者が精神上又は身體發育の上に及ぼす影響は決して少くない。學生や兒童に就いて、寄生して居るものと然らざるものとの學業成績の優劣、發育の大小、體重増加の多少等は著しいものであると云ふ。

之を撲滅して農村民の健康を保持すると云ふことは、最も大切のことである。その撲滅の第一は糞便を無害にするのがよい。それには内務省で研究した改良便池を用ひれば、その目的を達することを得るのであるから、農村各戸が之を設けることになれば最もよい。

蛔虫卵や十二指腸虫卵は、大體三ヶ月間便池に貯藏すると腐敗して死滅するから、此の便池の構造は、三ヶ月後に汲出し得るやうに作つたものである。斯くして我々は健康を保持し、充分の活動をする様にせねばならぬ。

農村民中には又甚だしく公衆衛生に關して無關心のものがある。それが爲めに、却て市町村へ頗る迷惑をかけるものがある。醫師のはなしを聞くに、農村のある者の中には「チブス」とか、赤痢とかの徴候があると、殊更に隱蔽するものがある。之が爲

に蔓延して、數十人の患者を出し、何とも手のつけやうがない様になる場合が出来る。若し早く傳染病なることを發見でもすれば、仇敵の如くに、その醫師はうらまれると云ふ話もある。農村の者は衛生上についても、大に自覺せねばならぬ。

### (三) 農村の醇風美俗の發揚

(1) 農村行事の改善 農村社會は、古く成立ち祖先傳來の社會が多いので、傳統的の我が國の風俗とも見らるべき行事がよく行れてゐる。正月に於ける元朝參りより、七草、農初め、先祖の墓參、年祝ひ等、二月の初午、ねはん、三月の雛祭り、四月の御釋迦様、五月の節句、七月の七夕、盂蘭盆、墓參り、盆踊り、八月の明月、九月の十三夜、菊の節、十月の恵比壽講、十二月の餅搗き等を初めとして、月々朔日、十五日の祝ひ等の年中行事があり、春秋の神社の祭の恒例行事とか、田植祝、蟲追ひとか、豊年祝とか、地方により種々の種類の行事がある。その他休日の規定とか、共有地の草刈の開始とか、火入れとか、道路水路の修繕とか、數へあげると地方により、部落により頗る多い。尙部落によつては、冠婚葬祭等相互扶助の講中とか、婦人の觀音講とか稱するものがある。これ等の行事は、隣保團結の精神を陶冶し、愛郷の精神を涵養する助けとなり、又農村娛樂の一

事ともなるのであるから、弊害と認むべきことあれば改善するやうにしなければならぬが、なるべく保存して尙適切なる行事の發達を圖るやうに致したい。

(2) 共濟協力の強調 社會は持ちつ持たれつである。特に農村社會は、祖先以來數代同一の地に居る者により成立つてゐるものであるから、近隣としての交際も數代前から行はれつゝあるものと思ふ。他の職業であれば、住居をかへることも左程に困難ではないが、農業は動かすことの出来ぬ田畑と云ふものがある。之が爲めに農民は、一定の地に落ち付かざるを得ぬ様になつて居る。尙多くは親戚關係になつて居るものもあり、其の親戚關係になつて居ないものでも懇に交際するやうになつて居るものが多い。併し中には往々反對に數代の間仇敵視して居るものもないでもないが、之は甚だ間違つた考である。

農村社會は、以上述べたやうな同情社會であり、また維新前の五人組の制度の遺風もあらうが、古くから小部落單位に組合が發達して居て、冠婚葬祭は互に助力し合つて居る。私の郷里(宮城縣の田舎)地方では、講中に死亡者があると當番の家から直ちに講中に知らしてやる。そうすると講中の人々は一定の悔みを持つて死亡者の宅

に集る。(私の子供の時は悔みは十錢づゝの定めであつた。講中十五戸で一圓五十錢、之で棺桶や白い衣服や葬儀費の最低のものが間に合つた。今は増加してゐるが、毎戸五十錢位かと思ふ。)そうして、二人づゝ組み、手分けして役場への届から、葬儀材料の買入れ、葬式の造花其の他の材料を整へること、親類への知らせ、墓場の穴掘りに至るまで順番を定めて行ひ、婦人は又手分けして着物を縫つたり、其の他種々の手傳をしてゐる。

婚禮の時は、これ程ではなく、近隣の人々とか親族とかが集つて、嫁の送り迎へから荷の受取渡しのことから、饗應のことに到るまでやつてゐる。また家の建前、屋根替などがあると、手傳もし、又祝ひもしてゐる。其の他、田植とか稲刈とかが手後れになると、近所隣りから集つて助け合ふのを普通としてゐる。農村に頼母子講の發達したのも全く此の共濟協力の意より發達したものである。

農村にはかやうな共濟協力の美風は残つてゐるが、農業外の職業は、自己と同一の職業が多くなれば、或は利害の相反する場合もあるけれども、農業には決して斯ることはない。例へば米作の家が一村に於て、五戸や十戸が多くなつたにしても、米價が

低落もしない。否寧ろ共同一致して行動すれば、利益の多い場合が多い。即ち共同作業せば能率は増進する。農業倉庫の設置でも、共同出荷でも、肥料の共同購入でも、組合つてなせば利益は目前に現はれる。故に農家は近隣同士、利害の衝突すると云ふことはない。然れば隣保相互に相依り相援け合ふ風を益々發揚するやうにし、以て農村の振興を期すると同時に、又自家の發展をも期するやうに努力せねばならぬ。

(四) 社交儀禮の改善 社交儀禮中改善すべき事の中、既にその缺陷については少しく述べたが、結婚式などは自宅又は神聖の場所で行ふがよい。入籍も結婚後直に之を行ふこと、即ち内縁關係などにて放任するは絶対に廢すべきこと。費用を多くかけぬこと。祝儀品は虚飾を避け、祝儀返しは廢止すること。婚約を結ぶには相互の健康状態を調査すること等である。

葬儀に關しての改善には、出棺時刻の勵行、酒を用ひぬこと、酒を用ひて酔ひたる結果、遺族に對する氣の毒の感も忘れ、甚しきは喧嘩などをしたり、或は放歌高吟したりするものなどがあつて、死者に對する禮を失ふことも少くないが、これ皆酒を用ひる結果から來るものであるから、酒を用ひぬやうにすること。香奠返し及忌明の配物

及饗應等は廢することにした。

宴會については、食膳は食べ盡し得る程度に献立をするがよい。飲まれぬ人に酒を強ひるなどは迷惑でもあれば無禮にもあたるからやめるがよい。衛生をやかましく云ひながら、献酬を行ふは眞に矛盾であるから廢止すること。飲食よりも懇親を結ぶに重きを置くがよい。

贈答については、形式的なる手土産を廢止すること。若し土産を要するならば、文字通り土地の産物、自家生産物にして、先方に無い様な珍らしき物を持參するが如きは、甚だよいと思ふ。先般知人が自作の白米で香米と稱する米で、一升の中へ一握宛位入れて飯を炊けば、頗る香氣のある飯が出来、米を土産として持つて来て贈られた。斯様のことは實際に土産の意味をなして居り、贈られた者も珍しくて快感を覺える。又先方に子供でもある家へは少し位、何か持參するはよいが、多くの物を持參すると云ふ事になると、遂には行きにくくなつて、却つて疎遠にもなる。贈答品は實質を主として、外見上の虚飾を避け、又交換的の贈答の廢止を希望する。

公衆作法に關しては、公衆が順次に用ひ辨すべき場所では、嚴重に秩序を重じ、順番

を守ること。雑沓の場所では、常に弱者を扶け、幼者、老人、婦人等に對して努めて保護すること。濫りに啖唾を吐いたり、口や鼻を覆はずして、咳や嚏をせぬこと。禁煙とある所で煙草を喫するが如きことなきこと。又たとへ禁煙とはせざるにせよ、人の迷惑になる所では煙草を用ひざること。集合の時刻を嚴守すること。儀式講演等の席にては、談笑をしたり、又は靜肅を保たぬ如き行ひなきこと。道路は左側を通るべし、右側を歩んだり、多數が横隊をなして歩いたりして人に迷惑をかけること等が、多數の人に唱へられて居る。

特に今日の不況時には、時間の經濟を圖り、無用の交際を廢し、各個人の迷惑を除き、誰でも愉快に活動することが大切であつて、かくして初めて更生も出來ると思ふ。

(五) 農村娛樂の改善 人間は努力する時は、充分緊張しなくては、何事も成就はしない。しかし絶えず緊張しづくめと云ふ事は出來得るものではない。時には肉體的にも精神的にも、休養することが必要である。即ち疲勞を恢復すると云ふ事が、來るべき努力の準備をなすものであるから、適當の娛樂を求めて、苦しいことも、不快のことも、全部忘れる様な方法を講ずるがよい。盆踊などは、最も廣く各地に行はれ



てあるものであるが、是等に用ひる歌詞は頗る卑猥なるものがあつて、家庭などに於ては、到底口にすることの出来ぬ様なものが多い。故に歌詞を改めて、いまし高尙優美のものにしたい。夜間遅くまで踊り狂ふ爲めに、却て翌日は疲勞して、仕事が充分出來ぬ様なこともある。これでは休養が疲勞になつて、娛樂の主旨を没却するからこれも注意を要する。青年男女の風儀を悪くすることなども、夜間遅くまで遊ぶこと、卑猥なる歌詞等も大に關係があると思ふ。されば各人がよく慎しみて、眞に娛樂の目的を達成する様にとめねばならぬ。

徳川幕府時代には或る地方に於ては、秋季の收穫が濟んだ時分には、勸農祭と稱して、歌舞伎芝居を練習して、娛樂を探ることを許したものであつて、今日でも鬻や之に用ひる服装などを存して置く所もあるやうである。明治時代後になつてからは、それが風俗を害するとか、俳優の税を出さねば演ずることが出来ぬとか云ふ様になつて、全く廢滅に歸したらしい。尤も營業的になるやうでは面白くないが、單に一時の娛樂的のものなれば其の筋書等を見て、之を見、之を取締り、之を指導するやうにしてその風紀を害するが如き部分を除けば、決して悪いことは無いと思ふ。

たまたま子供などが眞似をするのを見たが、適當な指導者が無い爲め、あまり興味も起らなかつたが、指導の如何によつては、よい娛樂ではないかと信ずる。尙地方には、従來より傳來してゐる發句、川柳、謠、生花等の趣味的娛樂、乗馬、擊劍、柔道等の武道的娛樂、碁、將棋、かるた、石持、棒押、角力等の遊戲的娛樂もある、其の他様々の娛樂あるべく、近年盛んになりつゝあるテニス、野球等もあること、思ふ。弊害は除かなければまならぬことは申すまでもないが、禁止より助成するやうに致したいものである。

尙新しい娛樂として、非常な勢ひで擴つてゐるものに映畫がある。縣によつては、映畫聯盟とか映畫會とか稱するものを組織し、之に加入したる農村に、其の加入金の種類により、年に三回とか五回とか巡廻し行くやうにしてゐるところもある。これ等も亦攻究すべきこと、思ふ。

(六) 迷信の打破 農村ばかりではないが、今日尙迷信に囚はれてゐるものが頗る多い。これが證として略曆類似のつまらぬものが、民間に採用されつゝあるのを見てもわかる。或る地方では某日は地火とか云つて、種子を播かぬ日があり、建築結婚、葬式等に至るまで、何とか彼とか日を選ぶ、尤も何時になつてもよい様な事からは、悪

いといふことを無理に行はない方がよいが、一日をあらそふやうな播種の如きは、一度暦でよい時には、暴風雨の如き日であつたならば、矢張り仕事は出来ない。結局日を選んで殊更に時期を失ふことになる。

迷信は日ばかりではなく方向にもある。今年は或る方向には金神とか暗剣殺とか云ふ神が居られるから、その方向へ建物をたてると怒りにふれるとか。東北隅をば鬼門と稱して、そこから災害が侵入すると思ひ、此の鬼門に對しては絶対に畏敬を表し、鬼神の許なきに之に觸れば、恐るべき祟があると稱して、此の方向は便利でも通路などをこしらへてはならぬなど、馬鹿らしいことが多い。これも無理に悪いといふことを行ふ要もないが、元來方位などと云ふものは、人間が便宜上つけたものであつて、假に東へ東へと眞直に進んだならば、西から元の位置に歸て來ることになる。即ち「東西古今なし、いづれにか南北あらんや」である。民間之が爲めに、精神を勞したり、物質的に損をすることは夥しい。

動物が人を迷はすと云ふことも、よく云ひふらしてあるが、その中にも、狐が人をたぶらかすと云ふことが一般に信せられて居る。之は狐にたぶらかされるのでな

く自分が迷ふのである。地方にて聞いたのであるが、數年前臆病の若者があつて、しかも迷信家であつたために、或る雨の降る夕方、さびしい所で老人が來るのに遭遇し、此の邊は狐の出る所であると云ふことを思ひ出して、此は狐が老人に變化して、己を誑かすものと思ひ込み、老人が何と云ひ譯をしても聽き入れず、無暗に殴打して遂に撲殺し、殺人罪を犯したものとさへあつた。

又家系に關係ある迷信がある、某縣の「狐持」又は「ヲサキ」の家筋等であつて、此等の家には右の様な名稱の、人の目に觸れぬ動物が居つて、他人の物を人知れず取りあつめるから、勤勉でなくても富を増すとか、その家の人に怨をうけると、屹度禍が來るとか稱して、他の者が之を擯斥する。個人として又公民として、何等の欠點ない者に對して、斯くの如き侮辱を加へ、擯斥するなどは本人としては、甚だ迷惑至極である。我々から見れば、實に氣の毒千萬である。自己に犯せる罪もなく、欠點もないのに、その家に生れたが爲めに、恩怨もなき者より虐待せられるとすれば、思想の惡化は當然であると思ふ。丙午の迷信も亦同様のことである。

著者は某地に於て教職に従事して居つた時に、この迷信打破の爲めに、全生徒やそ

の他に向つて云ふたことがあつた。曰く「誰人も努力して、殖産致富を希つても、容易に達成し難いものであるのに、努力しないでも金持になり、怨のある者に對しては、手を下すことなくして、復讐が出来るのが狐持ならば、我々は全部狐持にならうではないか。憎いと云ふ一念で、敵が倒れるならば、軍備なくても先方が負けるから、そんな結構なことはない。日本全部を狐持にしたいものである。併し左様なことが出来ぬから、努力もすれば節約もし、軍備も要するのである。斯の如き馬鹿氣たことを迷信と云ふのである。迷信を打破せざれば、理想社會は實現出来ぬ」と云ふたことがあつた。總べてに於て今日は、昔日程ではないが、まだまだなかなか絶滅と云ふ様な所へは到達しない。是非我々は迷信を社會から取り除きたい。

井上圓了先生の妖怪百談など云ふ本は、通俗的で誰人にもよくわかり、それには鬼門論などもあつて、迷信打破にはよい本であると思つた。

農家は宜しく大自然を畏敬すべきも、迷信は打破しなくてはならぬ。

#### 四 農村經濟更生の教育

##### (一) 農業經營の改善

(1) 勞力の利用と農業組織の改善 今日農家が疲弊してゐるのは、農力の利用を十分に居ないのが一の原因である。我が國の普通の農家の勞働日數は、年に二百日内外である。多忙の時は猫の手も借りたいといふ程であるけれども、其の他の時殊に冬季には十分の働きをして居ない時が多い。かやうな勞働狀況では疲弊するやうになるのも、自ら招いでゐる様なものである。されば農家には各自の勞働狀態を調査せしめて、其の日々の勞働分配の不均状態を自覺せしめ、それにより勞働分配を平均せしむる様にするには、農業組織を如何に改善すべきかを工夫せしめて、之を實行せしむるやうに致したい。

尙農業を營むには、自家の勞力のみにて不足する場合がある。かゝる場合には雇人をするのが普通であるが、雇人をして賃銀を仕拂つては、農業の利益は少いといふよりは、缺損を見る場合が多いから、經濟的に機械の利用を爲し、或は畜力を利用して、勞力の經濟を計ることも、攻究せねばならぬ。

農業用機械は、従來の農具の外、水力、畜力、石油發動機又は電動機を利用した新たな

ものが用ひられてゐるが、之を使用せんとする時は、経験ある人に就てよく研究した後、後に入られるやうにせねばならぬ。然らざれば不當なるものを求むることあつて、固定資本を徒消することがあるから注意すべきことである。また畜力の利用に就ても、従來の運搬、耕起、碎土等の外、水田の除草に除草器を用ひて試みてゐる處があり、靱磨りなどにも用ひてゐるところがあるから、また其の利用に就ても研究をして欲しい。尙家畜は厩肥を産する故、金肥の節約ともなる。

(2) 自給の奨励と生産費の減少 従來の農家は多く購入することを以て誇りとする如き風があつた所が尠くなかつた。即ち肥料を一反歩に何圓施したが、今年は何圓増加して施したと自慢してゐる如き類で、此の如きは、少しも自慢にも名譽にもならないのである。むしろ肥料も少くし、即ち生産費を少くして收穫の多いのが、農業ばかりではない、總ての生産業の理想である。

そこで何としても買はねばならぬ様な磷酸質の肥料と云ふが如きは、又は法律命令によつて、自家にて生産し得られない蠶種の如きは已むを得ないが、自家で生産し得られるものは、成るべく自家で生産して間に合せるがよい。金を出して買ひさへ

すればよいものが得られると云ふ考のものもあるが、之は大なる間違ひである。故に普通作物の種子は勿論、蔬菜の種子、果樹及桑の苗木等も、自家で生産した方が、確實の場合が多い。特に祭日などに持出して賣つて居る苗木などは、相當に無責任のものがあるから注意すべきである。

その他飼料の如きも、勞力さへ費せば多量に自給されるものを、氣がつかないのか、面倒臭いのか、顧みないものが澤山にある。

尤も今日自給と云ふ事は、はきちがへてゐる所もある。或村で自給肥料を澤山製造したと云ふから、原料はと問へば、稻の藁だと云ふ。而してその藁は従來藁細工に用ひたものであると、此の度それをやめて堆肥をこしらへさせたのであると云ふが、藁細工品は安いとは云へ、これを止めさせて、肥料の原料にしたとすれば、何れが利益だかわからぬではないかと思ふ。否、むしろ農閑利用の副業を奪ひ、反對に従來自給して居た物を購入でもするやうになれば、却つて不利益になるではないか、堆肥の原料は、藁細工して残れるものや、野菜其の他を用ふべきものと思ふ。

(3) 土地の利用と風土の利用 我が國は耕地も山林も少いの拘らず、田畑の利用

も、山林原野の利用も、實地の利用も不十分なところが多い。田であると稲作に力を用ひても裏作に力を用ひて居ないとか、畑も二毛作三毛作と利用し得らるゝに拘らず、顧みないで居るところあり、山林は開墾して果樹園とか竹林とか、其の他の利用の畑地などに爲し得られるところを、雑木を生やし小松原にしてゐる處が少くない。また宅地などに就ても、雑木を生やして遊ばして居るところあり、これ等の利用は勿論であるが、その外のところも利用を工夫すれば色々あることゝ思ふから、學校に於ては、之が利用の範を示すやうに致したい。

尙土地の利用上風土の利用といふことに注意して欲しい。作物は氣候、土質、地勢など即ち風土に左右されることが多いのであるから、市場の狀況を考へ、風土を利用して作物を栽培し、以て多くの収益を擧げしむるやうにせねばならぬ。

(4)多收穫の奨励と生産の統制 多收穫を奨励すれば生産過剰となり、却つて農家の収入を減ずる場合があるから、多收穫は奨励すべきではないとの議論もあるが、確に其の通りであるから、生産の統制が出来るなれば、統制を爲すやうにしたいのであるが、農業は自然に左右されて生産の思ふやうに出来難い場合があり、工業のやうに

自由には出来難いけれども、地方により其の作物の栽培面積の制限、蠶種掃立數量、畜家禽の飼育頭數等、其の主要なものに就いては統制も出来ることゝ思はれるから、無統制にしておくよりは、統制するやうに致した方がよいと思ふ。かく統制したとしても、其の制限内の面積に於て出来る丈の收穫を多く擧げ、制限内の蠶兒、畜家禽の數を飼養して、多くの収益を擧げるやうに努力すると云ふことは、奨励すべきことゝ思ふ。統制なき今日としては、輸出入農産物にも注意し、また果樹も蔬菜も、家禽も或る一つのみに偏せず、數種を栽培し飼養すると云ふことに注意し、其の少い面積、少い頭數に於て、出来る丈其の多收穫に努力すべきであると思ふ。

(5)副産物の利用 農家は、主産物には力を用ひて其の收穫の大ならんことを努めるけれども、其の副産物に就ては之を軽く取扱へ、或は其の利用に注意して居ないものさへあるが、我が國のやうな小農經營にあつては、この副産物の利用といふことも注意しなければならぬ。

養蠶は收繭が目的ではあるが、之より生ずる副産物の蠶査は肥料として大なる價値を有するものであるから、之を大切に保存し、有效成分を失はしめず、必要に應じて

施用するやうにせば、金肥の節約をなし得べく、食残しの桑葉は、家畜の飼料にもなる。養鶏も同様卵を得るのが目的であるが、肥料を得たり、廢鶏は肥育して之を賣却する。牛・馬・羊・豚何れもその主目的はあるが、たゞその主目的を達成せるのみにては充分の利益はない。必ず之に伴ふ副産物の利用を怠つてはならぬ。それに最も大切なのは飼料の經濟である。飼料は成るべく農家に生ずる、粟・糠・米麥の秕・蔬菜の廢物等、凡て家畜の食し得る物は、全部之に充てるがよい。然るに農家に於て往々、塵捨て場に菜や大根や午芣の如きもの、屑が少からず遺棄してあるのを見ることがある。これ等は自然の恩恵と人の努力によつて出來たものを、無意味に廢棄する様に思はれて甚だ惜しい感がする。

尙牛馬の飼養は勞力利用が第一の主眼であるが、農閑の期節には、他の物を運搬して收入を得ることも亦よいことと思ふ。

(6) 販賣の研究 農家は收穫を多からしめる方法には努力するけれども、賣却の時に至つては全然商人任せである。所謂九仞の功を一篋に虧くの恨みが少くない。されば品物により、出荷組合をつくるもよし、農業倉庫を利用するもよし、又その品物

によつては、農會の販賣幹旋所に依頼するのもよいと思ふ。將來は販賣も統制されるやうになると思ふ。尙市場の相場を問合はして見ることも必要なことである。

昨年九月末の繭價暴騰した頃のことであるが、福島の新報に、繭の暴騰を一向知らず、買ひ叩かれる養蠶家と題して、

繭相場が暴騰して一貫匁六圓三四十錢の高値を呼び、養蠶家は全く地獄で佛に會つたやうな喜びをしてゐるのに、これは亦何としたことか、新聞も見ず町にも出ないで、井の中の蛙のやうに世間まつくらなため、繭相場の上つたのも知らず、安くて困る困るところぼしてゐる無智な養蠶家もある。之につけこみ、收購前の豫約賣買によつて暴利を貪る奸商もあるので、縣は各地蠶業取締支所に嚴命し、斯様な不正仲買人は見付け次第知事に報告すると同時に、検事局に告發せしめることになつた。

この記事があつた。之は買ふ者が奸商には相違ないが、賣る人の方も甚だ不注意である。賣方に就ては、農家は大に研究しなければならぬ。

(7) 共同經營と産業組合の利用 我が國の農家は、小農で極めて少い資本で自家の勞力を主としての經營による、所謂小農經營であるから、今日のやうな經濟組織の世に於ては、單獨の考での經營では利益を收むることは覺束ないから、地方共同的の考

で、揃つた品物を生産し、前節に述べたやうに、共同出荷などを爲し、尙出来るなれば、部落に於ける農家の小組合即ち實行組合の如きもの、又はもつと小さい隣保丈にて組合を作り、共同作業をなし、或は農用器具機械の共同利用を行ひ、其の他共同の販賣購入をなし、以て共同的の訓練を行ひ、かくして村の産業組合が、これ等小部落の組合の中心となつて、共同的經營の發達を助成し、尙進んでは郡縣の聯合會が、之の統制をして其の助成を保つやうにし、尙々進んでは國の聯合會にて統制も助成も出来るやうにならなければならぬ。

尙我が國の農家は、小農で金融には困つてをたつたのであるが、此の度の農村匡救の施設として、此の小部落單位の組合は、一種の法人格を認められ、産業組合への加入も脱退も出来ることとなり、此の小組合により小農家は、産業組合を通じて金融を容易になし得られるやうになつたから、従來の如き高利の金融は、組合の低利の金融に改めるがよい。

(8) 相互競勵と創作の獎勵 「スポーツ」は「レコード」を作らんとして競つて居る。そこに興味が起つて自然に熱心になる。冷靜なる頭腦を以て見れば、むしろ狂に近い

とも思はれる程である。農業でも競技と云ふことになれば、熱心の度も増して來る。富民協會の競作田などは確かに有意義である。故に之に参加する人は、實際眞剣である。たとへそのものが豫定の收量に達せざるにせよ、他の参加せざりしものと比較して見れば、相當の成績を挙げつゝあるは事實である。同協會の催しに選ばれて加入する者は少數ではあるが、それでも少からぬ成績を舉げてゐるのであるから、多數の同志の者を集めて、相互に獎勵し競争し、つとめて優良なものを多量に生産する方法を講じたいと思ふ。秋冬季に於て、各方面で行はれる農産物の品評會などは、その一方法ではあるが、現在の方法は、優良のものを集めて、審査をするのであるから、出品物さへよければ、他は如何に劣等のもので、一等も出れば優等も現はれるわけで、此の如き獎勵法は爲さぬには増しであらうが効果は少い。従つてあまり熱心にはならぬ。著者は品評會について、十數年前にも卑見を述べたことがあつたが、卑見の大意は、一二の出品物を一堂にあつめて、それだけについて綿密の審査をしたが、全部の成績は推しはかられぬ。下手な農家の作物でも一つや二つは稀にはよいものも出来る。斯るものが如何に優秀でも、他が悪ければあまり價値はないのである。

品評會をするならば、今日の富民協會などで行ふ様に、その栽培から全收穫量について見るものでなくては効果がうすい。又従來の方法としても、その品評會の計畫は早く發表して、村内の農家・青年・學校兒童生徒等の責任出品を定めておき、それ又は是非出品せしめる様にし、其の他は自由出品として、出品するまでの努力を拂はしむるやうにして、品評會を催さなくては効果が少い。又品評會は賞品授與式の御座なりの批評に止めず、此の結果に省みて指導の方法を講ずるやうにし、尙之が農村の年中行事の一つになるやうにせねば効果は薄い。

尙此の生産品の品評會の外、牛馬耕の競犂會、藁細工、竹細工等の製作競勵會の如きも、之を催ふして可なることであり、更に、青年には一人一研究如きを獎勵して、其の研究心を鼓舞し、以て工夫創作の獎勵をなすやうにしたい。

何事も競争とか勝敗とか云ふものがあると、一層の興味を増して奮勵心を鼓舞するものであるから、種々有效なる競勵方法を講じて研究心を勵し、朗かな氣分にて、熱心に農業に勵精せしむるやうにしたい。

### (三) 消費の合理化

農家も收入の方へは割合に努力を拂ふけれども、消費には

甚だ不注意の場合が多く、それ故收支の均衡がとれなくなるのを見る。これが負債を見るやうになる大原因である。

(一) 豫算生活と現金支拂の實行獎勵 農家に於て豫算生活は出来るものでないと斷言して居るものもあるが、従來の農業家は豫算を立てないものが多い。爲めに收入の増加の研究も進まず、支出の緊縮も行れず、放漫になりやすい。豫算生活を實行した例は前章に述べたが、やらうとすれば必ず出来るのである。

尙我が國には従來掛買ひと云ふ事が行れてゐる。之は現在金を所有せざるも、品物を買ひ得られるから、之も買ひ方が放漫になり易い。或る地方では現金ならば、掛買よりも一割なり、五分なり必ず廉價に賣り、掛賣りならば又それだけ高價であることを言明して居る商人もあつた。之は尤も然るべきことである。けれども多くの地方にては、現金拂ひにするも、半年拂ひ位にした所が、矢張同一價格で賣つて居る。それ故現金拂はしなくなり、現金が無くても買ひ得るから掛買になり、放漫をくりかへすことになるのである。

是等は今日の不況打開を期して、必ず實行したいと思ふ。然るに人必ず云ふであ



らう。從來さへ掛買をせずには居られぬのに、此の不況で尙更掛買たらざるを得ないと云ふであらうが、それでは何時まで経つても、これを繰り返すことになるから、結局更生は出来ない。今日は更始一新、最も斷行に適する時期で、今日を措いてはその機會はあるまいと思ふ程のよい機會である。

(二) 協同購入の實行 協同すれば小なる力も大となるは既に再三述べた所であるが、物品の購入についても協同すれば、價もやすく得られる。肥料などの如く同一のものならば、成分の鑑定の依頼等もしたいと思へば實行し易い。個人々々が依頼するの必要もない。又購入に要する手數もはぶける。その他日用品でも、成可く隣保團結し、或は一部落、又は一村と云ふ様に協同して購入し、それが縣の聯合、進んで全購聯といふやうになれば更に利益は大である。

(三) 冗費の節約 冗費とは無駄の費用であるから、生産的にも、衛生的にも、又は精神的の慰安にもならぬ費用のことである。例をあげれば數へきれぬ程ある。定額料金だと云ふので、何の役にもたゝぬのに電燈を點じたまゝで居る。我が國は天恵に乏しい國と云はれて居るが、水力利用の出来る點から云へば、甚だ天恵の多い國と

云はねばならぬ。英國などの様に、水力利用の便のない國では、日本の様に一定額の料金だとしても、電燈のつけばなしなどをしたならば、多大の石炭を浪費すると云ふ事と同様なことになる。老大英國が、漸次衰微の姿態を暴露し來つたのは、石炭は追ひ追ひ掘りやすい所を掘りつくした結果であると云はれてゐる。若し英國の如く石炭を用ひて起す電氣であつたならば、日本今日のつけばなし電燈は、恐らく多大の金額にのぼることと思ふ。次ぎは農家にてよく見る、薪木の浪費である。物を煮る爲めに燃料を要するならよいが、煮あげてしまつても、火を消しもせず、そのまま燃してしまふものが多い。これ等は一戸にても一年間には相當大となる。之を一村一縣について見れば、随分多大な嵩になる。尙科學的智識の乏しい爲め、火力の最強の焰を釜の底に送らずして、竈から外部へ出してしまふ様な、多くの燃料を要する有様のこともある。

次ぎは農家と限るわけではないが、日本人は汽車の辨當の殘飯はそのまゝ、すてゝしまふ。此の米だけでも年には多量な額になる。米ばかりではない。副食物なる蔬菜の煮たものや、焼いた魚類等を平氣で廢棄する。此等の生産に従事する者が、之

を見たならば痛ましい感じを起すだらう。若し自分の家庭内でも、此の如く食物や其の他粗末にするものであるとすれば、日本人が今日の様になつたのは、決して他より來た禍ではなく、自ら求めたものであらうと思ふ。其の他巻煙草は三分の一も残して捨て、上品振つてゐる。宴會では酒を無暗に廢棄する。尙農業で申して見ると蠶糞や鶏糞を叮嚀に保存することを怠つて居ながら、金肥を多く買ふ。品種の悪い桑を植てゐる爲めに、地積ばかり多く費やして收量は少い。一寸考へても無駄な事が多い。更に精細に調べたならば、前節に述べた農村生活の改善事項にも、また其の他に於ても冗費が少くないこと、思ふ。非常時の今日を匡救するには、冗費の排除は大に注意を要すべき一つの事と思ふ。尙注意すべきは時間の浪費である。

(四) 記帳の必要 農家が家業を行ひ、家計を立て、行くには、其の記帳が必要である。然るに従來農家には記帳がよく行れて居なかつたのである。其の記帳する習慣のなかつたのは、知識のないものの多かつたためからと思ふ。かく記帳して居ないから、家業の方にも家計の方にも計畫を立て、爲すといふことが十分に行れて居なかつたのである。又家業家計の缺陷を省みて改善をするとか冗費を省くとか云

ふことも行はれなかつたのである。されば家業の方に於ても、少くも日々の作業、金銭及物品の收支、勞力の調査等を記入し、之によつて家業收支の計算、勞力の分配等の調査に資し、以て改善研究の方途を講ずることに便すると同時に、家計は其の家業その他の収入によつて行ふやうに、前節に述べたる豫算生活をなすことに努め、其の家計に於ける金銭物品の出納の記入によつて、奢侈は勿論、無駄の無いやうにするがよい。かく記帳して節制せざる時は、生産技術が如何に巧妙に行はれても、販賣方法が如何に上手でも、入る以上の支出があつては、結局負債の山となるは自然の勢である。今日の不況は單に物價の下落のみによるものではなく、農家の經濟が放漫に流れて居る結果の場合が少くない様である。宜しく注意すべきである。

## 第七章 農村の人口問題と教育

### 一 農村の人口問題

(一) 我が國の人口と土地 我々が幼少の時代に、おぼろげながら耳に聞いて、覚えて居つた「三千餘萬の兄弟どもよ、守りに守れ君が世を、劍にかはるほづゝの響き、向へる敵を打ち拂へ」と云ふ歌があつた。何でも奈良朝の初めの頃は、日本全國の人口が、四百萬人の様に書いてあるものを見た。かゝる昔のことはどうでもよいとして、明治以後になつて、人口の増加は頗る著しいものである。

明治五年正月二十九日の調査による人口は、三千三百十一萬人餘(内男一千六百七十六萬六千餘、女一千六百三十一萬四千餘)であつたものが、同二十二年には四千七萬人、同十二年には五千二十五萬人、大正十二年には六千二十五萬人、昭和五年十月の國勢調査(國勢調査速報に依る)では六千四百四十四萬人、帝國版圖内全人口にては、九千三十九萬人になつた。之を明治五年に比較すると約二倍になつたものである。

人口は右の如く著しい増加をするけれども、此の人口を養ふべき食料品の原料を生産する土地は、あまり増加しない。否増加出来ないのである。何となれば我が國は、山嶽が多くて平地は乏しく、急傾斜の地は耕地にはならぬからである。

### 總面積と耕地面積 (本邦農業要覽に依る)

年次	總面積	田	畑	計	總面積に對する割合		
					田	畑	計
大正元年	三、九三三 <small>千町</small>	三、九三九 <small>千町</small>	二、八〇〇 <small>千町</small>	五、八二九 <small>千町</small>	〇・七五	〇・七四	一・五〇
同五年	三、九〇〇	二、九六七	二、九三三	五、九〇九	〇・七三	〇・七三	一・五〇
同十年	三、九〇〇	三、〇五三	三、〇〇九	六、〇六二	〇・七六	〇・七九	一・五五
昭和元年	三、四四三	三、二一八	二、九三三	六、〇八三	〇・八一	〇・七七	一・五八
同二年	三、四六六	三、二二九	二、九四九	六、〇七六	〇・八一	〇・七七	一・五八
同三年	三、四九六	三、二四七	二、九六六	六、〇八五	〇・八一	〇・七六	一・五八
同四年	三、五二二	三、二九三	二、七〇五	五、八九七	〇・八三	〇・七〇	一・五三
同五年	三、五〇五	三、二〇四	二、七三二	五、九二六	〇・八四	〇・七〇	一・五四

前記の如く人口は頗る増加するけれども、耕地は我國としては増加し難い。それ

は地勢の然らしむるところで己むを得ない。最も食料品原料その他農産物は必ずしも耕地の増加にのみよるものではない。その他によつても増加は出来るけれども、人口の増加の比には及ばない。そこで食料問題が起つて来る。

(三) 食糧問題 食糧問題解決の第一は耕地の増加であるが、耕地はその傾斜十五度以上の地は畑とすることは困難とせられてある。而して其の耕地擴張見込地は二百萬町歩とせられて、大正七年以來昭和五年度までにて二十九萬九千町歩の擴張に及んでゐる。されば其の畑とする見込地中、瘠地や石礫地で耕地には適せぬところありとしても、未だ將來も耕地開拓の餘力はあるわけである。

其の第二は品種の改良、その他栽培法の周到熟練等に依つても相當の増加を期待し得べしと思はれる。我が國の農業は、既に相當改良せられたりとは云へ、尙改良の餘地あることは、多くの農業研究者の認むる所であるから、農家が自覺して改善したならば、今日の收量より尙二三割方の増加はなし得らるべしと認められてゐる。然らば、それだけ食糧も増加する事になる。富民協會の競作田にあつては、一反歩の收量を十石にまで達せしめんと試みつゝあるやうであるが、既に八石餘の收穫を

得た島根縣の佐々木伊太郎氏がある。此等は我が國の食糧問題に前途の光明あらしむるが如き感あるには相違ないが、一般農家は未だなかなかその域には達して居ない。故に食糧問題は依然として解決はついたとは云はれぬのである。近來小作問題が各地に起りつゝあるのは、日本の耕地が少い結果として起る一現象とも見られるのである。

食糧問題は、歐米諸國に於ても、商工業が發達し、農民が都市集中の結果、農業の衰退した爲めに提唱せられ、戦前より田園都市の新設、小農業法の設定等の運動が起りだした次第である。また這般の大戦争に際して、食糧の欠乏に鑑み、更に種々の歸農制度が促進されたのである。即ち戦中は種々の政策を講じ、苟も餘暇ある者には、悉く農業に就かしめ、又國內の空地は皆之を農業に利用せんとしたのである。兎に角世界大戦を一紀元として、各國をして尊農の念を強くしたことは疑ひを容れぬ所である。而して大戦の進展中逢着した問題は、戦争によつて廢疾になつた所の軍人、士官の處分である。即ち之を都會に歸らしめ、癩病院に收容する時は、戦後、是等の徒食者を養ふ爲めに、國家は大なる費用を要するばかりでなく、社會の不平分子として、由

々しき問題を生ぜしむる虞れがある。よつて彼等を再び農村に歸らしめやうと云ふので、軍人文官恩給者の歸農制度が起つたのである。此の制度は英・佛・獨・澳を初めとして、濠洲等に於ても採用せられ、戦後の今日之を繼續して居るのである。その法には種々の名稱はあるが、要するに是は戦後食糧供給に對する農村振興の必要上之を認めたとであるが、又平等思想發現の結果とも認められてゐる。

(三) 人口の増加と國家の盛衰 人口問題は獨り我が國の問題のみではなく、實に世界的の問題である。

學者の調査に依れば、世界に於て人間を養ふに足るべき資源は百億人迄は養ひ得べしと計算して居る。而して現在の人口は十七億五千萬人であるが、年々百分の一宛の増加率を以て進むとすれば、此の限界に達する迄には、僅に百七十五年を要するのみである。そこで此の限界に達せざるに先達つて、その人口の増殖を制限せんとする處の説が起つた。之を「マルサス」の人口論と云ふ。併し泰西文明の事情を察して見ると、次第に出産率の低減を見るに至つて居るのである。その中でも佛蘭西が最も甚しく(一九一七年、一九一八年、一九一九年などは出生死亡の差は減になつて居

る即ち一九一八年の如きは、四〇萬に近い減である)英吉利、亞米利加の二國も之に次いで居る。又人口増加に大なる支障を來すものには戦争と云ふことがある。戦争は直接死亡するばかりではない。繁殖も減することになる。流行病なども増加を妨ぐることになると思ふ。されば百億人の限界に達することは、事實計算通りには進むものではないから、猶前途は遼遠なるべしと思ふ。亞米利加の大統領「ルーズベルト」は、人口の制限は民族的自殺であると叫んで居るが、誠に然るべきことである。然るに米國から先年「サンガー夫人」が來て、産兒制限説をしきりに強調し、日本人中にも多少響鳴者がある様にも見えたが、斯ることに響鳴するは大なる誤りと云はねばならぬ。人口の増加は固より悦ぶべき現象であつて、人口は國富の根源である。假りに吾々が人口減少の國民であつたとしたならば、敵國なくしても自ら何時しかは滅亡の期の到來するを想像せざるを得ないのである。斯くの如く衰亡することになれば、悲んでも嘆いても如何ともなし得ないことになると思ふ。故に誰人たりとも、國家永遠の繁盛を企圖する限りは、人口制限の如き主義は、實際上一顧の價値なき邪説であると信ずる。然るに我が大和民族の繁殖は實に旺盛で、大正十四年及び昭

和元年の如きは年々九十六萬人餘の増加を示して居る(内地だけで)。斯の如き我國民の生々熄まざるの増加力は、即ち大和民族の洋々たる前途を語るものであつて、吾人は共々に、大に祝意を表すべき事と信ずる。

(四) 農村の人口と二三男の問題 右の如く國民の増加は大に祝福すべきことではあるが、併し農村に在つては、人口は以上のやうに増加するので、農村に生れたものすべてが、農村に止りて其の農村に於て生活すると云ふことは、食糧の上からもまた働くべき仕事の上からも、實は不可能のことである。

昔は世に云ふ總領制度、即ち長男をして家督を相續せしめる習慣は、封建時代の軍事上の必要かららしく、要するに本家だけを何時迄も大きくして置き、其の他の兄弟の家を、出来るだけ小さく弱いものにして置いて、統御に便せんとする考から出来たものらしいのであるが、軍事や政治に關係ない農民にも、その風が移つて、分家を出し所有の土地を分割するは、宜しくないものゝ様に考へて居り、馬鹿・愚物と云ふ意味の「たわけ」は田分であつて、分家に田を分ち與ふるは愚であると云ふ様に云つて居つたのだとの説がある。それ程長男にのみ多く與へたものらしいので、現在でも長男が

親の財産の大部分をとり、他の僅少な財産を弟などに與ふるもあり、または少しも與へずして、何れへなり行つて勝手に生活せよと云ふ風にして居たところもある。故に農村の青年の約半数餘りは、現在に於ても其の農村を離れて他郷主として都市に出でて働いて居ると云ふ風である。

これまでもかやうに多數の農村人口は他に出て居たのであるが、この多數の農村を離れなければならぬ境遇にある者に對する施設は、町村に於て何か講じてあつたかと云ふに、最近までは何等講じて居なかつたと申してよい。然らばこの農村の人口問題に對して、何を講ずべきか、私は職業指導の教育をなし、他郷に出づる青年をして不適當の職業に就職せしめざるやうにすることと、移植民の教育を施して、農村民の一部に移植民を奨励することであると思ふのである。

## 二 職業指導

(一) 職業指導の由來 近世紀に至り、産業の發達、文明の進展するに従ひ、吾人の職業は益々分化して來る。我が國昭和五年度の國勢調査の職業は大分類一〇、中分類

四一、小分類三七六に分けてある。職業の種類を知る一助にもと、左に之を示さう。

(大分類)	(中分類)	(小分類)
一 農業	一 農耕に従事する者	一 農耕業主 二 農業管理人、職員 三 作男、作女 四 其他の農業勞務者 五 農業手助 六 造園師 七 其他の農耕に従事する者 八 養畜業主 九 搾乳業主 一〇 牧場管理人、職員 一一 牧夫、畜産勞務者 一二 畜産手助 一三 養蠶業主 一四 蠶種製造業主
	二 畜産に従事する者	
	三 蠶業に従事する者	

二 水産業	五 漁業に従事する者	二四 其他の林産物業に従事する勞務者 二五 漁業主 二六 漁業技術者、職員 二七 漁業勞務者 二八 漁業手助 二九 炭鑛業主 三〇 採炭技術者、職員、監督 三一 採炭夫 三二 後山
三 鑛業	六 採炭に従事する者	一五 蠶業技術者、職員 一六 蠶業勞務者 一七 蠶業手助 一八 森林業主 一九 林産物業主 二〇 林業管理人、職員 二一 森林業勞務者 二二 炭燒夫 二三 伐木夫
	四 林業に従事する者	

四 工 業

- 七 採鑛に従事する者
  - 三三 運炭夫(坑内)
  - 三四 支柱夫
  - 三五 其の他の坑内採炭勞務者
  - 三六 選炭夫
  - 三七 其の他の坑外採炭勞務者
  - 三八 鑛山業主
  - 三九 鑛山技術者、職員、監督
  - 四〇 坑内勞務者
- 八 石油鑛業に従事する者
  - 四一 坑外勞務者
  - 四二 石油鑛業主
  - 四三 油田技術者、職員、監督
  - 四四 鑿井夫、汲油夫
  - 四五 其の他の油田勞務者
- 九 土石採取に従事する者
  - 四六 土石採取業主
  - 四七 石切出夫
  - 四八 土砂採取夫
  - 四九 其の他の土石採取に従事する者
- 一〇 窯業、土石加工
  - 五〇 窯業主、土石加工業主

二 職業指導

- に從事する者
  - 一一 金屬工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に従事する者
    - 五一 窯業、土石加工技術者、職員、監督
    - 五二 原料工
    - 五三 成型工
    - 五四 燒成工
    - 五五 硝子燗解工
    - 五六 硝子吹工
    - 五七 硝子成型工、加工工
    - 五八 繪附工
    - 五九 釉施工
    - 六〇 仕上工
    - 六一 石細工師
    - 六二 煉瓦、瓦製造職
    - 六三 其の他の窯業、土石加工に従事する勞務者
    - 六四 金屬工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造業主
    - 六五 金屬工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造業職員
    - 六六 精鍊技術者、監督
    - 六七 造船、機械技術者、監督
    - 六八 其の他の技術者、監督



- 六九 精錬工
- 七〇 壓延工、伸張工
- 七一 箔打職、金粉職
- 七二 鋳力職、銅工
- 七三 金屬彫刻工
- 七四 釘、鋸、針製造工
- 七五 針金細工職
- 七六 鍛冶職、鍛冶工
- 七七 鐵工(と單に申告したる者)
- 七八 目立職、刃物研職
- 七九 調質工
- 八〇 鑄物師、鑄造工
- 八一 鑄掛職
- 八二 旋盤工
- 八三 プレス工
- 八四 機械工(と單に申告したる者)
- 八五 穿孔工、鋸打工、填隙工
- 八六 製罐工、撓鐵工

一二 精巧工業に従事する者

- 八七 溶接工
- 八八 鐵木工
- 八九 鋼具工
- 九〇 鍍金工、著色工
- 九一 仕上工、組立工、調整工
- 九二 検査工、試験工、實驗工
- 九三 自轉車製造工
- 九四 蓄電池製造工
- 九五 乾電池製造工
- 九六 コイル捲工
- 九七 絶縁工
- 九八 機械器具裝置工
- 九九 其の他の金屬工業、機械器具製造、造船、運搬用具製造に従事する勞務者
- 一〇〇 精巧工業主
- 一〇一 精巧工業技術者、職員
- 一〇二 度量衡器、計測器、科學的機械器具製造工
- 一〇三 時計製造工

一三 化學製品の製造に從事する者

- 一〇四 貴金屬細工職、寶石加工職、鋳職
- 一〇五 樂器製造工
- 一〇六 化學製品製造業主
- 一〇七 化學工業技術者、職員、監督
- 一〇八 發火物の製造に從事する勞務者
- 一〇九 動植物油脂、木蠟製造工、精製工
- 一一〇 化學的工程に從事する勞務者（他に分類せられざる者）

一四 紡織工業に從事する者

- 一一一 護謨成型工
- 一一二 セルロイド成型工
- 一一三 其の他の化學製品製造に從事する勞務者
- 一一四 製絲業主
- 一一五 紡績業主
- 一一六 織物業主
- 一一七 其の他の紡織、紡織品製造業主
- 一一八 紡織、紡織品製造技術者、職員、監督
- 一一九 乾繭工、選繭工、煮繭工
- 一二〇 繰絲工

- 一二一 揚返工
- 一二二 眞綿工
- 一二三 原毛工
- 一二四 製麻工
- 一二五 混綿工、打綿工、製綿工
- 一二六 梳毛工、梳綿工、ペニイ工
- 一二七 粗紡工
- 一二八 精紡工
- 一二九 瓦斯燒工
- 一三〇 紹繰工、絲返工
- 一三一 検査工
- 一三二 結束工
- 一三三 機械準備工
- 一三四 機械工
- 一三五 麻絲工
- 一三六 撚絲工
- 一三七 刺繡職
- 一三八 編工、組工

一五 被服、身装品製造に従事する者

- 一三九 漂白工、精練工
- 一四〇 染色工、捺染工
- 一四一 織布仕上工
- 一四二 洗張職、洗濯職
- 一四三 製網工、製網工(蠶製品を含まず)
- 一四四 其の他の紡織、紡織品製造に従事する勞務者
- 一四五 被服裁縫業主
- 一四六 身装品製造業主
- 一四七 被服、身装品製造技術者、職員
- 一四八 裁断工、裁縫工
- 一四九 フェルト帽製造工
- 一五〇 麥稈帽、パナマ帽製造工
- 一五一 其の他の帽子製造工
- 一五二 袋物製造工
- 一五三 扇子、團扇製造職
- 一五四 提燈、傘、合羽職
- 一五五 洋傘組立工
- 一五六 下駄職

一六 紙工業、印刷に従事する者

- 一五七 草履、履物表、鼻緒製造職
- 一五八 靴製造工(護謨靴を除く)
- 一五九 其の他の被服、身装品製造に従事する勞務者
- 一六〇 紙、紙料製造業主
- 一六一 紙製品製造業主
- 一六二 製版、印刷業主
- 一六三 寫真師
- 一六四 裱具師
- 一六五 製本職
- 一六六 製版、印刷技術者、職員
- 一六七、其の他の技術者、職員
- 一六八 紙料製造工、紙料調成工
- 一六九 抄紙工
- 一七〇 紙函製造工
- 一七一 其の他の紙、紙料、紙製品に従事する勞務者
- 一七二 活字鑄造工
- 一七三 文選工、植字工
- 一七四 製版工

- 一七五 印刷工
- 一七六 其の他の製版、印刷に従事する勞務者
- 一七七 皮革、擬革、其の製品製造業主
- 一七八 骨、角、甲、羽毛品製造業主
- 一七九 皮革、骨、角、甲、羽毛品類製造技術者、職員
- 一八〇 製革工
- 一八一 擬革製造工
- 一八二 皮革品、擬革品製造工
- 一八三 骨、角、甲、牙、貝類細工職
- 一八四 刷毛、其の他の羽毛品類製造工
- 一八五 製材、合板製造業主
- 一八六 其の他の木竹草藁類に関する製造業主
- 一八七 製材工、木挽職
- 一八八 合板製造工
- 一八九 屋根製造職
- 一九〇 建具職、家具職、指物職
- 一九一 樽職、桶職
- 一九二 木箱製造工

一七 皮革、骨、羽毛品類製造に従事する者

一八 木竹草藁類に関する製造に従事する者

- 一九三 大地職、轆轤工
- 一九四 曲物職
- 一九五 木型工
- 一九六 漆工、蒔繪師
- 一九七 車大工、船大工
- 一九八 木工(と單に申告したる者)
- 一九九 疊表、筵、蓆織職
- 二〇〇 疊職
- 二〇一 箆、籠、行李類製造職
- 二〇二 竹細工職
- 二〇三 其の他の木竹草藁類に関する製造に従事する者
- 二〇四 製鹽業主、職員
- 二〇五 鹽竈焚
- 二〇六 鹽田勞務者
- 二〇七 精穀、製粉、澱粉製造業主
- 二〇八 麵類、麩、湯葉、豆腐、蒟蒻製造業主
- 二〇九 味噌、醬油、酢釀造業主
- 二一〇 酒類釀造業主

一九 製鹽に従事する者

二〇 飲食品、嗜好品製造に従事する者

- 二二一 菓子、麵麩、水飴製造業主
- 二二二 製茶業主
- 二二三 其の他の飲食料品、嗜好品製造業主
- 二二四 砂糖類製造技術者、職員
- 二二五 醸造技術者、職員
- 二二六 其の他の飲食料品、嗜好品製造技術者、職員
- 二二七 精穀工、製粉工、澱粉製造工
- 二二八 麵類、麩製造工
- 二二九 豆腐、湯葉、蒟蒻製造工
- 二三〇 菓子、麵麩、水飴製造工
- 二三一 製糖工
- 二三二 麵製造工
- 二三三 味噌、醬油、酢醸造工
- 二三四 和酒醸造工
- 二三五 其の他の酒精含有飲料醸造工
- 二三六 清涼飲料製造工
- 二三七 罐詰、壘詰工
- 二三八 魚介類、肉、蔬菜、果實類加工品製造工

二二 土木建築に従事する者

- 二二九 製茶工
- 二三〇 煙草製造工
- 二三一 製氷工
- 二三二 其の他の飲食料品、嗜好品製造に従事する勞務者
- 二三三 土木建築業主、請負業主
- 二三四 土木建築技術者、職員、監督
- 二三五 大工
- 二三六 左官
- 二三七 煉瓦積工、タイル張工
- 二三八 石工
- 二三九 鐵筋工、鐵網工
- 二四〇 屋根職
- 二四一 道路工夫
- 二四二 鐵道、軌道線路工夫
- 二四三 土工
- 二四四 鳶職
- 二四五 其の他の土木建築の工事に従事する勞務者
- 二四六 瓦斯、電氣、水道業主

業に従事する者

- 二四七 瓦斯、電氣、水道に従事する職員、監督
- 二四八 電氣技術者
- 二四九 瓦斯發生工、清淨工
- 二五〇 電工
- 二五一 其の他の瓦斯、電氣、水道業に従事する勞務者
- 二五二 其の他の製造業主
- 二五三 其の他の技術者、職員
- 二五四 印刷師
- 二五五 文房具、玩具、遊戯品製造工（他に分類せられざる者）
- 二五六 造花師、押繪職
- 二五七 塗工（漆工を除く）
- 二五八 製圖工
- 二五九 選別工
- 二六〇 機械運轉工、機關工、火夫、注油夫
- 二六一 荷造工、發送工、包装工
- 二六二 其の他の工業的職業
- 二六三 物品販賣業主

二三 其の他の工業的職業

五 商

業

二四 商業的職業

- 二六四 仲買人、周旋人
- 二六五 興行主、娛樂場經營主
- 二六六 其の他の商業業主
- 二六七 店員、賣子
- 二六八 商業助手
- 二六九 注文取外交員
- 二七〇 集金人
- 二七一 露店（屋臺店を含む）商人、行商人、呼賣商人
- 二七二 其の他の商業的職業
- 二七三 銀行家、信託業主、保險業主
- 二七四 貸金業主、質屋業主
- 二七五 其の他の金融業主
- 二七六 保險代理業者、保險勸誘員
- 二七七 其の他の金融、保險に従事する者
- 二七八 旅館業主、下宿業主
- 二七九 料理店、飲食店、貸席業、置屋業主
- 二八〇 旅館・料理店、飲食店、貸席業の番頭、客引
- 二八一 料理人

二五 金融、保險に従事する者

二六 接客業に従事する者

六 交 通 業

二七 運輸に従事する者

- 二八二 藝妓
- 二八三 娼妓
- 二八四 旅館、下宿屋、料理店、飲食店等の女中給仕人
- 二八五 浴場業主、使用人
- 二八六 理髮師、髮結、美容師
- 二八七 鐵道、軌道業主
- 二八八 自動車業主
- 二八九 船舶運輸業主
- 二九〇 運輸取扱業主
- 二九一 其の他の運輸業主
- 二九二 驛長、助役
- 二九三 出札係、改札係
- 二九四 貨物係、小荷物係
- 二九五 驛手
- 二九六 操車係、連結手、轉轍手、信號手、踏切看手
- 二九七 車掌
- 二九八 機關車機關手、機關助手
- 二九九 電車運轉手

二 職 業 指 導

二八 通信に従事する者

- 三〇〇 自動車運轉手
- 三〇一 船長
- 三〇二 船舶運轉士
- 三〇三 船舶機關長、機關士
- 三〇四 船舶事務長、事務員
- 三〇五 舵夫、水夫
- 三〇六 船舶油差、火夫、石炭夫
- 三〇七 舟夫
- 三〇八 航空機乗員
- 三〇九 人力車夫
- 三一〇 荷車挽、馬方
- 三一一 仲仕、荷扱夫、運搬夫
- 三一二 配達夫
- 三一三 其の他の運輸に従事する者
- 三一四 通信業主、職員
- 三一五 電信通信員
- 三一六 無線電信通信員
- 三一七 電話交換手
- 三一八 集配手、遞送手、郵便手

七 公務、自由業	二九 官吏、公吏、雇員	三一九 其の他の通信に従事する者
	三〇 陸海軍現役軍人	三二〇 神官、神職
	三一 法務に従事する者	三二一 官吏(他に分類せられざる者)
	三二 教育に従事する者	三二二 公吏(他に分類せられざる者)
	三三 宗教家	三二三 官吏の雇員(他に分類せられざる者)
	三四 医療に従事する	三二四 陸軍現役將校同等官、准士官
		三二五 陸軍現役下士、兵卒
		三二六 海軍現役士官、特務士官、准士官
		三二七 海軍現役下士官、兵
		三二八 辯護士、辨理士
		三二九 其の他の法務に従事する者
		三三〇 学校長、教職員
		三三一 其の他の教育に従事する者
		三三二 神道教師
		三三三 僧侶
		三三四 牧師
		三三五 其の他の宗教家
		三三六 醫師

者	三三七 歯科醫師
	三三八 薬剤師
	三三九 看護人
	三四〇 産婆
	三四一 按摩、鍼灸師
	三四二 獸醫師
	三四三 蹄鐵工
	三四四 其の他の医療に従事する者
三五 書記的職業	三四五 簿記係、出納係、會計係
	三四六 速記者、タイピスト
	三四七 其の他の書記的職業
	三四八 記者、著述家、文藝家
	三四九 畫家、彫塑家
	三五〇 音楽家、舞蹈家
	三五一 俳優
	三五二 其の他の藝術家、遊藝家
	三五三 測量家、設計家
三七 其の他の自由業	三五四 學術研究に従事する者



八 家事使用人	三八 家事使用人	三五五 計理士
九 其他の有業者	三九 其他の有業者	三五六 代書人、代願人
一〇 無業	四〇 収入に依る者	三五七 其他の自由業に従事する者
	四一 其他の無業	三五八 主人の世帯に在る家事使用人
		三五九 通勤の家事使用人
		三六〇 官廳、會社等の給仕
		三六一 案内人、下足番、携帶品係
		三六二 門衛、番人
		三六三 倉庫夫
		三六四 掃除夫
		三六五 雑役夫
		三六六 日傭(と單に申告したる者)
		三六七 其他の有業者
		三六八 恩給、年金等の収入に依る者
		三六九 小作料に依る者
		三七〇 地代、家賃、有價證券、其他の収入に依る者
		三七一 學生、生徒
		三七二 從屬者

【參照】  
 大正九年十二月二十四日內閣訓令第一號は國勢調査の結果表章に用ふべき職業分類の件なり  
 學者に依つては、尙細分して二萬種にも達してゐるといつてゐる。かやうに多くの職業に分化して居り、且つ封建時代のやうな徒弟制度は次第に破れつゝあるので、青少年は何職業を求むべきかも知らず、或は不適當なる職業に就職するものもあつて、轉職し失業し、或は健康を害するものもあり、また容易に就職の便を得ないものもある、そこで職業指導の必要を感ずるやうになり、之を初めて行つたのは米國で、一九〇六年にボストン市の商業中學校にて試みたのが、之を嚆矢としてゐる。  
 我が國では、大正九年一月大阪市にて市立兒童相談所、同少年職業相談所を設け、同十年十月東京市にて性能診査相談部を設け、同十一年には文部省主催の職業指導講習會あり、同十二年には東京市と帝國教育會との同講習會あり、同十四年一月大阪に

て職業輔導協議會あり、同年に東京府にて東京市に少年職業相談所、愛知縣にて名古屋市に愛知縣兒童研究所を設け、同年七月九日文部内務の兩次官より義務教育終了少年に其の性能に適應せる職業紹介の通牒あり、かくて昭和二年四月五六の兩日、文部省主催の少年職業指導協議會開催されたるを機とし、大日本職業指導協會の議あり、同年六月九日を以て之が組織を見るに至つた。かく職業指導に關する情勢は發展して來たが、之に拍車をかけて、全國的に職業指導に關して覺醒を與へたのは、同年の十一月二十五日に公布された、文部省兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する訓令である。訓令の要旨は、個性調査により教養上指導上の資とすること、職業選擇の指導及上級學校選擇の指導を適切にすることの三點である。左に訓令と要旨略説とを示さう。

#### 兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する件(文部省訓令昭和二年十一月二十五日)

學校に於て兒童生徒の心身の傾向等に稽へて適切なる教育を行ひ更に學校卒業後の進路に關し青少年をして其の性能の適する所に向はしむるは時勢の進歩と社會の推移とに照し洵に喫緊の要務に屬す隨て學校に在りては平素より兒童生徒の

個性の調査を行ひ其の環境をも顧慮して實際に適切なる教育を施し各人の長所を發揮せしめ職業の選擇等に關し懇切周到に指導することを要す是の如くして國民精神を啓培すると共に職業に關する理解を得しめ勤勞を重んずる習性を養ひ始めて教育の本旨を達成するに至るものなるを以て自今各學校に於ては左に掲ぐる事項に就き特に深く意を用ふべし

- 一、兒童生徒の性行、智能、趣味、特長、學習情況、身體の情況、家庭其の他の環境等を精密に調査し教養指導上の重要な資料となすこと
  - 一、個性に基きて其の長所を進め卒業後に於ける職業の選擇又は上級學校の選擇等に關しては適切なる指導をなすこと
  - 一、學校は前掲の教養指導等に關し父兄及保護者との連絡提携を密接にすること
- 地方長官は克く以上の旨趣を體し其の目的の達成に力めんことを望む

#### 兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する件(昭和二年十一月二十五日文部省訓令第二十九號)

本日文部省訓令第二十九號を以て標記の件訓令相成たる處右實施に就きては特に左記事項御留意相成度依命此段通牒す

記

- 一、兒童生徒の個性環境等觀察調査の方法及記入の様式に關しては學校當事者をして特に研究工夫せしむること

#### 二 職業指導

- 一、學校當事者をして職業紹介所等との連絡を密接ならしむること
- 一、師範學校實業補習學校教員養成所等に於て生徒教養上訓令の旨趣に就き特に留意せしむること
- 一、學校職員等に對し適宜個性調査に關する講習會を爲すこと
- 一、訓令の旨趣は之を父兄保護者等に徹底せしむること

兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する訓令及通牒要旨略説

學校に於ける教授訓練の方法は種々の研究も行はれ實績も亦見るべきものがある。然しながら時勢の進歩に對して、教育の本旨が果して十分に徹底して居るや否やに至つては、遺憾ながら尙未だ注意すべき事の尠からざるを見るのである。

元來教育の本旨は、兒童生徒の個性環境等を基礎として、常に其の在學中に適當なる教育を行ふのみならず、更に其の卒業後の進路に對しても、懇切なる指導誘掖を加へ、各其の性能境遇等に適する所に向はしむるに至つて、始めて其の目的を貫徹することが出来るのである。即ち學校は、平素より兒童生徒の各自に就いて、其の性行、智能、學習情況、身體の情況、家庭其の他の環境等を、精密に觀察もし、調査もして、各人の教養上重要な資料を得るのみならず、之に基いて教授訓練の方法を適切にし、其の長所は之を益々發揮せしめ、其の短所は之を矯むるは勿論、更に卒業の後、各人をして其の性能に應じて、夫々適處に進ましめんが爲に、上級學校又は職業の選擇等に就いて

も適當に指導を加ふるに至つて始めて萬全の實績を收むるに至ること、思ふのである。

學校教育が、兒童生徒に對し、一般國民として共通的に必要な素養を與ふると共に、團體的訓練の成果をも收め、同時に又個人教育の長所をも併行せしめて、適材を適所に向はしめ、獨り當人の成業を助くるのみならず、國家産業上の能率を増進して、國運の進展に寄與する所以は畢竟以上の要義に歸するのである。然るに從來の實情に於ては、此の教育上最重要なる個性尊重の意義が頗る徹底を欠き、隨て教授訓練の方法も多く形式に流れ、劃一に失し、國民の實生活に顧みて職業に關する理解を得せしめ、又職業に必要な智能を授くるとか、勤勞を重んずる習慣を養ふとかいふことも、動もすれば閑却せられ、特に高學年に進むに従つて、上級學校の入學試験準備に没頭し、之が爲に、或は心身の發達を害し、元氣を蝕磨せんとする憂ふべき弊害を助長しつゝあることは争ふべからざる事實である。又卒業後の進路に關しても、指導が行はれざる爲めに、漫然上級の學校に入學するも、中途にして學業を廢し、或は職業に従事するも、其の種類が其の性能資質に適せずして、失職轉業等の機會を多からしむる如き、是亦憂ふべき事象を惹起しつゝあるのである。

今回文部省が、試験制度に關する省令の改正及訓令の發布と同時に、兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する訓令及通牒を發したのは、畢竟以上の見地に基いて、從來の型に捉はれたる教授訓練の諸弊を矯正し、教育本來の目的を貫徹せんことを期す

る旨趣に出でたのであつて、試験方法の改善と共に教育の内容刷新上頗る重要な意義を有するのである。近時一般に高唱せられる教育の劃一打破、實際化の如き問題の實現も、畢竟するに、此の訓令の旨趣の達成に由つて始めて期待せられることと思ふ。

茲に特に留意を請ひたいのは、職業指導のことである。申す迄もなく、職業指導は児童生徒に對し、其の學校在學中、個性環境等に基いて、職業に必要な素養を與へ、學校卒業の際に於ては、將來執るべき職業の選擇、又は進むべき上級學校の選擇等につき、各人の資質に應じて、適當なる指導を加へ、更に其の就職後の輔導となすことをも意味するのであるから、其の要旨は、全く教育の本旨に包含せらるべきものであつて、假令職業の選擇に對する指導に伴ふて、職業紹介所の事務と密接なる聯絡を要する場合ありとするも、其の根本要義は、決して勞務の需給關係に胚胎するものでないものであるから、教育の本旨を達成するに於ては、所謂職業指導の目的も、自ら貫徹せられるのである。此の點は、特に深く教育當事者等の留意を要することと思ふ。

訓令の旨趣達成に必要な注意事項中、著しきものは、通牒に列擧せられて居るのであるが、第一に緊要なることは、児童生徒の個性環境等を觀察調査する方法及其の結果を精細に記入すべき様式等を、如何にすべきかについての工夫研究のことである。此の事は、平素の教養上及卒業後の進路に對する指導誘掖上、最重要なる根柢を爲すものであることは、更に言を要せぬのであるが、是等の外、今回の試験方法改善の

結果、當該學校長が、上級學校入學者の資質等を、上級學校長に具申する場合に於ても、重要な資料となるのであるから、學校當事者は、此の點にも注意して、十分に協議研究し、觀察調査上の規準となるべき諸點及其の結果を、表簿等に記入すべき様式を定むる必要があると思ふ。次に注意を要することは、學校と職業紹介所等との聯絡を密接にすることである。職業指導の事は、前述の如く、教育の本旨に合致するのであるけれども、學校が其の目的を達成するに就ては、國民生活の大部分を占めて居る職業に關する實情を熟知し、又職業群が、夫々青少年の資質に對して、如何なる性能等を要求しつゝあるかをも熟知し置く必要があるのであるが、是等は主として職業紹介所に於て、調査研究しつゝあるものであるから、此の點に於て、既に學校と紹介所との聯絡を要するのである。特に各人の職業の選擇は、直に其の就職と關聯し、而も此のことも主として職業紹介所に於て取扱ふのであるから、兩者の關係を密接ならしめなければならぬことは、是亦言を俟たぬことと思ふ。今回の訓令は、上述の如く、學校に於ける教授訓練の刷新を意味するのであるから、師範學校、實業補習學校教員養成所等に於て、教育、實業等の科目を教授する際は、勿論、其の他の課程の取扱及生徒訓練等の際に於て十分に訓令の旨趣に留意し、卒業後、實際教育の任に當る場合に於て、克く訓令の目的を貫徹せしめんことを期せなければならぬ。特に附屬小學校に於ては、訓令通牒等に明示せられたる事項を、模範的に實施して、地方小學校等の参考に資すると共に、本校生徒の教育實習の指導上にも、遺憾のないやう十分に意を用ひなけ

ればならぬ。尙從來の實情によれば、現に學校に在職中の職員及學校醫等に對し、例へば性能調査に必要な事項とか、個性觀察に必要な事項とか、或は所謂職業指導に關する事項とか、其の他訓令の旨趣達成上必要な事柄に就て、適宜講習を爲し、以て其の研究と實施を促すことが頗る緊急の事である。更に最注意すべきことは、學校と父兄保護者等との連携を密接ならしめることである。申す迄もなく、児童生徒の個性とか環境とかの觀察調査の如き、又之に基く教育指導の如きは、何れも學校當事者のみの力を以てして、到底十分に其の目的を貫徹することの出来ない問題であつて、例へば児童生徒の日常生活に於ける性行とか、家庭其の他の境遇上の事情の如きは、父兄保護者に於て、最よく熟知して居るべき筈のものであるから、學校は是等に關する資料を得る點に於て、父兄等と密接なる聯絡を要するのである。特に上級學校入學に就ての指導、職業選擇及就職に就ての指導の如きは、本來父兄の爲すべき事に對して、學校は助言協力を爲す關係にあるのであるから、一層父兄等との連携を密接ならしめなければならぬ。又是等の本旨を徹底せしむる爲には、從來一般に尙未だ教育の眞意義を諒知せざるものある情況に顧みて、先づ以て一般父兄等に對し、今回の訓令の旨趣を周知せしめるに必要な方法を実施することが肝要である。

以上は、今回發布せられた訓令及通牒の要旨の略説であるが、此の旨趣の達成に就ては、更に都市とか、農村とか、夫々地方の實情に應じ、又學校の事情にも考へて、適切な細案を研究實施せられんことを希望して已まない。要するに今回の訓令は、學校教育の内容刷新上は勿論、教育の實效をして國運の進展に適應せしむるに於て、頗る重要な意義を包含してゐるのであるから、學校當事者は申すに及ばず、一般社會に於ても、深く其の主旨の存する所を諒知せられ協力一致して、其の期待する所を達成せんことを切望に堪へぬのである。

(二)職業指導の意義 職業指導は、青少年の就職を世話する紹介事業から初まり、その紹介が青少年の個性及び境遇を十分に省みなかつたので、其の性能に不適當な職業に就くものがあつて、轉職するものも少くなかつたので、其の紹介事業を有效ならしむる爲には、青少年の境遇性能等を調査して成るべく適職に就かしめ、不適職を避けしむる要ありとして、青少年の智能検査が初まり、當時小學校及中學校に於ては、児童生徒の性能家庭の境遇に關せず、徒に上級學校に進學せしむる風があつたので、また同様なことが必要であるとして叫ばれたのである。之が爲には學校教育に於て、職業的陶冶に注意し、児童生徒が學校卒業するまでに、職業者として共通的に必要な勤勞愛好の精神、忠實で着實な性格と各種の職業に對する常識を與へ、卒業する時には自ら選職し得られるやうに、又自ら適當なる上級學校に進學し得られるやうに

導くことが大切であるといふことが認められるやうになつて、職業指導が學校教育の重要な部分に入り込むこととなつたのである。尙適職を得て就職したとしても、之を放任して置いては、學校教育より職業界に入り、其の境遇に大なる變化を生じたのであるから、其の境遇の變化に應ずる心得とか、之を慰め激勵するとか、又注意を與へるとか、適當に之を輔導する要がある。かくして初めて就職したものが、満足して其の職に従事することを得、従つて成業し得る者が多くなつて、之を信ずる。

かやうに職業指導の範圍が前後に擴大して行つたものであるから、職業指導の意義も、時と人と、國とによつて多少異なつてゐる様に云はれてゐる。今日は職業指導の定義は、十種以上もあり、中には職業教育迄も職業指導の中に入るべきもの、様に云つてゐる人もあるので、大體之を一定したいものと希望して居たところ、文部省で昭和六年十一月より職業指導調査協議會を設けられ、輓近の經濟事情の變化、各種職業の分化、産業方針の轉化等に顧み、教育上、職業指導上、個性の伸展並實際生活に適應せしむべき施設要項といふ問題に就いて、審議せられ、昨年一月成案を得て答申さ

れたのであるが、其の中に職業指導の定義がある。即ち

職業指導は、青少年に對する選職及就職上の指導並就職後の輔導を主眼とし、在學中の職業的陶冶並職業的見地よりする進學上の指導に亘るものとす。

右答申の全文は、次に示した通りのものであるが、其の答申の(二)特に留意すべき事項の(一)、(二)の事項に就ては、尙説明を加ふるの要ありとして、更に審議を繼續せられ、漸く昨年の十一月に至りて、其の成案を得て答申されたから、併せて參考までに、左に之を示さう。

#### 協議事項

輓近の經濟事情の變化、各種職業の分化、産業方針の轉化等に顧み教育上、職業指導上、個性の伸展並に實際生活に適應せしむべき施設要項

#### 答申

國民をして有効に國家社會に貢獻せしむるの途は、各人をしてその性能に適應せる職業に精勵せしむるに在り。而して方今多數國民が往々にして職業的能率を充分に發揮し得ざるの事實は、失業、就職難等に歸因する所尠からず、雖も各人をしてその適性を發見伸展せしめ、以て適所を得しむるの用意缺くるに由來する所亦多くなり、と認む。されば一方に於て社會改良の諸方策を講じて社會的諸障礙を排除するに努むると共に、他方に於て大に職業指導の諸施設を充實して國民の職業的能率

の増進を圖ること極めて肝要なりと認む。

茲に所謂職業指導は青少年に對する選職及就職上の指導並に就職後の輔導を主眼とし、在學中の職業的陶冶並職業的見地よりする進學上の指導に亘るものとす。如上の見地に基き特に施設すべき事項並に留意すべき事項左の如し。

(一) 特に施設すべき事項

- 一、中央職業指導委員會の設置
- 二、職業調査機關の設置
- 三、身體及性能調査機關の設置
- 四、職業指導者養成機關の設置
- 五、職業指導員の配置
- 六、職業相談及輔導に關する機關の設置

(二) 特に留意すべき事項

- 一、一般教育に於て職業に對する正しき觀念を與へ職業精神の涵養に努むること
- 二、一般教育に於て産業並に社會情勢に應ずる職業の知識を啓培し各種職業に對する理解を深からしむること
- 三、個性調査を精密ならしむること
- 四、教育機關、紹介機關等關係諸機關の提携聯絡を全うすること
- 五、雇傭主團體、労働團體等の産業的諸團體、圖書館、博物館等の社會教育施設又は

市民館、感化院等の社會事業施設の協力を求むること

六、雇傭主及父兄をして職業指導の趣旨を理解せしむる途を講ずること

七、補習教育制度、徒弟制度、労働時間制度等の改善に依り労働青少年に對する職業指導の周到を期すること

八、労働青少年に對しその健康及能力に關する證明書を交付するの制度を定め

その就職並に保護に便ならしむること

九、職業衛生に關する知識の普及を圖ること

十、異常青少年の職業指導並に不具者の再教育に關する方法を講ずること

答

申

(昭和七年一月十九日)

(一) 一般教育に於て職業に對する正しき觀念を職業精神の涵養に努むること

職業とは人がその性能に應じて共同生活の或る部門を分擔し、之に參與貢獻すると共に通常之によつて受くる報酬を以て其の生活を維持充實する繼續的勤勞なり。

社會の共同生活の運営上不可缺なる一面たる點に於て、又自己の勤勞によつて其の生活を立つるものたる點に於て、職業は大いに尊重すべきものと謂ふべく、社會生活を健全ならしめ個人生活を安定せしむるものは主として各人が其の職業の意義を自覺し専心之に努力するにあり。

世上往々にして或は職業に依つて受くる報償が相當の生活を支持するに足らず

或は個人の性能を最も良く發揮し得るが如き職業に就くこと難く、或は又職業的勞力が充分に社會共同の福祉に獻與するに至らざるが如き事實あり。之が爲めに職業尊重の念慮も亦従つて動搖することあるを免れざるは甚だ遺憾とすべき所なりと雖、此等の諸點は今後社會組織の合理化に伴ひて漸次改善せらるるに至るべし。近時動もすれば職業の有價的方面のみを重要視して其の社會的方面を閉却する傾向なきにあらず。この弊風は獨り一般世人の言動に於て認めらるゝのみならず第二の國民たる青少年に於ても亦窺はれ、社會の將來のために眞に憂ふべき事態を呈せり。

この際持に青少年をして職業の社會的重要性を確認せしむると共に誠實勤勉の良風を涵養し、職業を通じて社會連帶の責を果たし、社會奉仕の實を擧げ得るやう健全なる職業的人格の陶冶に力を致さざるべからず。

右に關する具體的方策

青少年をして職業の社會的意義を自覺せしめ、勤勞奉仕の習慣を馴致し、健全なる職業的人格を具有せしむるためには、特に次の如き手段に訴ふるを可とす。

一、訓話

修身並に公民科中に於て、若くは科外講話の際に正しき職業觀念を與へ、強き職業精神を涵養することに一層努力を拂ふこと。

二、職業志望の確立

綴り作文に於て、若くは科外の日誌記述等に際し適當なる指導の下に青少年をして自己の職業志望を樹立するにつき反省吟味せしめ、立志發憤の機會を與ふることに。

三、共同動作

遊戯、體操作業、校外指導等に際し成るべく團體的に活動せしめ、協同奉仕の精神と自制自治の習慣とを養ふこと。

四、職業的體驗

學校内に商工業若くは農業等に關する實習場を設け、青少年をして職業的勞働に参加せしめ、職業機構の實際を知らしむると共に、勤勞の精神を體得せしむること。又休暇若くは課外を利用して、適當なる保護の下に職業生活の實際を體驗せしめ、職業に對する理解と關心とを深からしむること。

五、家庭に於ける勸勞

父兄の理解の下に、家庭内に於て適當に家事に参加せしめて勤勞の精神を養ふこと。

(C) 一般教育に於て産業並に社會情勢に應ずる職業の知識を啓培し、各種職業に對する理解を深からしむること

我が國の教育は、之を社會の實情に鑑みるに職業的陶冶を閉却せるの嫌あり。世上職業知識の缺乏に基く不合理なる職業選擇、之に伴ふ轉職失業は益々増加せんと



する傾向あり。この憂慮すべき事象を防止せんがためには、特に一般教育に於て職業的陶冶を重じ、青少年をして社會の趨勢に應ずる職業知識を得しめ、各種職業に對する理解を深からしめ、職業を得て社會生活に參與するに及び善處して謬らざるやう準備せしむること肝要なり。

右に關する具體的方策

#### 一、職業科の特設

主要職業の種類、性質、連絡系統等を知らしむるため職業科を特設し、一定の計畫の下に職業知識を授くるを至當とす。

#### 二、職業に關する教材の増加

特に職業教科書を編纂使用するか、又は各教科中に職業に關する教材を適宜挿し加ふるか、若くは現行教科書中の教材を職業指導の見地より敷衍活用すること。之と共に會社、工場、商店、職業紹介所等より適當なる印刷物を受けて配布利用すること。

#### 三、職業見學

職業に關する理解見聞を深からしむるため、計畫的に各種職業を見學又は實習せしむること。或は映畫、幻燈、寫眞其他によりて實況を示すこと。

#### 四、職業調査

一定の計畫を樹て適當なる指導の下に青少年をして職業調査を行はしめ、自發的

に職業知識を修得せしむると共にその知識を整頓せしむること。

#### 五、職業に關する參考資料の備付

主要産業につき原料、半製品、製品若くは標本等を備付け、又生産工程、用途、販賣経路等を知らしむべき圖表、圖書其他の用意して、職業に對する理解を容易ならしめ、自發的研究の便宜を計ること。尙土地の情況に依りては陳列所、圖書館等を利用し、若くは適當なる觀覽施設を設けること。

#### 六、職業講話

一定の計畫の下に各種の主要職業に關し、専門家を聘して科外講話を行ふこと。青少年の職業知識の啓培、職業理解の深化に際しては、特殊の職業にのみ深く通曉若くは熟練せしむることを避け、寧ろ一般の職業分野に亘り廣く職業常識を備へしめ、職業に對する理解興味を有せしむるを旨とす。(昭和七年十一月二十七日)

### (三) 農村小學校の職業指導

(1) 小學校に於ける職業指導施設、一般的に小學校に於ける職業指導を考へて見ると、大體左の如き施設を要するものと思ふ。

#### 一、職業的陶冶

1. 職業精神の涵養 前節答申の具體方案による。

#### 二、職業指導

2. 職業知識の啓培と各種職業の理解 大體前節答申の具體的方案による。

## 二個性調査

1. 身體検査
2. 性能及智能の觀察と検査
3. 家庭調査
4. 兒童の希望職業調査
5. 兒童の職業意識調査

## 三、職業の選擇、指導、學校選擇、指導、選職指導、進學指導

1. 兒童の希望と父兄の希望
2. 教師の忠告
3. 選職又は進學指導
4. 職業紹介 職業紹介所と連絡協力して紹介し、又は就職卒業生の紹介、學校直接の紹介等による。

## 四、就職後の輔導

1. 訪問 就職先きを訪問し、就職後狀の況を尋ねて輔導すること。
2. 通信 就職後、本人及び雇主に通信し、就職後の狀況を調査して輔導すること。

3. 會合 就職地に於て同窓會或は同郷會の如きものを組織せしめ、休日などに會合して相互援助をなさしむること。

五、職業指導係 學校には職員中に職業指導係をおき、中心となつて職業指導の事に當らしむること

昭和七年十一月二十三、四、五の三日間、大日本職業指導協會主催の第四回全國職業指導協議會があつたが、其の際小學校の職業指導に關する協議題が討議の上決議せられたから、參考として左に示さう。

### 議 題

#### 小學校職業指導に於ける職業實習を如何にすべきか

職業陶冶は職業指導上重要な部位を占めるものであることは言ふまでもない。然して其の陶冶に於て單なる職業知識の附與は容易であるが、心身の一致的作爲による職業精神の涵養は至難であつて、然も極めて大切なことである。

然れども小學校は職業學校でない限り、一定の一生の進路への準備的技術本位の職業實習であつてはならぬ。具體的職業的作爲を通して職業精神の啓培並に選職上の參考に資するのを以て第一義としなければならぬ。

従つて其の種目選定の範圍は、土地の事情に適應し且つ彼等兒童の生活圏内より

するを以て適當であると認める。これが方法については、1. 校内に於けるもの、2. 校外に於けるもの、と別けて考へることが便利である。

1. 校内に於ける實習

A 種目については土地の事情(商業地、工業地、農村、山地、漁村等)を考慮して適切なもの、教科(特に實業科)と關聯あるものを選定することは兒童の選職上就職上、又これが指揮上便宜と効果を與へる所以である。

B 指導の任に當るものは學校教員とし、休憩時、放課後、正課時間を當てる。これが指導者たらんものは、豫め實地について知識技能を究めて置くことが肝要である。

更に實際家をして指導の補助をさせることは効果を増大するものである。

2. 校外に於ける實習

A 土地の事情を考慮して種目の選定をなすべきは前同様であるが、更に教育的なりや否やについて顧慮せねばならぬ。

B 放課後、休日、長期休業を利用し、兒童の希望を斟酌して實習に當らしめる。學校教員職業紹介所員が校内に於ける實習を指導する場合の準備を以て、或は兒童と行動を共にし、或は實習場所を訪問し、或は學校に招集してこれが誘掖指導をする。

(昭和七年十一月二十五日)(以上)

議 題

高等小學校に於ける職業指導の實績を擧ぐる方法如何

高等小學校の職業指導の實績を擧ぐるには左記要項に付きて考慮改善するを要す。

一、職業指導科を特設すること。

現在の制度に於ては職業精神の陶冶、職業知識の涵養、各種職業の理解並に兒童の個性診斷等の機會を與ふること得ざるによる。

二、教科内容を改善すること。

各教科の取扱を通して職業陶冶の實現を十分ならしむる必要あるによる。

三、職業輔導機關を完備し實業補習學校を義務制とすること。

徒弟制度の崩壊と少年労働法の不備とは、就職少年の保護修養の機會を奪ひ、將來の産業人の資質を低下せしめんとするの實狀にあるによる。

四、少年職業指導系統を確立し紹介機關の充實を圖ること。

現時の少年職業紹介機構は平時を中心とせるものにして、卒業期に對しては其の機能を發揮する能はず、且つ平時と雖もよく小學校と連絡することを得るの組織となし、因りて以て卒業期に對する準備をなすを要するによる。

五、職業指導に關する職員修養機關の改善を圖ること。

二 職業指導

現在の職員は職業指導に關する理解の程度に於て未だ不十分なる處あり、殊に兒童個性の診斷に至りては特殊の修養技術を必要とするを以てなり。

## 六、學籍簿様式を改正すること。

現在の學籍簿に於ては、職業指導に資するに足るの兒童個性の診斷觀察に關する箇條を缺くによる。

## 七、高等小學校は單獨制とすること。

高等小學校は職業指導の實際取扱上尋常小學校とは其の趣を異にす、故に指導方針並諸般の設備に特異性あるによる。

## 八、職業實習の施設を整備すること。

職業知識の涵養、各種職業の體驗理解には職業實習の施設を要す。且其の實現には學校長の自由裁量の範圍を擴大し、地方の實狀に鑑み専科教員を増員して、實業教科目を實際化し、それが經營にまで及ぼさしむるを要す。

## 九、就職及輔導の専任者を置くこと。

就職指導及輔導は對社會的の事柄なるが故に、特殊の教養ある責任者を以て其の任に當らしむる必要あり。

## 一〇、選職指導に關しては父兄と聯絡を圖り醫師、紹介所と一層協力提携をなすこと。

(昭和七年十一月二十六日)(以上)

(2) 農村小學校の職業指導、農村の小學校の卒業兒童の狀態を調査すると、尋常小學校に在りては、男兒は少數は中等學校に進學し、大多數は高等小學校に進み、尋常小學校のみにて廢學就職するものは、富の普通以上の農村では極めて少數であるが、女兒にありては、中等學校に入るものが少數はあるが、廢學就職するものも男兒よりは多く、殊に織物の盛んな地方では、直ちに織物工女となるもの多く、また紡績生絲の工女として出る地方も少くないところもある。次に高等小學校に進んだ後の兒童の狀況は如何かといふに、半退または卒業後中等學校に入るものも少數はあり、他郷に出て、他の職に従事するものもある。大體卒業生の三分の二は農村に止り、壯丁に就て云へば、約半數は他郷に出て居る狀況のところが多い。

今日までの狀況によると、農村の子弟が、一度農村を離れ都市に出て、他の職に就いたものは、歸農することは容易ではないが、農事によりて職業精神の鍛鍊を経たものは、他の職業に轉じて困難を訴ふることは殆どない。されば農村の職業指導に於ける職業精神涵養の施設としては、農村生活の中心をなしてゐる農事の作業を以てすることが最も適切と思ふ。殊に移植民を奨励するといふことになれば、農業者の

移植民でなければ、土地を開拓する眞の移植民となることが出来ないから、尙一層農事に重きをおいて職業精神の涵養を圖らねばならぬこと、思ふ。

されば農村の尋常小學校に於ては、農事の作業を課し、之に重きを置いて職業精神を涵養し、各教科の教材を授くる場合に各種の職業を理解せしむることに努め、教師は常に兒童を觀察して兒童の個性を知ること、に努め、其の卒業して進學し又選職するものあるときは、不適當なところに向はしめざるやうに注意し、適當な方向をとらしむるやうにすべきであると思ふ。

かくして農村の高等小學校に進みたるものには、尋常小學校に於ける時の指導を繼續し、特に農業科將來は農業科中心の職業科としても可ならんを課し、農業實習に重きをおき、農村生活を理解せしむるやうにし、兒童の境遇または志望により、他の職業に轉じなければならぬものがある場合には、教師に遠慮なく相談せしめて、職業選擇の指導をなし、尙職業紹介の方法を講じ、就職後の輔導にも注意するやうにしたい。

(四)農村の實業補習學校の職業指導 實業補習學校は實務に従事して青年に對する教育であるから、選職指導の必要はなく、學校本來の職業教育を施し、卒業生の

職業輔導をなせばよい譯であるが、今日は農村に在住して青年には盡く就學することを獎勵して居り、將來農業に従事すること無ク敷い前述の通りの農家の二三男のものも居り、また農業以外の職業の者の子弟もあり、就職希望者もあり、職業指導の必要な生徒もあるのであるから、全く之を無視する譯には行かない。之等の生徒の指導は特別の取扱として職業指導を行ふべきは勿論のことである。農村の補習教育は、どこどこまでも、其の農村生活本位の教育を施し、農村生活に信念を有する人を作ることに重點をおかねばならぬ。本末を顛倒せぬやうにせねばならぬ。

### 三 移植民の教育

農村人口の處分方法としては、都市の商工業を盛んならしめて、人口を之に吸収せしむることも一方法であるが、農民の子弟は農業に従事することが出来るなれば、其の方に向はしむることが適切でまた安全のこと、思ふ。然るに前節にも述べたやうに、農村の子弟中には、働くことを欲しても働くべき土地の無いといふものがある。さればこれ等の子弟の爲に移植民教育を施し、適當の指導を與へて、適當の方面に移

植を圖る必要がある。これ今日、農村の青少年に特に移植民教育を必要とする所以である。

移民若しくは植民として、故郷をはなれ生活せんとするには、自己の職業即ち農民ならば農業について、相等の教育を施し、異郷に至りて、その事業に對し充分の自信あるものでなくては成功するものではない。故に自己の職業に對し、移住地に於ける經營法の研究が必要であり、尙それと同時に堅忍不拔の精神を以て、一再の不幸には挫折せざるの覺悟を養成して置く必要がある。その準備なくして、漫然異郷に渡るも結果は知るべきである。

今日迄我が國の移民が、外國に於て、屢排斥に遇ふのは、言語・風俗習慣から來る所の無理解や、又同化し難い邦人の性質に基く理由もあり、又これが大和民族としてよい處でもある、又人種も異なるが爲めもあつたこと、思ふが、外國に行つて歸つた人の話によると、我が國民性が頑固で包容力なく、他人種を眼下に見下し、外國人とよりなれる社會に、その共同生存の意義を理解せず、度量狹隘、殊に出稼ぎ根性があつて、濡れ手で粟を掴むやうな我利々々主義の移民が多く、旅の恥は掻き捨てと云ふが如き、昔よ

りの言葉通り、移住地、地方民の風習に合はざることをも意とせず、勝手な振舞をなす者のあることが、排斥の一因とも稱せられて居る。是は今日迄移住する者に對しての心得の教育が不足し、我が國民が外人に對する交際、知らぬ人に對する交際、知らぬ人に對する道德等の教育を受くことがなかつた爲めと思はれる。併し必ずしも日本人にのみ缺點があるとは云はれず、人種的の偏見、労働者の嫉妬、政治屋の此等に對する歡心を買はんが爲めの宣傳なども、随分北米などにはあるらしいが、自己の悪い所は改めねばならぬと云ふことは申すまでもない。それ故今後の移住者には、社會協同共存の理、移住地に對する知識、出稼ぎ根性の撤廢、永久移住の覺悟等の事項に就て教育して置くことが、其の根本であると信ずる。一般教育に於ても、今後の我が國に適應する教育の一つとしては、海外發展國際協調に關する心得を授け、其の氣分を養ふことが大切であると思ふ。

次に昭和三年五月二十二日の全國農業學校長會に於て移植民教育に關する諮問事項の答申があるから、參考までに掲ぐることにする。

### 文部省諮問事項

移植民教育に關する適切なる方法如何

答 申

- 一、先づ中央部に移植民學校を新設し、漸次全國樞要の地に之が設置を獎勵すること。但其の入學資格は農業學校卒業生を本體とすること。
- 二、移植民教育を目的とする既設の學校に對しては、其の内容を充實し其の入學を獎勵するため國庫補助の方法を講ぜられたきこと。
- 三、各道府縣に斯種學校の設置を容易ならしむるため國庫より獎勵金を交付せられたきこと。
- 四、土地の狀況によりては實業學校に移植民教育上必須なる學科目を加課し、更に移植民教育に資するため植民科研究科専修科等の特別なる一科を設くること。
- 五、海外に於て實地見習を目的とせる練習所を設置し、之に對しては相當國庫補助の途を講ぜられたきこと。
- 六、海外在住者のために適當なる方法を講じて其の子弟の教育に遺憾なからしむること。
- 七、移植民の保健に關しては移植民地開業醫の養成に努むること。
- 八、移植民の目的を達成するため女子教育に於ても特に海外思想の養成に努むること。

九、移植民教育の資料に關しては、文部省に於て之が彙集頒布の方法を講ぜられたきこと。

十、移植民教育に當るべき教員養成に關して適當の方法を講ぜられたきこと。

十一、實業學校長若くは教員を海外視察員として派遣せられたきこと。

十二、小學校用教科書には移植民の思想を涵養すべき資料を相當加味せられたきこと。

十三、移植民の思想を涵養するため師範教育其の他一般中等教育等に於ても、相當考慮せられたきこと。

十四、移植民に關する思想を一般に涵養するため補習教育社會教育等に於ても十分なる考慮を以て之に當ること。

十五、移植民教育に最も關係ある各種の團體機關は特に相互の接觸連絡に注意すべきこと。

この外、移植民教育を達成するため、拓殖省の新設、移植民組合の改善、實業練習生採擇の擴張、農業植民と商工業植民との提携等幾多の問題につきても、漸次之が實現を望んでやまざるものなり。而して特に切望に堪へざるものは、移植民教育に當るべき教師其の人を得んこと是なり。これ移植民者は愛・熱誠の美情に富める信仰精神の強き人たるべきは勿論、移植民に關する常識と卓見とを有し、しかも堅忍力行如何なる苦行も隱忍して移植民地の簡易生活に堪へ、以て未來の大成を必ず

べき遠大の思想と之が實行力とを有する適材の人たらんことを要するが故なり。

以上

(二)移民と植民 人口稠密にすぐるを緩和するには既に述べたるが如く移民と植民とがある。

移民と植民とは、學理の上から論ずれば、あまり區別は無いそうであるが、一般的には此の二つを明瞭に區別して居るのが普通である。植民とは新領土若しくは新支配地に行はるゝ移住活動であつて、移民とは外國の領土に、自國人民の一部が移住して生活の爲めに行ふ種々の活動である。即ち我が國民が伯國に行き、或は「ジャバ」に渡航するが如き之である。

更に植民の意義を明かにすれば、新領土、新支配地にあらざる土地、即ち舊領土内に於ての一部の國民移住であつて、我が國の中にて人口多き地より、北海道に移住するが如きものもある。此の如き植民を内國植民と云ひ、朝鮮樺太の如きに移住するを單に植民と云つてゐる。

植民は一國の盛衰に重大なる關係があるものである。大抵新領土又は新支配地

は、一般に富源の開発利用未だ充分ならず、文化の程度も亦又低いものであるから、本國が之を統治するには、經費も多く要し又苦心する所である。その政策宜しきを得て、成績を擧げ得れば、その土地は勿論、本國産業の發展及び本國財政の充實も出來、その他各種の方面に益々好結果を來たすべきは明であるが、之に反する場合には、不利益少からず、従つて國力の低下を來たし、延いて國家の安危にも關することになると思ふ。

植民と國家との關係は、右の如く重大であるから、母國をはなれて新領土に移住する人々は、自己の知力、財力、勞力を巧妙に活用し、奮闘して成效しなければならぬ。即ち母國を隆盛ならしむるも、衰運に導くも、新領土新支配地の消長も、一にかゝつて皆植民者の手にあると云ふてもよいと思ふ。

國が新領土を統治するの目的は、概してその地の富源を開發し、母國と植民地と相互の利益を計るにある。故に是が爲めには、本國人の來たつて此の地に活動することを必要とする。

新領土の開発向上は、その本國の盛衰興亡に重大な關係があるものであるから、宜



しく植民者たるものは、國家の重任を帯びたるものとして自任せねばならない。

此の植民者が眞にその植民の目的を達し、その重任を完ふせんが爲めには、植民地の事情に精通し、よく之に順應して、新天地の開発に努力せねばならない。併し乍ら植民者が母國の生活を延長して、植民事業に従事しては、その目的を達成することは困難である。何故なれば、氣候風土に差異があり、或は土着の原住民族との關係もあり、その百般の事情が母國とその趣の異なる所あるべきを以てである。

### (二) 植民地の必要

(1) 富源開發による利益 植民地は概して未拓の土地を有すると共に、礦物類の如き富源を多く地中に埋藏する所である。此等の富源開發が、直に植民國の益する所となるは明かである。故に植民者が來りて勞力を投じ、若しくは本國の資本を用ひ、或は開發を爲すに必要な知識を以て之に當らば、その結果母國の利益する所は大である。

又先住民も斯の如き開發によりて、或は勞働を提供し、或は新なる生産業に就くことを得る結果、收入増加の機會に遭遇するの利益を被るのである。

(2) 移住の便宜 如何なる理由によりて移住したるにせよ、最も有利なる方面に向はんとするは人情の常である。故に植民地は自國の領土であるから、移住に便利である。

(3) 資本の投下に利益である 植民地は本國の領土若しくは、その支配地であるから、本國からの資本投下を安全ならしめやうとする、本國の意向に添ひ得るからである。故に植民地に於て有利なる事業の目的物さへあれば、本國民の資本投下は、植民地に投下するのが最も安全で且つ有利である。

(4) 貿易關係の利益 現在各國は、一般に外國と通商貿易を營みつゝあるから、特に植民地との貿易を考慮するの必要はないやうであるけれども、一朝事ありて友誼的關係を保ち兼ねた場合には、外國との貿易は大に障礙を被らざるを得ない。

然るに、植民地と本國との貿易に於ては、元來植民地が本國の支配下にあるから、外國との貿易の様に不安に陥ることが無い。

又植民地の富源が開發さるゝことの進むに従ひ、本國との貿易は益々盛になる道理である。

(5) 先住民の労働能率を増す 植民地の先住民は、大抵文化の程度が低く、又生活の程度も植民者よりも低いのが常である。尙その労働能率も一般に小である。然るに植民者が来て、各方面に活動する結果、先住民の慾望と種々増加して来た爲め、生活の向上を實現せんとして労働に従事し、生活費を多く得んとするやうになる。それには従前の様なはたらしき方では、到底實現がむづかしいから、以前よりも勉強するやうになる。即ち労働能率を高めることになる。

又母國民は、植民地領有の爲めに、母國から植民地に移出する品物を生産する爲めに、労働所得が増して来る。而して自然に生活が向上し、その結果彼等の労働能率を増進し、或は本國の労働力に餘裕ある場合には、これを植民地の生産増加の方面に利用し得るから、母國民全體の労働能率が増すことになる。

(6) 軍事上の利益 植民地は軍事上にも大切である。

(三) 我が國の植民 我が國の植民は、未だ年限が甚だ短かい。即ち明治二十八年に開始せられ、僅に三十年を経た位である。

明治二十八年日清戦争の結果、支那の領土から臺灣及澎湖島を割讓せられ、初めて

植民國の班に進出したのである。日露戦争の結果は、明治三十八年樺太の南半を領有し、關東州並に滿鐵附屬地を租借地としたる外、朝鮮を保護國とし、次いで明治四十三年には、朝鮮を併合した。世界大戦の結果、大正八年の講和條約締結、國際聯盟の成立と共に、南洋諸島を我が委任統治區域とすることになつたのである。

我が國の植民地は、その面積に於ても、亦その人口に於ても、英佛その他の諸國の植民地に比すべくもない。併しながら我が植民地は、亞寒帶・溫帶・亞熱帶に分布するのであるから、生産物の種類も多く、その富源の開発の方法も多様である。又その住民にも、曾つては獨立國たりし國もあり、臺灣の生蕃の如きものもあるが、是等は進みて我が大和民族に同化する様勉めねばならぬと思ふのである。

(四) 我が國の移民 我が國の移民活動狀況は、明治維新以後現今に至るまでの海外移住者數は、正確には知り得ないが、大體六十萬人内外と云はれて居る。即ち之を一ケ年當に平均すれば、僅々一萬人内外である。外務省の調査では、昭和三年十月一日現在、海外在留者内地人總計七十九萬九千八百人であると云ふ。此の中には植民地の二十一萬六千七百人が含まれて居るから、之を控除した、四十九萬三千餘人は、即ち

諸外國にある我が在留者の總數である。而して之を我が現在の總人口に比すれば、所謂九牛の一毛にも過ぎぬのである。のみならず、前記の海外在留人中には、外交官、軍人等の官職にある者及び學生等をも含むが故に、移住者として活動しつゝある者は、前に述べた數よりも更に減することゝ思ふ。

右の如き小數者が、北米大陸、南米大陸、或は南洋支那、滿蒙、シベリヤその他歐洲諸國及「アフリカ」にも散在する有様であるから、何れの國にあつても、我が國の移住者は、大勢力は占むることは難しい。

(1)「ブラジル」「中米」「南米大陸」並諸島に、我が國人の在留する總人口は、十萬三千五百餘人にして、その最も多きは「ブラジル」在住の七萬六千五百餘人である。是に次ぐは「ペルー」の一萬七千人、「メキシコ」の四千五百餘人、「アルゼンチン」の三千四百餘人である。

斯くの如く「ブラジル」は、他の諸國に比して最も盛に、我が同胞の移民活動の行はるる國である。我が國移住者が、最初同國に渡航したのは、明治四十一年であつて、その數は七百九十二人であつた。

その後渡航者の數には、常に消長があつたが、大正十三年には三千人臺を最少とし

て、漸次増加し、大正十五年には八千二百餘人に上り、昭和二年以後は、毎年大體に於て一萬人前後に達して居る。而して本邦人が「ブラジル」に於て如何なる人口の分布状態にあるかと云へば、職業の如何を問はず、何れも南方の諸州に多く、就中「サンパウロ州」には最も多數居住する。即ち總數七萬六千五百餘人の在留邦人中、七萬人が同州に居るのである。

此の地方に在る本邦移民者の活動状況を見るに、其の大部分は農業に従事して居る。即ち農業經營者、家族共は三萬五千人、同労働者、家族共三萬四千六百人、合計六萬九千餘人の多きに達してゐる。

其の他は家事被傭人、土木建築労働者、大工、寫眞業者、自働車運轉手等である。此等の點から見れば、「ブラジル」移民は殆んど農民と謂つてよい。

(2)「支那」「滿蒙」「シベリヤ」移民 支那に於ける本邦内地人の在留人口は、昭和三年十一月一日の現在調査によれば、その總數五萬五千餘人、有職者中最も多きは會社員、銀行員、商店員及事務員であつて、その數一萬九千餘人である。之に次ぐは物品販賣業者の四千六百餘人、家事被傭人の千八百餘人、遊藝を業とする婦人及關係業者の千八百

餘人等である。而して農業・林業・漁業等に従事するものは極めて少く、要するに支那に於ける本邦人の移民活動は、主として商業方面に向けられつゝある。

關東州及南滿洲鐵道附屬地は、合して僅に二百四十方里である。該地域は滿洲に於ける政治・經濟上の樞要地帯なる爲め、戸口逐年異常に増加し、昭和三年末の現在に於ては、内地人二十萬五千七百餘人、朝鮮人一萬二千九百人、支那人の九十五萬一千餘人、外國人二千二百餘人合計百十七萬二千餘人であるが、昨年の滿洲事變以來、南滿は勿論北滿方面にも、内地人の行くものが多くなつたやうである。

而して其の密度の如きも一方里當り四千三百七十二人で、内地の二千四百十三人に比すれば極めて稠密である。今内地人の増加を示せば左の如くである。

明治三十九年 一萬六千六百十三人

昭和二年 十九萬〇八百〇四人

昭和三年 十九萬八千〇六十四人

「シベリア」及北樺太には千六百餘人の内地人が在留し、その中七百餘人は「シベリア」に八百餘人は北樺太に住居して居る。

その他我が移民の在留國には、北米合衆國「カナダ聯邦」「フィリッピン群島」「メキシコ」「南米の「ペルー」「アルゼンチン」南洋方面の「英領北ボルネオ」等があるけれども略す。

(3) 南米大陸に於ける、我が國移民の將來南米大陸諸國中我が國民の活躍しつゝある主なる國は「ブラジル」「ペルー」「アルゼンチン」の三國である。就中「ブラジル」は我が移民中、特に農業移民を歓迎して居る。

昭和三年三月制定の海外移住組合法に依り「ブラジル」に於て活躍せんとする農業者の爲めに、相當の資金を融通し、土地購入その他の資本に充てしめ、以て堅實なる自作農業移住者を漸次増加せしめんとするの方策を樹てゝある。昭和三年春、南米拓殖會社が新に設立せられ「ブラジル」北方に位する彼の「アマゾン」流域の「アマゾナ州」の一部に於て、主として棉花の栽培事業を經營すると共に、移住者の保護奨励にも盡力する方針であると云ふ。これ等の點からすれば「ブラジル」への移民は將來大に有望である。「ブラジル」は人口中純粹の白人は比較的少く、土人若しくは「ネグロ」と歐洲人との混血種族が多數を占めて居り、而して此等の種族が政治上にも大なる勢力を有して居る有様故、北米に於て我が日本人を排斥するが如き人種的偏見は、あまり起

りそうはないとの事である。

(五)北海道移住 北海道は面積五千七百三十五方里であつて、臺灣樺太及四國を併せたものに近い。千島列島を除いても、東北六縣と新潟縣を合せたものに匹敵する程の大きさである。而して人口の密度は、昭和四年十月一日現在(統計局推計)に依るに、一方里四百五十六人に當り、千島列島六百六十六方里六を除くも、五百十六人であるから、之を東北六縣の平均一方里當千五百七十四人に比するに、僅にその三割三分を容れてるに過ぎない。更に全國中人口最も稀薄なる岩手縣の一方里九百六十人に比しても、尙その半數に過ぎないのである。今千島を除きたる北海道の地積に對し、東北六縣又は岩手縣の例により可收容人口を算出すれば、即ち

(北海道に入れ得べき人口)

東北六縣の例千五百七十人によれば 七、九七五、六〇〇人

岩手縣の例九百六十人によれば 四、八六三、六〇〇人

を收容する力があるから、昭和四年十月一日(統計局推計)に於ける本道人口二百六十一萬七十人を差引き、岩手縣を標準とすれば、今後優に二百二十四萬餘人を收容する

ことが出来るのである。

現に農村の子弟にして、體力强健にして農業に熱心なるも、耕すべき畑なく田なきの二男三男の如きは、進んで該地に移住し、永久安住の地をもとむることがよいと思ふ。北海道移住の手續きや費用その他、不案内の爲め、その希望はありながら、決行し得ぬものがある。今左に北海道廳拓殖部殖民課の北海道移住問答を掲げて参考に供する。

### 北海道移住問答

一、問、北海道へ移住する者に資格の制限ありや。

答、北海道へ移住せんとする者は何人にも差支なし。即ち男女年齢職業に拘はらず移住差支なし。只移住後國有土地の貸付を受けんとする者は戸主又は成年者にして北海道に於て所有地賣拂地貸付地を有せず家族を同伴永住土着の意志鞏固なる者たることを要す。此所に家族と云ふは必ずしも妻の謂にあらざり兩親兄弟其の他同一戸籍内に在る同居者の意味なり。

二、問、團體にて移住する者に對しては特別の取扱方法ありや。

答、同郷の者多數相集り團體を組織し共に移住するは望ましきことにて、事情の容す限りは同一ヶ所に移住せしむる方針なるも土地の關係等より特に全部許可

し難き場合なきを保し難し。又團體移住の場合に於ても土地の許可は團體員各自に許可するものにして團體に許可する者にあらず。

三、問、家族にあらざる者を同伴するは差支なきや。

答、自己戸籍外の者を雇人として同伴するは何等差支なし。

四、問、當初單獨にて移住し後家族を招致するは差支なきや。

答、後にて家族を招致するも差支なし。

五、問、移住補助願に一定の期限ありや。

答、北海道に移住するは其の人の自由にして一定の期限なし。

但し補助金を受くる補助移民として移住するには毎年九月十日迄に移住補助願書を現住地の縣廳に提出すべきものとす。

(期間外と雖も願書を提出し置くことは差支なし)

六、問、北海道に於て土地を得る方法を問ふ。

答、北海道にて土地を得る方法に左の三方法あり。

(一)未開地の貸下 特定地と稱して國有の未開地五町歩乃至十町歩の農耕適地を移住者に對し無償にて貸付し、自ら開墾耕作に従事し五ヶ年間に其の貸付を受くる土地の六割乃至八割以上を開墾せば無償にて其の土地の所有權を付與せらる。

(二)賣拂地の拂下 大規模の農場の經營收蓄植樹等の事業を爲さんとする者に

對しては其の人の資力經驗等を參酌して極く廉價にて拂下ぐ。

(三)民有の未墾地の買收 民有の未開墾地を買收して自作農家たらんとする者に對しては五ヶ年据置き二十五ヶ年以内の長期年賦償還の方法により年四分八厘の低利資金を貸付し、利子の内一分三厘は北海道廳より補助するを以て、三分五厘の低利の資金を借りて土地を買收することを得る方法にて自作農家には非常に便宜なる方法なり。

七、問、家族にして北海道に於て土地を有する者ある場合土地貸付せらるるや。

答、同一家族にして北海道に於て土地を有するものある場合と雖も、一家の生計上實際必要とする場合には其の所有地と合せて十町歩になる迄は貸付す。寧ろ斯る場合には賣拂地の拂下を受くるを得策とす。

八、問、農業に經驗なき者又は純農者に非ざる者にても土地の貸付を受け得るや。

答、原則としては何等差支なきも、北海道の未開墾地の開墾事業は農業に經驗なき者には稍困難なるを以て考慮を要すべし。然し堅き決心を有する者には不可能のことにあらず。

九、問、土地の貸付面積は願人の希望通り許可するものなりや。

答、貸付する土地の面積は其の土地の地味地形及家族の多少等を參酌して一戸の經營に適當なる面積を貸付するものにして、必ずしも本人の希望通りとならざることあり。

一〇、問、移住は本人の希望する箇所に許可せらるるや。

答、可成本人の希望する箇所に許可する方針なるも、時には多数の人が同一箇所を出願することあり、斯る場合には已むを得ず他に變更せらるることあり、但し此の場合に於ても全く本人の欲せざる所を無理に貸付するが如きことなし。

一一、問、移住するに旅費は何程を要するや。

答、移住家族の多少出發地移住地の距離の關係等により一樣ならず、北海道移住者汽車汽船賃割引證を携帯する者は汽車汽船賃共に五割引手荷物は制限外斤量の運賃も五割引大貨物は二割引せらる。

一二、問、移住證明書汽車汽船賃割引證等は何所より下付を受くべきや。

答、移住證明書は所在地の町村役場、汽車汽船賃割引證は縣廳、警察署、市役所及縣廳にて指定せる町村役場より下付せらる。

一三、問、移住者は何程の資金を携帯する必要ありや。

答、家族の數、移住地の關係により差あるも自給自足し得るに至る迄の生活補給費として三百圓乃至五百圓位の準備を要す。

一四、問、移住の時期は何時頃が適當なりや。

答、移住の時期は旅行の關係其の年の開墾耕作時期の關係上三月初旬より二十日頃までを最も適當なりとす。

一五、問、移住地の住宅は如何にすべきや。

答、移住當初は豫め道廳に於て建設しある共同居小屋に居住し、自己貸付地内に適當なる土地を選定して自己の住宅を建設して移轉するものとす。其の建築材料は自己の貸付地内に於ける立木を利用す。萬一許可地内に適當なる立木なき場合には移住者世話所に於て其の購買の世話斡旋を爲す。

一六、問、農具其の他必要なる物品は貸與せらるるや。

答、農具、家具、種子、耕馬食料等は貸與せられず。

一七、問、北海道に於て普通使用する農具の種類價格を問ふ。

答、唐 鋏	二圓五〇〇	島田鋏	二圓五〇〇
ホ 1	二圓〇〇〇	レーキ	二圓〇〇〇
ブラウ	四五圓〇〇〇(附屬品共)		
中耕器	二圓〇〇〇	ハロー	一五圓〇〇〇
笹刈鎌	一圓〇〇〇	鋤	六圓五〇〇
山 刀	二圓〇〇〇	鐮	三圓五〇〇
箕	〇圓八〇〇		

一八、問、府縣に於て使用の農具を携帯するの可否を承り度し。

答、北海道の農業は府縣と異なり従つて農具又異なるを以て農具は移住後移住者世話所に依頼して購入するを得策とす。

一九、問、家具類を携帶するの可否を承りたし。

答、家具類は大容量のものにて多額の運賃を要する者は移住後購入するを得策とするも、然らざるもの特に夜具衣類等は可成携帶するを得策とす。

二〇、問、移住費を補助せらるる方法ありや。

答、豫め道廳の募集に應じ、移住補助の許可を受け道廳の指定する場所に指定する時期に家族を同伴して移住したる者に對しては、移住旅費、農具種子代、食費住宅建築費として家族の多少等を參酌して一世帯に付百圓乃至三百五十圓の補助金を下付す。

但し單獨にて移住したる者に對しては家族を招致する迄補助金を交付せず。

又道廳の許可を受けず勝手に移住したる者には補助金を交付せず。

二一、問、開墾費其の他の事業資金を貸付又は補助せらるる途ありや。

答、開墾費、造田費、造林費に對しては四割、牛馬一頭の購入費に對しては移住後三年以内は二分の一、其の後は三分の一を補助せらる。民有未墾地を買収する場合には年利三分五厘の低利資金を貸付せらる。

二二、問、耕作する作物の種類は如何なるものなりや。

答、耕作物の主なるものは稻、黍、大麥、小麥、裸麥、燕麥、馬鈴薯、粟、稗、大豆、小豆、菜豆、青豌豆、玉蜀黍、蕎麥、甜菜、薑薯等とす。

二三、問、水田となる適地ありや。

答、水利地況の許す限り水田に適せざる所はない。最近五ヶ年間に於ける水田の増加面積は一年平均一萬町歩に達し、又反當平均收量は新田多きを以て少きも(一石六斗)旭川地方に於ける熟田三石三斗の收穫あり。

二四、問、耕作物の種類に制限ありや。

答、作物は各自の隨意選擇するものにして別段制限なきも、各地の開墾指導員の指導を受け品種の選擇を爲すを得策とす。

二五、問、生産物の販賣方法を承り度し又購買販賣組合等ありや。

答、生産物は新開地方に於ては各自が市場に運搬直接取引を爲すものあるも、多くは商人が農村に出張旅先にて買集むるを普通とす。開發以來相當年限を経たる農村には購買販賣組合の組織あり、又道廳に於ても其の設立を獎勵しつつあり。

二六、問、開墾中の食糧は如何にして調達するや。

答、開墾中の食糧は可成自家生産物を以て之に充つる様努むるを肝要とするも、移住初年目は食糧を生産する迄米麥等他より供給を仰ぐの要あり。又其の費用は自己の資金を以て之に充つるを要す。

二七、問、一段歩の開墾努力は何程を要するや。

答、開墾の努力は其の土地の樹木草莽の模様及土質の如何により甚しき差あり、即ち草原地にありては四人乃至八人、樹林地にありては八人乃至二十人、泥炭



地にありては二十四人乃至二十八人を要す。又馬耕に依る時は二頭曳ブヲオを以てすれば一日四段歩乃至六段歩を開墾し得。

二八、問、移住者は永久に北海道を退去することを得ざるものなりや。

答、永住土着の目的を以て移住するを要するも貸付許可地を全部成功付與を受けたる後に於て、已むを得ざる事情により歸國することあるも其の付與地を没收することなし。

二九、問、貸付地内には樹木ありや。

答、場所により一様ならず、用材となるものは無き所あるも薪材の無き箇所は稀なり。

三〇、問、貸付地は田畑何れに利用するも差支なきや、植樹牧畜業を經營し得るや。

答、土地の状況により田畑何れに利用するも隨意なるも植樹牧畜の用に供することを得ず。但し全地積の二割乃至四割以内に相當する面積は薪炭備林其の他の目的の爲めに開墾せず残し置くことを得るを以て其の面積の土地は植樹するも又牛馬を飼養するも隨意なり。

三一、問、民有の畑、水田の賣買價格は何程位なりや。

答、田、畑の價格は地方により又地形地質により中等の土地一反歩畑は二十圓、水田百五十圓位なり。

三二、問、植林用苗木の購入は如何にするや。

答、苗木は北海道内各地に販賣し居れり。又其の購入に就ては移住者世話係員に於て萬事斡旋す。

三三、問、土地は如何なる方法にて配當せらるるや。

答、自由に移住する者は移住後自己の希望する箇所を選定出願し許可を受くるものなるも、移住前豫め道廳の許可を受け移住地を定めて移住する者に對しては、本人の希望家族の關係土地の状況、他の移住者との關係(同郷關係等)を參酌して道廳に於て適當に配當するものとす。

三四、問、養蠶の状況を承りたし。

答、養蠶は全道各地に行はるるも只根室地方に於ては未だ行はれ居らず、繭質は良好なるも生産未だ多からず。

三五、問、農業上鳥獸の害ありや。

答、新開地方に於ては附近に樹林地多く従つて移住の當初は時に野鼠野兎の害を蒙ることあるも、附近の開墾に連れて漸次減少す。

三六、問、農事上の指導機關を承りたし。

答、農事試験場は札幌に本場、渡島國七飯村、石狩國永山村、十勝國帶廣町、北見國野付牛町、根室國中標津原野に支場、其の他各地に試作場あり。道農會、郡市町村農會、道廳農務課、支廳勸業係の農事指導員、移住者世話係指導囑託員等の機關ありて耕作施培品種の改良等の指導を爲す。

三七、問、醫師産婆等に不自由ならずや。

答、移住地には道廳より補助金を下付して醫師産婆を開業せしめあれば、醫療出産等に不便なし。

三八、問、移住地には小學校の設備ありや。

答、移住地には道廳より校舎の建築費、教員の俸給を補助して小學校を開設せしめあれば、子弟の教育に差支なし。移住地には中等學校の設けなきも、全道樞要地には各種の中等學校七十餘校あり。尙年々増設せられつつあり。

三九、問、一ケ年の外業期間を承りたし。

答、本道の外業期間は地方により異なるも、四月より十一月に至る約八ヶ月間を普通とし、冬期間は造材薪炭の製出雜穀類の調製運搬等に從事す。

四〇、問、既移住者の生活程度及其の状態を承りたし。

答、移住地の關係家族の關係等により素より一様ならざるも、眞摯な農家は五町歩乃至十町歩の土地を耕作し、相當家畜を飼養し生活上不安なく中流の生計を営めり。尙昨年移住補助金の交付を受けたる移住者は平均二町歩内外の土地を墾成し、本道の生活に馴るるに従ひ永住の意を固め、銳意其の事業に努力しつつあり。

四一、問、北海道に於ける移住者公課負擔の關係を承りたし。

答、移住後耕作牧畜に従事する者は三ヶ年間は家屋税を免除せられ、未開地處分

法により處分を受けたる土地に對する地租は事業成功後十ヶ年間免除せらる。五町歩乃至十町歩の土地を開墾成功耕作する中等農家の一ヶ年に於ける公課(地方税市町村税農會費等を含む)は三十圓乃至五十圓位なり。

四二、問、移住者の兵籍關係を承りたし。

答、北海道に移住するも兵籍關係には何等の變化なく、府縣居住者と同様なれば制規の届出其の他の諸手續は遺漏なき様留意すること肝要なり。

樺太の移住案内も大體似たやうなものである。若し該地へ移住しようと思ふならば、樺太廳農林部發行の樺太移住案内について見るがよい。

### (六) 移民保護獎勵に關する施設

#### 第一 政府の施設

##### (1) 渡航獎勵金

我が國の海外移民は、由來資力の乏しい小農民に限られて居たので、北米への我が移民が制限されてから、其の數が漸減し、移民會社や船會社が、南米地方の有望であることを唱導したが、地理國情は不案内であり、更により以上遠隔の地であつて、多額の渡航準備金が要る等の理由で、南米行移民の數も、依然として増加するに至らなかつた。大戦後に至つて我が國情は、國民の海外發展を必要とすると共に、國民にも僅かな資力で、海外渡航を希望する者が漸く増加して來た。恰も關東

の大震災が勃發、その罹災者で海外へ渡航を希望するものが尠くなかつたので、政府は此等のものゝ渡航費を補助することゝし、先づ南米移民百十名に補助金を交附して之を送り出した。之が渡航奨励金の嚆矢であるが、此の時代から國民の海外渡航熱が高調して來たので、大正十三年度からは、政府は一般移民にも、其の渡航費を補助して南米移民を奨励し、以て今日に至つたのである。

補助金交附の條件を、海外興業會社の取扱に依る移民について見ると、伯國政府の補助の無い移民で家族を構成するものを原則とし、夫婦移民、單獨移民にも順次補助する。

(イ)家族移民、五十才以下の夫婦及び十二才以上の子女一人以上を以て家族を構成するもの。

(ロ)夫婦移民の五十才以下の夫婦、但十二才以下の子女を伴ふ場合をも含む。

(ハ)單獨移民、五十才以下十八才以上の單獨移民。

其の他の移住地に入植するものに對する補助條件も、殆んど同じである。

### (2) 移民取扱手数料全廢報償金

従來は移民取扱會社が、移民保護法に基き、移民取扱手数料として、十二才以上のもの一人に付三十五圓(呼寄及再渡航移民に就ては十五圓)宛を、移民から徴收したものであるが、我る國移民の大多數が、資力乏しい小農民である所から、政府は大正十二年移民の經濟的負擔を軽減する目的で、此の手数料を全廢させ、政府が其の相當額を、報

償金として交付することゝした。

(イ)「ラジル」行移民及植民に限る。

(ロ)年齢十二才以上のものであること。

尙報償金は、自由渡航者に對しても交付するのである。

### (3) 移民思想の普及宣傳

海外移民を奨励するに當つては、成るべく正確な、移住地事情を周知させる必要がある。之が爲め政府は、大正十年以來、海外興業會社に補助金を交付して、海外移住民の宣傳普及をなさしめると共に、大正十二年からは、宣傳費を置いて、移住地事情の調査を印刷して配布し、その講演會を開催し、移住民團體の宣傳事業を指導して居る。又各府縣で開催する移住民講演會や、講習會に講師、活動寫眞班を派遣する等、適切な施設を講じて居る。

昭和四年拓務省の設置されてより以來、其の經費も増加し、その施設も著々進捗しつゝある。

### (4) 内地移住

人口稀薄で、粗笨的な農業を營んで居る地方に、農業者を移住せしめ、海外移住民事業の一助となすと共に、當該地方の農業の實地指導をなす目的で、政府は大正十二年から朝鮮に於ける不二農村平康面等の農場に移住する者を助成して居る。

### (一) 不二農村移住狀況

不二興業會社の經營して居る農場中、全羅北道群山府外にある、不二沃溝農場は、千拓地千九百町歩中、一千町歩に内地農民を移住せしめ、大正十二年から土地を分譲し、耕作に従事せしめ、残りの部分には朝鮮人を入植せしめてゐる。而して前記千町歩を不二農村と稱して居る。

昭和三年から同會社の植民事業は、不二農村産業組合の經營に移つた。大正十二年以降昭和二年迄に、二百二十五戸餘の家族が移住した。

### (二)平康面移住状況

江原道平康郡平康面に於ける平康産業組合は、昭和二年度から、其の經營の五百町歩に、内地農民を移住せしめ、土地を分譲して、自作農村を建設する計劃を立て、昭和二年に十五戸の入地者があつた。

政府は右二移住地に入地する内地農民に、移住奨励金を交付し、同地移住を奨励して居る。

### (5)海外移住組合に對する指導と助成

從來の移民は多く勞働移民であつて、此等の移民では經濟的不利や、教養上の缺陷があるから、相當の資金と教養とを持つ、所謂企業移民の移住も必要だと云ふ趣旨で、昭和二年海外移住組合法が制定された。此の企業移民である海外移住組合員の海外移住をはかり、これ等のものゝ海外に於ける土地の取得及教育衛生産業等について、諸種の施設をなし、適當な指導と助成とをなして居る。その助成の方法として、先

づ政府は海外移住組合に對して、海外企業資金の貸付を行つて居る。此の貸付金は、海外に於て土地購入、その他之に關する費用に充てるために、資金を貸し付け移住地の設定を容易にする趣旨で、先づ移住組合聯合會に貸付け、聯合會がその貸付金で土地を購入して、組合を通じて組合員に土地の分譲をなし、移住者を農業者たらしめるのである。

昭和四年十二月末迄に、組合員で渡航した者は、二百三十三家族である。

次に海外移住組合の事業が内外に亘つて、その經營維持が複雑且困難である所から、此等の費用を補助するの必要があるので、政府は聯合會及組合の事務費に對しても補助金を與へて居る。

### (6)移民收容所

從來「ブラジル國行移民は、出發港である神戸の所謂移民宿に宿泊して居たのであるが、不當の宿賃を徴收され、又移民の風紀、衛生、教養等についても遺憾な點があつたので、大正七年頃から之に代はる、國立移民收容所の設置の必要が、民間にも政府にも認められて、遂に昭和二年七月の勅令で、移民收容所官制が公布された。而して昭和三年三月鐵筋コンクリート五階建て、約八百人の收容力のある移民收容所が神戸に設立され、同月十七日から事業を開始した。

同所は當分の中同所から乗船する南米「ブラジル」行の移民のみを收容するのであつて、先づ「ブラジル」行移民として、必要な體格検査をなし、その合格者を無料で收容宿

泊させ、入所期間中約十日間、移住に必要な衛生、教養の保護指導を與へるのである。其の事業の概要を示すと、

(イ)「ブラジル渡航に必要な身體検査、並輕病者に対する治療、腸チブス及コレラの豫防注射検便、トラホーム検査等

(ロ) 簡単な伯國語の手解き、伯國の風俗習慣、農業事情及移住地の衛生心得等の講習教授

(ハ) 婦人に對して洋服裁縫、洋洗濯、洋料理法等の講習會開催

(ニ) 旅券及荷物検査證等の手續の指導斡旋

尙移民收容所は、移民の増加と共に、擴張を要するので目下増築中である。

### (7) 移民團體指導助成

移民事業の圓滿なる發達を期する上に於ては、政府の事業と共に民間に於ける後援團體の活動に俟つ所多々ある。故に民間で移住思想の普及、内外移住者に對する指導、保護、海外事情の調査等の事業をして居る移民後援團體(海外協會、移民學校等)に對して、その助長發達を圖る趣旨で、政府は大正十二年以來、此等の團體に助長金を交附して來たが、昭和三年に助成金を受けたもの二十九團體に及んでゐる。

### (8) 海外に於ける移民の指導、保護及助成

移民の指導、保護は、單に國內に於ける施設のみでは充分でない。常に海外に於ても、實際的な指導と保護とを要する。政府は此の趣旨で之が指導、保護に當るべき技

術者を、移民の多い地方に配置し、又産業組合、産業道路その他の産業施設に補助を與へ、尙移住組合員には、生産資金の貸付を行つてその保護を圖る等、産業上の指導、保護助成につとめつゝある。

### (9) 移住適地の調査

個人又は民間の小團體が、海外遠隔の地に於ける移住適地の調査をすることは、極めて困難であるから、政府自ら之が調査に當る爲め、調査費を於いて、移住地の擴張、新移住地の研究調査を行ふことゝなつた。

## 第二 民間諸團體

### (1) 移民取扱人としての海外興業會社

移民保護法に依ると、行政廳の許可を受けたもののみが、移民取扱人たり得るのである。現在は海外興業株式會社が、本邦で唯一の移民取扱人である。同社は、大正六年十二月當時の小移民會社六つを合併して創立され、大正七年一月からその事業を開始した。其の業務は、(一)宣傳、(二)募集、(三)渡航乗船手續、(四)船中の移民保護、(五)配耕及配耕地に於ける保護等であつて、その機關としては、本社を東京に、輸送事務所を神戸に、支店を「ブラジル」に置く外、本國に三十七人の代理人を置いて、其の事務を取扱ふて居る。移民出願者は、原籍地の代理人に申し出て、其の指揮を受けることになつて居る。

海外興業會社で取扱つた移民は、主として南米行移民であるが、大正七年創立以來

から、昭和三年迄の取扱移民数を目的地別に見ると、

ブラジル	四六・九九二	ペルー	二・六二三
フィリッピン	一〇・七八七	濠州	二・九二八
玖馬	三九二		

同會社の移植民案内は左の如くである

### 南米ブラジル國行家族移植民案内(昭和七年八月十七日 外務大臣認可)

#### 一 ブラジルはどんな國か

ブラジルは、南米大陸中一番大きい國で、二十の獨立州と一聯邦府並アクレ直轄州から成つて居る聯邦共和國であります。其の面積は我が日本總面積の約十三倍もありますが人口は僅かに四千萬人、即ち我が國の半分しかありません。

#### 二 移民地はどの方面か

今日迄日本人が多く移住して居りますのは、サンパウロ州です(約十二萬人)。此の州はブラジルの南部に位して其の面積は丁度我が本州、四國を合したもののよりも尙廣い位ですが人口は約六百萬に過ぎません。此の州の氣候は四時温和な氣候で酷暑の時でも日本の盛夏位で冬は日本よりも暖かく時々霜がある位で雪は降りませんから凌ぎ易く、一年中労働することが出来、又衣服も季節を追ふて取替る必要がなく經濟的に生活も出来、健康上に就ても最適の處であります。

住民はポルトガル人、スペイン人の子孫、土人、黑人それに白人種と土人及黑人の混血種が多く、外にイタリヤ人、ドイツ人、ポーランド人、ロシア人、トルコ人等各國系統の人種が雜居して居る譯でありますから、人種的偏見がありません。故に一般人情は頗る柔和温順で殊に日本人には寛大親善であり、又外國人といふ觀念が薄く、極く融和し易い素質を持つて居るので、日本人の方でも同化する事に心掛けて進めば折合よく愉快に生活する事が出来、誠に住心持のよい所であります。言語はポルトガル語が通用語になつて居りますが、西班牙、伊太利、佛蘭西語も幾分使用されて居ります。

#### 三 どんな人が移民するか

ブラジルは農業國であります。勞力が足りないで困つて居りますから、日本から移住する者は、農業の目的を以て、農業經驗のある、そして労働の力強い家族者が最も適します(日本では家族が多いと貧乏すると云ひますが此の地方では家族に労働の出来るものが多い程澤山の金が残ります)。そして所謂出稼ぎ移民といふ時代は既に過ぎ去つたので、一攫千金を夢みるものでなく、今後は永住的の基礎を造つて、各自がブラジル國富源の開発によつて利益を得ると共に、ブラジルの爲にも利益となるべき仕事を興さねばなりません。

#### 四 移住者の資格

政府から補助を受ける移民、自費渡航の移民並に植民等夫々幾分の差があります

#### 三 移植民の教育

が、何よりも身體強壯で、品行方正にして現に農業に従事しつゝあるものであり、且つ發狂の系統とか、肺結核、癩病、其他の傳染病のない者を必要とします。此の種の疑ひあるものは勿論、トラホーム患者は、折角家財道具を整理して神戸に集合しても検査不合格となり郷里に送り返されますし、神戸に滞在して治療するとなれば莫大の費用がかゝり、進退に窮する様になります。又サントス港で再び嚴重に検査がありまして、此の場合に不合格となれば遙々日本へ送還されることは勿論です。而かもこれが爲め歸國の船車賃は自辨です。それで少しでもトラホームの疑ある方は、如何なる嚴重な検査に對しても大丈夫合格すると見込のついた時出願することが肝要です。

一 家族とは 夫婦と十二歳以上の子供、若しくは夫婦孰れかの親族で年齢満十二歳以上五十歳未満のものを加へ三人以上ある事が必要で、それ以上親族關係のものは何人でも連れて行く事が出来ませんが、其に就いては別に細かい規定があります。外に例外として夫婦丈の移民と單獨移民とを極めて少數丈取扱ふ場合もあります。(都市居住者は現に農業に従事して居る旨の市區長の證明を要します。)

麻疹患者、又は前後の小兒發熱して居るものは、乗船が出来ません。又妊娠六ヶ月以上に相當するもの、産後相當の日數を経過して居ないもの、生後六ヶ月に充ない小兒は、船中で病氣に罹り易く、又死亡の危険もありますから乗船を御斷りして居ます。

五 日本からの道順及耕地に入る迄の順序

神戸移民收容所は約七日間無料で宿泊が出来ます。此處で種々の準備を整へて大阪商船會社の船で渡航するので、途中數ヶ所に寄港しケーブタウンを経て航海日數約四十七日乃至五十九日で、サントス港に到着します。

サントスに到着し上陸を許されたものに對しては、州政府が特別仕立の無料の汽車を差向けて呉れますが、都合によりサントスに一、二泊して、その間に税關の荷物検査を終つて耕地から派遣された通譯又は案内者に引率されて、夫々契約の耕地に向ひます。この間サントス驛迄の運賃、手荷物運搬費、サントスに於て宿泊を要する時は宿泊料並に汽車中の辨當代等は各自の負擔であります。耕地は豫めサンパウロ日本總領事館と會社の支店とが打合せの上選定したもので、邦人移民に適當と認むる良好の耕地ですから、先方に行つてまごつく様な事はありませんし、耕主が無料で提供する家屋に、直ぐ住み込めますから到着後食料及農具購入以外の費用は殆ど要りません。若し必要な場合耕主より融通してくれます。植民も同様の手續きでイグアベ植民地に向ひ、植民地内の地區を自分で選定し、其處に小屋掛けする迄の間は、會社の植民收容所に泊つて居る事が出来ます。

六 どんな仕事をしてどんな収入があるか  
ブラジルは珈琲の産地で世界産額の七割五分を占めて居り、毎年一千五百万袋を歐米に輸出して居りますが、移民の方は此の珈琲耕地に雇はれるもので、収入は家族を單位とする請負賃銀であります。渡航時期によつては日給で働く場合もありま

其の仕事の主なものは珈琲園の除草、手入、珈琲實の摘採、耕地内に於ける日傭雑役の日給は一日四ミル内外であります。そして普通一族で、五千本内外の珈琲の除草、手入を請負ひ、其の賃銀は一年幾らときめてあり、珈琲實摘採は一袋幾らと賃銀がきめてあります。

一日の仕事としては、朝六時頃から晝食を持つて一家族全部が畑に出て行きます。乳呑兒は、珈琲の樹蔭にハンモンクを吊つて、それに寝かせて置いて家族揃つて働くのであります。そして珈琲實の摘採時期になれば學校に行く子供は學校歸りに畑に来て、同じ様に、摘採の手傳ひを致します。女子供は下枝の實を採り、大人は脚立に乗つて、高い枝の實を採るといふ具合で、此の時は各戸競争で、元氣よく一家擧つて此の仕事に勵むのです。此の一家の者が全部仕事に役立つといふ事は、ブラジルに於ける勞働の特色で、なるべく家族の人数の多い勞働力の豊富な家族がいふのは、こゝにいふ處から來て居るのであります。以上は耕主の仕事に就働するのですが、此の外に自家收得として、耕主の許可を得て珈琲樹間とか、或は無料借受けの土地に、米、棉、玉蜀黍、野菜等を栽培し、尙住宅の附近に山羊、豚、鶏を飼養するのであります。収入は初めの年は、萬事創業の時代ですから相當に骨も折れますし、家族の大小や力量次第で一概に申されませんが、普通一族で百圓も残ればよいと思はなければなりません。けれども二年目三年目となれば仕事にも慣れ、事情にも通じますので、収益もだんだ

します。現在は珈琲の一時的下落で、その方の収入は思はしくないのであります。耕地主は間作条件をよくして収入の増加を圖つてくれますから、農業の經驗ある働き手の三人位ある家族では生活に困窮するやうなことはありません。今後珈琲の値段が回復して來れば請負珈琲の除草賃、採取賃、日給もよくなつて、従つて収入も遙かに増加します。

植民の仕事は、會社經營植民地の一地區(一地區は約二十五町歩)を約五百圓乃至六百二十五圓(一町歩約二十圓乃至二十五圓)の値段で、一時拂か又は七ヶ年々賦で讓り受けて其處に獨立の經營をするので、最初に假小屋を建て、森林を伐採して之を燒き拂ひ、又木の根の其の儘残つて居る處に無造作に米、甘蔗、豆、玉蜀黍を蒔付けたり苗付をするのです。イグアペ地方は米作(陸稻)の好適地であつて、特産イグアペ米として、伯國內に知られて居りますので、米作を第一とし次に甘蔗の耕作をして居りますが、其の他珈琲、バナ、根菜、烟草並果樹類等も無肥料でよく出來ます。唯小麦は寒氣が十分ありませんから青刈用の外出來ませんが、家畜の飼養に適し、世話なしによく繁殖して行きます。殊に牧草が年中青々として枯れる事がないのは、此の地方の特長であります。それですから、此の地方の牧畜業は、今日迄の經驗に依つて既に相當の成績を擧げて着々發展して行きます。現在は牛、豚を主として居りますが、會社では、品種改良と、牧畜獎勵の爲めに、種畜場や、農事試験場を經營して居ります。又家畜類は、婦女子の片手間仕事として、最も適して居ります。其の他植民は粗糖製造を初め



とし、甘蔗酒醸造、マンジオカ(木芋)の製粉等、各自思ひ思ひの業を営んで居ります。砂糖、甘蔗酒、マンジオカ共に市場に於て相當の價格に販賣されますから有利な仕事であります。植民は、全く獨立で經營するのですから、土地の利用法、勞力の分配に就て、相當の頭腦を使はなければなりません、斯くして得たる収入を土地代、家屋建築、牧場構成、其の他の資産に投じて行きますから、財産は殖えても現金は多くは餘りません。其の代り四代目位からは、財産も安定し現金も毎年残つて行きます。

七 渡航費用はどの位入用か

船賃(補助移民に限り補助されず)	十二歳以上一人に付	十二歳未満	三歳以上十歳未満	三歳未満	十二歳以上三歳未満の家族の場合
船賃	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	〇	六〇〇〇〇
神戸乗船の際荷物運搬費	〇・六〇	〇・三〇	〇	〇	一・八〇
旅券印紙代	五・〇〇				五・〇〇
旅券査證壹枚に付時間外手数料	約一・〇〇				一・〇〇
サントス宿泊料(二泊分)運賃、辨當代預託	三・〇〇	一・五〇	〇・七五	〇	九・〇〇
計(補助移民(船賃は補助があるから差引合計)自費移民)					六一六・八〇

(但家族構成上旅券、貳枚以上を要する場合は壹枚を増す毎に同額を要します)(但書右に同じ)

家族移民

植民

船賃(補助移民に限り補助されず)	※二〇〇〇〇	※一〇〇〇〇	※五〇〇〇	※六〇〇〇〇
神戸乗船の際荷物運搬費	〇・六〇	〇・三〇	〇	一・八〇
旅券印紙代	五・〇〇			五・〇〇
旅券査證時間外手数料	約一・〇〇			一・〇〇
サントス宿泊料(二泊分)運賃、辨當代預託	三・〇〇	一・五〇	〇・七五	九・〇〇
サントス植民地間旅費	五・〇〇	五・〇〇	二・五〇	一五・〇〇
食料其の他雑費				
預託金(補助植民)	一、〇二五圓、自費植民七五〇圓			
内 譯	生計準備金 九四・〇〇	六三・〇〇	四七・〇〇	二八二・五〇
	初年度地區代及道路費伐木費假小屋費其の他(一家族に付)		補助植民	四七・〇〇
			自費植民	二四・〇〇
計(補助植民(船賃は補助があるから差引合計)自費植民)				一、〇五六・八〇
				一、三八一・八〇

船賃(補助移民に限り補助されず)	二〇〇〇〇	一〇〇〇〇	五〇〇〇	〇
神戸乗船の際荷物運搬費	〇・六〇	〇・三〇	〇	〇
旅券印紙代	約一・〇〇			
旅券査證時間外手数料	三・〇〇	一・五〇	〇・七五	〇
サントス宿泊料(二泊分)運賃、辨當代預託	二〇九・六〇			
計(補助移民(船賃は補助があるから差引合計)自費移民)				

三 移植民の教育

備考 家族移民、植民、呼寄、再渡航の同伴者、又は單獨移民孰れも前記費用のほかに向

次の費用がいります。

(イ) 渡航準備支度金、郷里より乗船港(神戸)までの汽車賃及荷物運賃(鐵道省線半額)航海中の小遣(一人十五圓もあれば足りるがそれ以下ですます人もあります)其の他一人當り五十圓乃至七十圓の費用が入用です。前記サントスに於ける宿泊料、サントス驛迄の運賃、荷物運搬費並汽車中の辨當代は、サントスにては検査其の他で混雜しますから、神戸出帆前に預託しサントス上陸後精算致します。

(ロ) 農業移民(家族移民、植民、呼寄、再渡航、再渡航の同伴者、又は單獨移民)の査證は無料ですが、前記の時間外手数料を徴収されます。

(ハ) ブラジル行移民(家族移民、植民、呼寄、再渡航、再渡航の同伴者、又は單獨移民)は會社手数料を徴収しません。申込保證金(十二歳以上一人五圓宛)は乗船の際返戻します(旅券印紙代、伯國領事査證時間外手数料其他と差引計算の上)。

(ニ) 植民は十月以降三月迄に到着するものは、一家族につき一ヶ月二十五圓の生計準備金を増額します。

(ホ) 植民の船賃※は入地後滿一ヶ年を経過し、當社が其の定住を認めたものに對しては、會社の證明に依り州政府が償還して呉れます(但し拓務省の補助を受けたるものは此の償還金は受取れません)。

### 八 どんな支度をして行くか

所謂洋行や漫遊でブラジルへ行くのではありませんから、支度は出来る丈質素にして、節約した金は渡航後の資本に持つて行く心懸が必要であります。荷物は一人に付行李一個(箱類の容れ物は税關の検査や荷扱ひが面倒ですから持つて行つてはいけません。又重量は一人につき十二貫を超えてはいけません。)携帶品は、質素で丈夫な折襟洋服(男女共なるべく茶褐色のもの、ネクタイ、カラーは不用、婦人は帽子不用)シャツ、ツボン下、サルマタ靴、日用品、蚊帳、毛布、雨具、ゴム引マント及洋傘等、簡単な大工道具、鎌(其の他日本で使用する農具は全然役に立ちません)食器類、手拭、石鹼、封筒、齒磨粉、楊子、髪洗粉、髪油、小刀、鋏、鏡、手帳、針、糸、ペン、軸小兒の哺乳器、野菜の種子、砥石等です。刀劍拳銃等の兇器、燐寸又は絹物、或は味噌、醬油等の食料品は、商品と認められ税關の検査が嚴重ですから持つて行つてはいけません。

日本の移民は労働者に似合はぬ美服を纏ひ、ハイカラの身廻りを整へ、又携帶荷物の多いことが、本人の爲めに不經濟である許りでなく、伯國到着後非難の的となり、果は労働能率の程度迄疑はれ、所謂一擧兩損となりますから、堅く慎まねばなりません。

### 九 申込手續

規定様式の健康診断書を取り(トラホームを含む)、戸籍謄本三通、最近寫した寫眞、(臺紙なし無帽、手札又は名刺形)五枚と共に、申込金として十二歳以上一名に付金五圓を添へて當社の最寄代理人に申込になりますと契約締結出願其の他の御世話を致し

ます。右申込金は乗船港で返戻するのですが破約したる時は返しません。出願は本籍地又は寄留地の地方長官に宛て爲すのであります。保証人は諸税三圓以上又は資産五百圓以上ある人を一名必要とします。

其の他移住の實情、所要渡航費の計算、家族構成法、携帶品等の詳細は、地方最寄りの代理人事務所に御問合せ下さい。

一〇 移植民家族の構成法

家族の構成は純農者にして左記構成法に依るを要します。

一、大人三人以上の家族移民(満十二歳以上を大人とします)

(1) 基本構成員 家長夫妻(年齢五十歳未満のもの)を中心として、其の一方孰れかの左記続柄の者を加へて家族を構成します。但し此の加入員中には年齢満十二歳以上五十歳未満の者少くとも一名以上なければなりません。

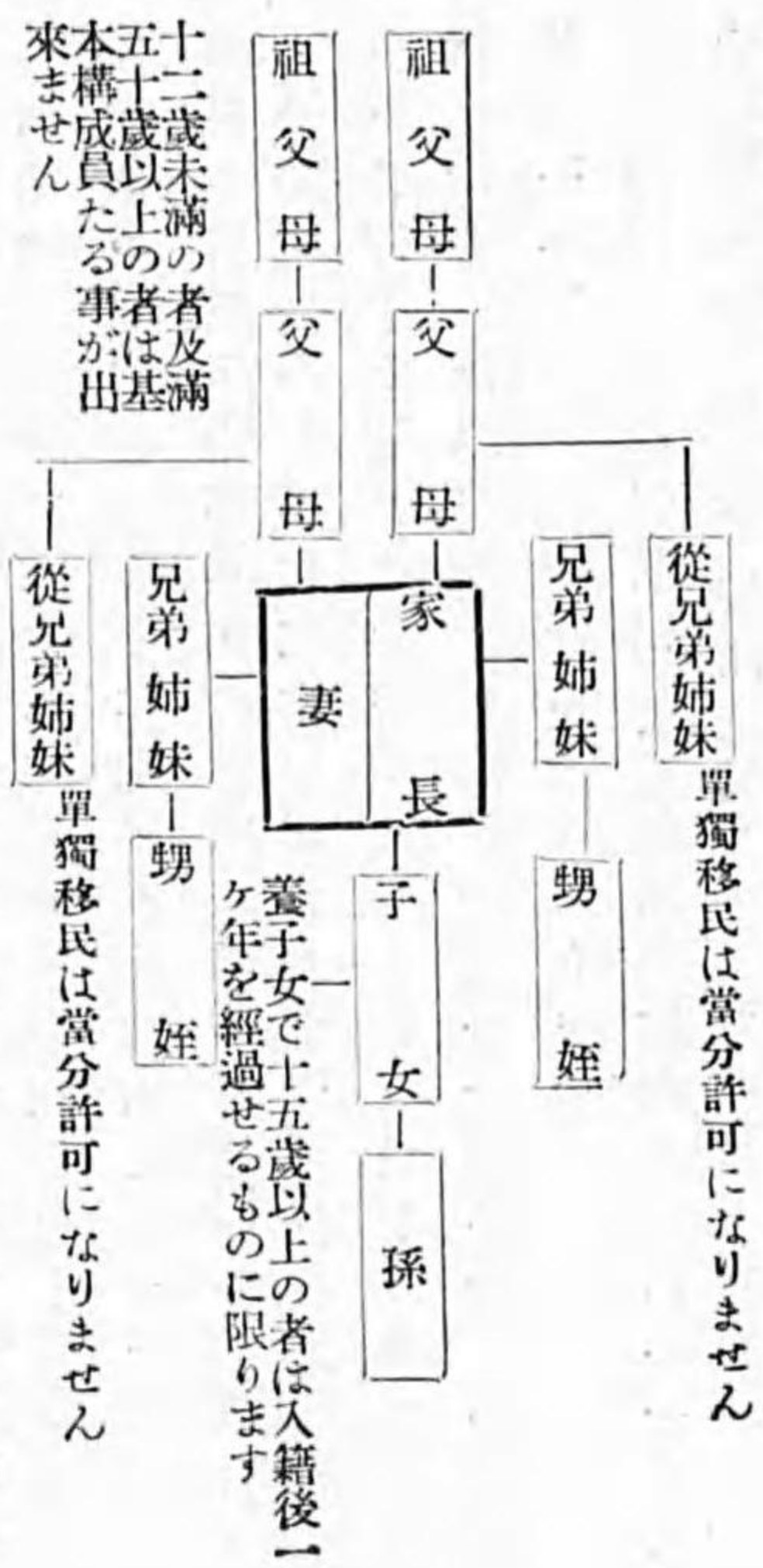
(イ) 實父母、養父母、繼父母、祖父母。(ロ) 實子女、繼子女。(ハ) 養子女 但し十五歳以上(ニ) 實父母、養父母、繼父母、祖父母、(ハ) 實子女、繼子女、(ニ) 養子女 但し十五歳以上(イ) 實父母、養父母、繼父母、祖父母、(ロ) 實子女、繼子女、(ニ) 養子女 但し十五歳以上(イ) 實父母、養父母、繼父母、祖父母、(ロ) 實子女、繼子女、(ニ) 養子女 但し十五歳以上

(2) 同伴者 右基本構成員が出来ましたならば右の範囲内の者及實子女、繼子女、養子女、兄弟姉妹の各配偶者並甥姪、從兄弟姉妹と同行する各其の配偶者をも同伴し得られます。年齢には制限がありませんが六十歳以上は二人迄に限

ります。

尙左の圖解を御覽下さい

圖解(家長夫婦を中心として構成員を求められたし)



二、夫婦家族移民 年齢満五十歳未満の夫婦者、但し此の夫婦者は満十二歳未満の實子女、養子女、繼子女又は年齢五十歳を超過するも、身體強壯なる實父母、養父母、繼父母、祖父母を同伴して差支ありませんが、六十歳以上の者は二人迄に限ります。

三、單獨移民 満十八歳以上五十歳未満の男子に限ります。右二、三の移民は人員に制限がありまして取扱数は頗る少数でありますから、一般に募集しません。

三 移植民の教育

- 四、呼寄移民 呼寄移民には被呼寄人全部の氏名、続柄、呼寄動機を明記した帝國領事發給の呼寄證明書及聯邦勞働省下附の葡文呼寄認證書がいります。
- 五、再渡航移民 再渡航移民には家族全員の氏名、再びブラジルに歸る旨を明記した帝國領事の再渡航證明書(邦文)及葡文の國籍證明がいります。同伴者は家族移民に許されたる範圍の者なれば差支ありません。

ロ 植 民

其の家族構成法は純農者で左記家族構成法に依るを要します。

一、大人三人以上の家族植民(滿十二歳以上を大人とします)

(1) 基本構成員 家長夫妻(年齢五十歳未満のもの)を中心として其の一方孰れかの左記續柄の者を加へて家族を構成します。但し此の加入員中には年齢滿十二歳以上五十歳未満の者少くとも一名以上なければなりません。

(イ) 實父母、繼父母、祖父母。(ロ) 實子女、養子女、繼子女で十五歳以上の者は入籍後滿一年以上を経過せる者に限ります。

(ハ) 兄弟姉妹。(ニ) 伯叔父母。(ホ) 從兄弟姉妹及其の子女。(ヘ) 甥姪及其の子女。(ト) 孫。(チ) 再從兄弟姉妹。

(2) 同伴者 右基本構成員が出来ましたならば、右の範圍内の者及實子女、養子女、繼子女、兄弟姉妹、伯叔父母の各配偶者並に從兄弟姉妹、甥姪と同行する各其の配偶者をも同伴し得られます。年齢には制限がありませんが六十歳以上の者

者は二人迄に限ります。

以上植民家族中五十歳以上の者を除き他は定住後(第一回の土地代を納め假小屋を建設し一ヶ年以上現在地に於て農事勞働に従事するを定住と稱す)會社の請願に依り船賃全額を償還せられますが、州政府の都合で遅れることがあります。但し拓務省の補助を受くるものには此の償還が得られません。

一一 拓務省補助規程

前掲 一、大人三人以上の家族移民 二、夫婦家族移民 三、單獨移民 四、呼寄移民

五、再渡航者の同伴者(再渡航を除く)及大人三人以上の家族移民に對しては孰れも渡航準備金として左の補助があります。之を補助移民又は補助植民と謂ひます。

滿十二歳以上貳百圓、滿七歳以上十二歳未満金百圓、滿三歳以上七歳未満金五拾圓。右拓務省の補助を受くるものは純農者で渡航費調達の資力なき事の市區町村長の證明が要ります。但補助金には一定の限度がありますから、以上の者悉くが其の恩典に浴することは出来ません。拓務省の補助を受けざるものを自費移民又は自費植民と謂ひます。

○ 以上年齢は着伯時、但し單獨、呼寄、再渡航移民は出發時の計算に依ります。但し船賃は神戸港出帆時の計算に依ります。

注意 ○ 出願は原籍地でも寄留地でも出来ます。

○ 現在の取扱範圍は内地に限られて居りますから、朝鮮、臺灣、樺太在住者は